12 October 2026

Mr Michael McGrath
Commissioner for Democracy, Justice, the Rule of Law and Consumer Protection
European Commission

Subject: Submission of an Opinion Requesting Examination of the EU Adequacy Decision for Japan

Dear Commissioner McGrath,

We, the three organisations named below, submit the enclosed Opinion requesting examination of the adequacy decision for Japan (Commission Implementing Decision (EU) 2019/419).

The Opinion was drawn up in Japanese, and the Japanese text is the original. An English translation and a summary in English are enclosed.

For reference, we also enclose English translations of two opinions of the Japan Federation of Bar Associations (JFBA) concerning the Act on the Protection of Personal Information. The JFBA is not a party to this submission.

We would be grateful if the Commission would take the Opinion into account in its monitoring and review of the adequacy decision.

Yours sincerely,

Association for the Protection of Local Autonomy and Local Healthcare
Co-Representatives: YAMAGISHI Ryota, KOJIMA Nobuo

Japanese Medical and Dental Practitioners for the Improvement of Medical Care (Hodanren)
President: TAKEDA Tomoo

A group of members of the Study Group on the Role and Structure of Personal Information Protection Authorities
Chair of the Study Group: JITSUHARA Takashi

Contact for correspondence

KOJIMA Nobuo, Attorney at Law
Tokyo Surugadai Law Office
Iwanami Shoten Annex 7F, 2-3-1 Kanda-Jimbocho, Chiyoda-ku,
Tokyo 101-0051, Japan
Email: [redacted]

Enclosures

1. Opinion Requesting Examination of the EU Adequacy Decision for Japan
   (Japanese original and English translation)

2. Summary of the Opinion (English)

3. For reference: opinions of the JFBA

   (a) Opinion Calling for Amendments to the Act on the Protection of Personal Information concerning the Personal Information Protection Commission and Improvements in Its Operation, 20 February 2025 (unofficial English translation)

   (b) Opinion Regarding the Bill for the “Every-Three-Year Review” Amendment of the Act on the Protection of Personal Information, 16 April 2026 (English translation; summary of opinion as published by the JFBA, the remainder an unofficial translation by the submitters)

Copies to: European Parliament; European Data Protection Board (EDPB); European Data Protection Supervisor (EDPS)

日本に対する EU の十分性認定
（実施決定（EU）2019/419）の検証を求める意見書

― 日本の個人情報保護は、EU と同等の水準が保てているか ―

2026 年 10 月 12 日

地方自治と地域医療を守る会共同代表　山岸良太　小島延夫

全国保険医団体連合会会長　竹田智雄

個人情報保護機関のあり方研究会有志　研究会主査　實原隆志

目次

前文（Executive Summary） **4**
1　提出者及び本意見書の趣旨 4
2　本意見書の中心命題 4
3　主要論点と根拠 5
4　要請事項 8
第 1 章　監督機関（個人情報保護委員会）の独立性 **8**
1.1　2019 年の十分性認定が前提とした独立監督機関の要件 8
1.2　CJEU における「独立性」の意味——本意見書が主張するもの 9
1.3　本件における独立性への疑義 11
1.4　検証を求める事項 21
第 2 章　データ利用の拡大に見合わない救済及び執行 **22**
2.1　なぜこれが十分性審査の問題か 22
2.2　本意見書が主張すること 22
2.3　本件の構造 22
2.4　検証を求める事項 27
第 3 章　保護水準が国会の関与なく可変である構造 **27**
3.1　なぜこれが十分性審査の問題か 27
3.2　本意見書が主張すること 28
3.3　本件の構造 28
3.4　検証を求める事項 31
第 4 章　保護水準の実体的低下 **32**
4.1　「統計作成等／AI 開発」の特例 32
4.2　「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の包括例外と lawful basis 42
4.3　生体情報保護の実効性 43
第 5 章　実社会における顕在例と監督機関の対応——マイナ保険証と脆弱な立場の者 **47**
5.1　本章の位置づけ 47
5.2　同意の粒度と撤回（GDPR 第 7 条・第 9 条） 47
5.3　医療情報の集約保有と二次利用（GDPR 第 9 条） 48
5.4　設計段階の保護の不在（GDPR 第 25 条） 49
5.5　監督機関の対応——実効的な機能（GDPR 第 45 条 2 項(b)） 50
5.6　検証を求める事項 51
第 6 章　結論及び要請事項 **52**
提出団体について **53**
附属書 A　GDPR 条項対照表 **54**
附属書 B　出典一覧（Table of Authorities） **55**
B-1　EU 法・憲章・規則 55

B-2　CJEU 判例 55
B-3　委員会・EDPB の文書（添付不要） 56
B-4　日本法（原文＋日本法令外国語訳データベース掲載訳を併記） 57
B-5　日本語のみの公的資料（★＝附属書 C に抄訳を添付） 60
B-6　学術 71
B-7　報道・専門家見解（参考資料） 71
附属書 C　引用資料抄訳（Annex C: Translated Excerpts of Cited Materials） 72
C-1　個人救済の結果統計の限界（→ 第 2 章） 72
C-2　マイナ保険証の同意取得画面（→ 5.2） 76
C-3　PPC の企画立案権限に関する議事録・提出資料（→ 1.3(2)(b)(i)・1.4・第 3 章） 80
C-4　基本方針の新旧対照（「司令塔」「企画立案」の新設）（→ 1.3(1)(c)） 84
C-5　検討会報告書の救済・課徴金・団体訴訟に関する記述（→ 第 2 章） 87
C-6　タスクフォース最終報告の「企画・立案」帰結記載（→ 1.3(1)(c)・1.4） 93
C-7　国会審議における政府答弁（→ 4.1・5.5） 96
C-8　データ利活用計画文書の「本人関与」「事後的規律」記載（→ 1.3(2)(b)・2.3(1)・4.1(6)） 102
C-9　顔認証マイナンバーカードの導入経緯——認知症高齢者等への事後的配慮（→ 5.4） 107
C-10　PPC の設置と EU 十分性認定の関係（→ 1.3(1)(c)） 110
C-11　十分性認定の維持義務についての政府の自認（→ 前文 1） 114
C-12　2019 年の十分性認定時点の PPC ガイドライン（通則編）——個人識別符号と要配慮個人情報の書き分け（→ 4.3） 116
C-13　2019 年の十分性認定時点の PPC Q&A——顔画像・顔認証データの取扱い（→ 4.3） 123
C-14　PPC 事務局による法案立案の根拠に関する回答（2026 年 9 月 10 日）（→ 1.3(1)(d)・1.4 検証事項 2） 126
C-15　朝日新聞による法案形成過程の報道（参考資料）（→ 1.3(2)(b)(i)・2.3(2)） 127
C-16　宇賀克也氏の専門家見解（参考資料）（→ 1.3(2)(a)注） 128
C-17　重点計画とこれに対する PPC の意見（→ 5.5） 129

前文（Executive Summary）

1　提出者及び本意見書の趣旨

本意見書は、地方自治と地域医療を守る会、全国保険医団体連合会及び個人情報保護機関のあり方研究会有志が、日本において個人情報保護に関する実務及び研究に携わる者の協力を得て作成し、欧州委員会に提出するものである（提出団体の概要は、第 6 章の後の「提出団体について」を参照）。

本意見書は、2026 年 7 月 10 日に成立し、同月 17 日に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 8 年（2026 年）法律第 56 号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）の下での保護水準と、個人情報保護委員会（PPC）の独立性及び監督の実効性を検討する。また、マイナ保険証の問題を、保護の実効性と PPC の対応を検証する具体例として取り上げる。

日本は 2019 年、EU 一般データ保護規則（GDPR）第 45 条に基づく十分性認定（Commission Implementing Decision (EU) 2019/419。以下「2019 年の十分性認定」という。）を受けた。EU から日本の事業者に移転された個人データは、日本の個人情報保護法と、EU 由来のデータに限って上乗せされる補完的ルール（Supplementary Rules）とによって保護されている。

改正法は、一部の規定を除き、公布から 2 年以内に政令で定める日から施行されるが、その日はまだ定まっていない。改正法が委任する政令及び個人情報保護委員会規則（以下「PPC 規則」という。）も公表されていない。改正法については、本意見書は法律の文言と委任の構造から生じる懸念を示す。なお、PPC は、2026 年 9 月 16 日及び 10 月 1 日、政令及び PPC 規則の整備に向けた基本的な考え方を公表したが、本意見書の取りまとめ時期との関係上、その内容を十分に検討するには至らなかった。

十分性認定が求めるのは、第三国の保護水準が EU と同一であることではなく、実質的に同等であることである（Schrems I, C-362/14, para. 73; Schrems II, C-311/18, para. 94）。本意見書も、改正法と GDPR の逐条的な相違そのものではなく、改正法及び補完的ルールによる保護がなお実質的同等性を満たすかを問う。この同等性を維持する必要があり、これを損なえば認定の取消しに至ることは、PPC の事務局長自身が説明している（Annex C-11）。

欧州委員会は十分性認定を定期的にレビューし、保護水準が維持されていないと認めるときは、認定を停止し、改正し、又は廃止することができる（第 45 条 3 項・5 項）。第 1 回レビューの報告書は 2023 年に公表されており、次回レビューは 2027 年頃と見込まれる。私たちは、欧州委員会に対し、この次回レビューにおいて後記第 1 章ないし第 5 章の論点を審査項目として取り上げ、2019 年の十分性認定の前提とされた保護水準及び補完的ルールの実効性が現在もなお維持されているかを検証されるよう要請する。

本意見書は、欧州委員会が日本政府に説明及び必要な是正を求めることを通じて、EU から移転される個人データの保護が将来にわたり確保されることを目的とする。

2　本意見書の中心命題

私たちの懸念は、次の三点に集約される。

第一に、個人情報保護機関たる PPC は、個人情報の保護と利活用の推進という二重の役割を負い、データ利用を拡大する今回の改正法案を自ら立案・主導した。その経緯に照らして PPC の監督機関としての独立性には重大な懸念がある。また、マイナ保険証の問題に対して、PPC が個人情報保護機関として十分な役割を果たしてきたかにも疑問があり、監督機関として実効的に機能しているかが問われる。

第二に、改正法は、AI 開発・統計作成等を理由とする本人同意なきデータ利用を大幅に拡大し、一般的な保護水準を引き下げる。

第三に、改正法は、保護の核心――「統計作成等」の範囲、「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の範囲、事業者が講ずべき技術的・組織的措置の内容――を、**PPC の規則及びガイドラインに委ねている**。保護水準は、国会の関与なく確定され、また変更され得る。

十分性認定は、独立した監督機関が存在し、実効的に機能していることを前提とする（GDPR 第 45 条 2 項(b)）。改正法とその立案過程に照らすと、PPC が今なおこの意味で独立した監督機関と認められるかについて、改めて検証が必要である。また、PPC が監督機関として実効的に機能しているかについても、検証が必要である。

改正法施行後の保護のありようは、PPC が今後整備する規則、ガイドライン等によるところが大きい。しかし、PPC の独立性に疑義がある以上、下位規範の整備において、PPC が十分な保護を保障するための均衡判断を自ら行うと信頼することは難しい。規則等の整備を含め、改正法による保護についても改めて検証が必要である。下位法令の確定した内容が示されていない段階で、改正法による新設の保護を十分性の評価にどこまで算入し得るかも、次回レビューにおいて検証を要する。

3　主要論点と根拠

本節は、第 1 章以下の本論を概観するため、各章の主要な論点とその根拠を要約したものである。第 1 章から第 3 章は制度的基盤の問題を、第 4 章は保護水準の実体的低下を、第 5 章はその現実の発現とこれに対する監督機関の対応を扱う。各論点の詳細な根拠と、欧州委員会に検証を求める具体的な事項については、括弧内に示した本論の該当箇所を参照されたい。

第 1 章　監督機関（PPC）の独立性

本意見書は、PPC がデータ利活用に好意的な政策的立場をとること自体を問題とするものではない。EU 司法裁判所（CJEU）の判例によれば、監督機関は基本権の守護者として保護のための均衡判断を行うのであり、この判断に政府が影響を及ぼし得る「単なるリスク」があれば、独立性は損なわれ得る（C-518/07, para. 36。§1.2）。

個人情報保護法は、個人情報の有用性への配慮を、法の目的だけでなく PPC の任務そのものに組み込んでいる（第 1 条・第 131 条）。ここでいう有用性は、新産業の創出等を含む産業・経済社会政策上の目標であり、政府の推進する政策と通底する。PPC は、もともと政府の政策の影響を受けやすい立場にある。この二重目的の構造は 2019 年にも存在した。しかしその後、PPC は「国の政策の企画立案」を担う主体と位置づけられ、政府の政策方針を受けて、自らが監督に用いる法律の改正案を立案するようになった。二重目的に企画立案の役割が加わったことで、政府の政策方針が PPC の均衡判断を方向づける経路が制度上設けられ、PPC が政府の産業政策に組み込まれるおそれは大きくなった。独立性を危うくする構造である（§1.3(1)(a)〜(c)）。

しかも、この位置づけは、法律の所掌事務規定によるものではない。PPC 自身が案を作成し閣議決定される個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に、2022 年の改定で初めて書き加えられたものである。欧州委員会が認定時に参照した文書が、認定後に、PPC の役割を拡張する方向で改変されたことになる。PPC 事務局も、法案立案の根拠として、この基本方針や政令を挙げている（Annex C-14。事務レベルの回答である）。本意見書は、企画立案を担う PPC に、GDPR 第 52 条と実質的に同等な独立性の保障が維持されているかを問うものである（§1.3(1)(c)(d)）。

では、今回の法改正において実際はどうであったか。改正法に至る制度の見直し（いわゆる「3 年ごと見直し」）の検討経緯には、二つの疑義が現れている。第一に、AI 学習の「入口」で本人同意の例外が具体化される一方、完成したモデルを個人の評価に用いる「出口」に関わるプロファイリングの規律は後退し、その理由を公開資料から検証することができない。本意見書は手続の欠落を主張するものではなく、保護の論点を後退させた判断の理由が外部から確認できないことを問題とする（§1.3(2)(a)）。第二に、PPC が政府のデータ利活用方針を「踏まえ」、政府の制度整備と「整合したものとなるように調整」して法案を決定したことは、担当大臣及び PPC 委員長自身が説明している。行政機関等から民間への提供の拡張も、受領者の義務を整えないまま、政府の制度整備と歩調を合わせて行われたと考えられる。少なくとも、外部影響の「単なるリスク」が存在するのではないかという疑義が生じる（§1.3(2)(b)）。

第 2 章　データ利用の拡大に見合わない救済及び執行

本意見書は、GDPR と同一の制裁金を求めるものではない。問題は、データ利用を大幅に拡大しながら、救済・執行をそれに見合って強化しなかったという非対称性である。新設の課徴金は対象行為と発動要件の両面で限定されており、とりわけ、特例で得たデータを自社の AI 開発に用いる自己利用型の濫用を捕捉しにくい。課徴金の及ばない違反に残る勧告・命令も、民間部門で直近 3 年間に勧告 6 件、命令 1 件にとどまる。日本法の下では個人による救済に多くの困難があり、個人情報保護法の違反を対象とする団体訴訟もクラスアクションもない。これを補う団体による差止請求・被害回復制度は、PPC の検討会自身が必要性を認めながら、導入が見送られた。個人救済が事業者の是正や利用停止等に結びついたかを示す統計も公表されていない（§2.2・§2.3）。

第 3 章　保護水準が国会の関与なく可変である構造

本意見書は、下位規範への委任それ自体を問題とするものではない。問題は、「統計作成等」の範囲など、保護が及ぶか否かの境界線そのものが PPC 規則に委ねられ、補完的ルールも PPC 限りで改正し得ることである（§3.3(1)(2)）。さらに、補完的ルールのうち法本体を上回る義務を課す部分には、国内法上の拘束力と執行の根拠が欠けていると考えられる。これは、欧州データ保護会議（EDPB）自身が Opinion 28/2018 で指摘しながら、時間的制約のため審査できなかった点である（para. 48。§3.3(3)）。本意見書は、2019 年の十分性認定の判断が誤りであったと主張するものではない。その保証の信頼性を、現時点で検証するよう求めるものである。そして、保護水準を動かす規則の制定・改正と、その権限を自らに委ねる法律案の立案とを、独立性に疑義のある同一の機関が担っている（§3.3(4)）。

第 4 章　保護水準の実体的低下

第 4 章は、改正法の下での保護水準の具体的な低下を、GDPR との逐条的な同一性ではなく、実質的同等性の観点から論じる。

中心となるのは、「統計作成等」の特例である（§4.1）。改正法は、AI モデルの開発を含む統計作成等を目的とする場合に、非公開の要配慮個人情報も含め、本人同意なき取得・提供を認める（§4.1(1)）。GDPR の統計目的は、結果を特定の個人に対する措置・決定に用いないことを含む（前文 162 項）が、改正法には、完成したモデルを個人の診断・評価に用いることを禁じる規定がない。PPC 自身は、補完的ルール(4)において、EU 由来の個人情報から作成する仮名加工情報については同旨の制限を定めている。しかも政府は、国会答弁において、医療データを用いて「診断、判断をするような」AI を開発することを特例の必要性の理由に挙げており、特例により開発されたモデルが個人の診断等に用いられることを想定している。こうした利用は、前文 162 項の下では GDPR の統計目的に当たらない。また、GDPR において統計目的であることは目的の両立性を認める理由となるにとどまり、提供等の処理には第 6 条の適法化根拠（特別な種類のデータについては加えて第 9 条 2 項の例外）を要する。したがって、この特例は、GDPR の統計目的とではなく、第 6 条及び第 9 条 2 項の下での保護と比較されなければならない（§4.1(2)）。

特例は、統計作成等であること自体と、公表及び提供者間の書面合意とをもって、同意なき提供を認める。GDPR の正当な利益（第 6 条 1 項(f)）が求める利益衡量も、第 21 条 1 項に相当する異議申立権もなく（§4.1(6)）、提供された情報の保有期間を限定する規定もない（§4.1(3)）。また、法律は作成されたモデルが個人に関する情報に当たらないことを求めるが、モデルが学習データを記憶し再現し得ることが知られている中で、これをいかなる技術的措置と検証によって確保するかは明らかでない（§4.1(4)）。本意見書は、この相違のみをもって実質的同等性が失われたと結論づけるものではないが、この特例が GDPR と同等の保護措置を備えていると評価できるかを問う。なお、EU のデジタルオムニバス提案も、AI 開発に正当な利益を認めるにあたり利益衡量と無条件の異議申立権を維持しており、日本の特例を正当化するものではない（同提案は未成立である。§4.1(2)）。

さらに、改正法には、プロファイリング及び自動化された決定に関する権利も置かれなかった。特例は個人の評価・選別に用い得るモデルの開発を促すから、この規律の不在が持つ意味は、それだけ大きくなる。入口で同意の例外を広げながら、出口の保護を欠く構造である（§4.1(5)）。また、16 歳未満の者について、改正法は本人に代わる法定代理人の同意を新設したが、特例の下では同意そのものが要らないため、この保護は機能しない。GDPR が正当な利益の衡量において子どもの利益を特に重く扱うことに照らし、子どもの保護が十分かが問われる（§4.1(2)）。

このほか、「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の包括例外は、事業者の利益や処理の必要性を要件とせず、GDPR の正当な利益の要件を満たさない処理にも及び得る（§4.2）。生体情報については、改正法による前進を認めつつ、処理前の正当化の欠如、広い例外と下位法令への委任、公的部門への不適用等の欠缺を指摘する（§4.3）。

第 5 章　実社会における顕在例と監督機関の対応―マイナ保険証と脆弱な立場の者

マイナ保険証は、前章までに指摘した欠缺が現実の大規模システムに現れた実例であり、同時に、監督機関が実際にどのように機能しているかを示す事例でもある。医療情報提供の同意の粒度が粗く、いったん行った同意を取り消す機能もないこと、医療情報が個人単位で集約保有され、当初の目的を超える利用への歯止めが明らかでないこと、設計段階の保護を欠き、脆弱な立場の

者への配慮が事後的に付加されたことを示す（§5.2～§5.4）。PPC には、健康保険証の廃止と医療情報の共有を掲げた政府の重点計画に意見を述べる機会があった。しかし PPC は一般的な留意事項を示すにとどまり、公表資料を調べた範囲では、これらの点について意見を表明した例は確認できなかった。十分性認定が前提とする監督機関の実効的な機能（GDPR 第 45 条 2 項(b)）の観点から、検証に値する（§5.5）。

4　要請事項

以上を踏まえ、私たちは、欧州委員会が次回定期レビューにおいて、次の事項を行うよう要請する（詳細は第 6 章）。

1. PPC が、GDPR 第 45 条 2 項(b)にいう独立した監督機関と今なお認められるか（実効的に機能しているかを含む）を、改めて検証すること（第 1 章・第 5 章）。
2. 第 1 章ないし第 5 章で指摘した各検証事項を、2019 年の十分性認定の維持に関わる審査項目として正式に取り上げること。
3. これらの論点について、日本政府及び PPC に対し、改正後の保護水準及び補完的ルールの実効性に関する説明並びに必要な是正を行うよう求めること。
4. 補完的ルールが与える保証が、これを改正し得る PPC の独立性への疑義の下で、かつその執行可能性の国内法上の基盤（第 3 章）に照らして、なお信頼に値するかを評価すること。
5. これらの検証の結果、2019 年の十分性認定の前提が維持されていないと認められる場合には、GDPR 第 45 条 5 項に基づく適切な措置を検討すること。

第 1 章　監督機関（個人情報保護委員会）の独立性

1.1　2019 年の十分性認定が前提とした独立監督機関の要件

EU の十分性認定は、第三国に「**独立した監督機関が存在し、実効的に機能していること**」を不可欠の前提とする。

- **Charter（EU 基本権憲章）第 8 条 3 項**は、「これらの規則の遵守は、**独立した機関による監督に服する**（Compliance with these rules shall be subject to control by an independent authority）」と定め、独立した機関による監督を基本権保障の一部として要求する。同項自体は監督の水準を「独立した機関」と述べるにとどまり、その水準を「完全な独立性」として具体化するのは、次に掲げる GDPR 第 52 条 1 項である。
- **GDPR 第 52 条**は、監督機関が「**完全な独立性**（complete independence） をもって」その任務を遂行すること、「直接又は間接を問わず外部からの影響（external influence）を受けず、何人からも指示を求めず、また受けないこと」（同条 2 項）、及び委員が「その職務と両立しないいかなる行為も差し控えること」（同条 3 項）を求める。
- **GDPR 第 45 条 2 項(b)** は、十分性評価において「**一以上の独立監督機関の存在及び実効的な機能**（the existence and effective functioning of one or more independent supervisory authorities）」を考慮すべき事項として明示する。本章は、このうち独立性を論じる。実効的な機能については第 5 章 5.5 で論じる。

- EDPB「**十分性参照枠組み**（Adequacy Referential, WP254 rev.01）」 は、第三国の制度が「欧州のそれと整合的」であるために備えるべき要素の筆頭に「**所轄の独立監督機関**（Competent Independent Supervisory Authority）」を掲げ、当該機関は「**完全な独立性と公平性をもってその職務を遂行し、その権限を行使しなければならず、その際、指示を求めても受けてもならない**」とし、あわせて必要な権限・任務、職員及び予算への配慮、並びに**職権による調査**の実施能力を要求する。
    - なお、用語の混同を避けるため付言する。同参照枠組みには「**本質的保証**（essential guarantees）」の語も現れるが、これは、法執行及び国家安全保障を目的とする公的機関のデータアクセスについて用いられる別個の概念である（WP237 に由来する四つの保証＝①明確・精密かつアクセス可能な規則に基づくこと、②必要性及び比例性が示されること、③独立した監督に服すること、④実効的な救済が利用可能であること）。独立監督機関の要件は、これとは別の章に置かれている。本章が論じるのは、この独立監督機関の要件である。

2019 年の十分性認定も、PPC をこの「独立監督機関」として評価したことを前提として成立している。したがって PPC の独立性が揺らぐことは、2019 年の十分性認定の法的基盤そのものに関わる。

1.2　CJEU における「独立性」の意味―本意見書が主張するもの

EU 法上、監督機関がデータ利活用に好意的な政策的立場をとること自体は、ただちに独立性の欠如を意味しない。「PPC の政策判断は妥当でない」という不一致は、独立性の問題ではなく政策論である。

本意見書が問題とするのは、EU 司法裁判所（CJEU）が確立した次の意味での独立性である。

- Commission v Germany **事件**（C-518/07, 2010 **年、大法廷**） において、CJEU は、指令 95/46 第 28 条 1 項の「完全な独立性」の意味を次の順序で確定した。
    - (i) **概念と趣旨。** 「完全な独立性」とは「**直接的か間接的かを問わず、いかなる外部の影響からも独立した意思決定権限**」を意味する（para. 19）。この保障は監視の実効性・信頼性を確保するためのものであり、「**監督機関それ自体やその職員に特別の地位を与えるためではなく、その決定によって影響を受ける個人及び団体の保護を強化するため**」に設けられた。それゆえ監督機関は客観的かつ公平に行動しなければならず、そのために国の直接的・間接的影響を含む「**いかなる外部からの影響からも自由**」でなければならない（para. 25）。
    - (ii) **監督機関の位置づけと均衡の任務。** 監督機関は基本的権利及び自由の「**守護者**（guardians）」であり、加盟国におけるその存在は「個人の保護にとって**不可欠の構成要素**」である（para. 23）。そして「**その保護を保障するために**（In order to guarantee that protection）、監督機関は、一方における私生活の基本権の尊重と、他方における個人データの自由な移動を要求する諸利益との間の**公正な均衡**（fair balance）を確保しなければならない」（para. 24）。すなわち、均衡の確保は監督機関に課された任務であるが、それは**保護を保障するための手段として**課されている。

- **(iii) 帰結―遮断されるべき対象は均衡判断そのものである。** 以上を踏まえ、同判決は解釈を次のように確定する。監督機関の独立性は、「被監督主体による影響のみならず、**直接的か間接的かを問わず、いかなる指示その他の外部からの影響であって**、私生活の権利の保護と個人データの自由な移動との間の**公正な均衡を確立するという監督機関の任務の遂行を疑わしめるものをも排除する**」（para. 30）。監督機関が均衡を判断すること自体は否定されない。**外部から遮断されなければならないのは、まさにその均衡判断である。**
- **(iv) 危険の具体像と立証水準。** 同判決は、独立性が防ごうとする危険として、政府が自ら処理の利害関係者となり得ること（官民連携・公共調達）、及び課税・法執行のためデータベースへのアクセスに固有の利害を持ち得ることと並べて、政府が「**当該ラント又は地域にとって経済的に重要な一定の企業による**〔個人データの取扱いに関する個人の保護に係る〕**規定の適用にあたり、経済的利益を優遇する傾向を持ち得る**」ことを挙げている（para. 35）。そして決定的に重要なのは、同判決が、**政府の側が監督機関の判断に政治的影響を及ぼし得る「単なるリスク（the mere risk）」が存在するだけで、独立した職務遂行は損なわれる**と述べ、あわせて、私生活の権利の守護者としての役割上、監督機関の判断は――したがって監督機関それ自体が――「**公平性へのいかなる疑念（any suspicion of partiality）をも超えたもの**」でなければならないとした点である（para. 36）。すなわち、影響の現実の行使を立証するまでもなく、構造的にそのリスクが存在し、又は公平性への疑念が生じること自体が、独立性侵害を構成し得る。

- **Commission v Austria 事件（C-614/10, 2012 年、大法廷）** は、監督機関の構成員が指示に拘束されないという**機能的独立は、不可欠の条件ではあるが、それ自体ではあらゆる外部影響から監督機関を保護するに足りない**と判示した（para. 42）。そのうえで、管理職構成員と所属官庁との職務上の結合（paras. 45–55）、事務局と連邦首相府との組織的一体化（paras. 56–61）、首相の無条件の情報取得権（paras. 62–64）という**政府機関との人的・組織的結合の構造それ自体**が「完全な独立性」を欠くとした（総括 para. 66）。同判決は、その判断において、昇進評価等を通じた「事前の忖度（prior compliance）」のリスク及び「公平性への疑念」基準（C-518/07, para. 36）を明示的に援用している（paras. 51–52）。
- **Schrems I 事件（C-362/14, 2015 年）** は、独立した監督機関の設置を、監督の実効性・信頼性を確保するものとして「個人の保護にとって**不可欠の構成要素（an essential component）**」と位置づけ（para. 41）、十分性の基準として「実質的同等性（essential equivalence）」を定立した（para. 73）。**Schrems II 事件（C-311/18, 2020 年）** もこの基準を再確認している（para. 94）。

要するに、EU 法における独立性の核心は、**「保護を保障するための均衡判断を、政府全体の政策方向から自律して行っているか」「外部影響を受ける構造的リスクがないか」**にある。以下では、この物差しに照らして PPC を検証する。

1.3　本件における独立性への疑義

(1) 構造的問題―監督機能と利活用推進への関与の併存（基礎的条件）

(a) 制度の根に置かれた二重目的

個人情報保護法第 1 条は、その目的を、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資すること「その他の個人情報の**有用性に配慮しつつ**、個人の権利利益を保護すること」と定める。この有用性への配慮は、法律の一般的な目的にとどまらない。同法第 131 条は、PPC の**任務**それ自体を、「個人情報の**有用性に配慮しつつ**、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」と定めている。すなわちこの考慮構造は、PPC の法定任務そのものに明文で組み込まれている。

ここで、EU との相違を正確に捉える必要がある。EU においてもデータ保護は絶対的権利ではなく、他の権利との均衡の下で比例原則に従って考量される（GDPR 前文第 4 項）。したがって「データの有用性に価値を認めること」自体は EU との相違ではない。GDPR 第 51 条 1 項も、監督機関の任務を「**本規則の適用の監視**」と定めたうえで、その監視が「自然人の基本的権利及び自由の保護」と「EU 域内における個人データの自由な流通の促進」の双方に資するものと位置づけている。監督機関がデータの自由な流通に配慮すること自体は、EU 法においても排除されていない。

しかし、GDPR にいう「**自由な流通**」は、**統一された高い保護水準を確保することによって、加盟国ごとの規制の相違が域内のデータ流通を妨げることを防ぐ**という趣旨のものである（第 1 条 3 項、前文第 13 項・第 123 項、C-518/07, paras. 20, 22）。産業政策としてデータ利用の量的拡大それ自体を監督機関の行政目標とすることを意味しない。

これに対し個人情報保護法第 1 条は、個人情報の適正かつ効果的な活用が「**新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現**に資するものであること」を挙げ、その**有用性への配慮**を法目的そのものに組み込む。これは、域内市場における規制障壁の除去という調和の概念ではなく、産業・経済社会政策上の目標である。

この相違が独立性の観点から重要なのは、**PPC が配慮すべき利益の一方が、政府自身の推進する産業・経済社会政策と重なる**ためである。政府が AI 開発やデータ利活用の拡大を政策目標として掲げるとき、その方針は、PPC に対する外部からの要請としてだけでなく、PPC 自身の「有用性への配慮」という法定任務を具体化するものとして受け入れられ得る。

確かに、有用性を考慮すること自体は、政府が設定した利活用の目標や優先順位を、自らの判断の前提として引き受けることとは異なる。政府の政策目標についても、個人の権利利益への影響を踏まえ、その実現をどこまで認め、どのような条件を付すべきかは、PPC 自身が判断すべき事柄である。**しかし、その目標の実現を既定の前提としてしまえば、**PPC の役割は、政策目標の当否を含めて均衡を判断することから、目標の実現に適合するよう保護の在り方を調整することへと変わる。**この場合、政府から個別の指示を受けなくても、何を優先するかについて政府の判断を受け入れることを通じて、PPC 自身の均衡判断が方向づけられ得る。**

本意見書が問題とするのは、PPC による政策形成への関与それ自体ではない。問われるのは、**有用性への配慮を政府の具体的な利活用政策へと結びつける制度上・運用上の経路を通じて、PPC 自身の均衡判断が外部から方向づけられる構造が生じていないか**である。以下では、2019

年の十分性認定後の PPC の役割の位置づけの変化と、今回の法改正における判断・調整過程に即して、この点を検討する。

(b)「2019 年から変わっていない」という想定される反論への応答

この二重目的構造それ自体は、2019 年の十分性認定当時から存在した。したがって「構造それ自体が独立性に反する」という主張は、欧州委員会自身が 2019 年にこれを審査したうえで十分性を認定した、との応答により単独では支えきれない。本意見書も、この静的構造のみをもって独立性違反を主張するものではない。

もっとも、この二重目的構造は、外部影響のリスク（前記 1.2 の Commission v Germany 基準）を恒常的に内在させる**基礎的条件**である。2019 年の十分性認定は、この基礎的条件の下でも PPC が**基本権の守護者として**（C-518/07, para. 23）自律的に判断すること――すなわち、その均衡判断が政府の産業政策によって外部から方向づけられないこと――を暗黙の前提としていた。問われるべきは、その前提が、2019 年の十分性認定後の制度上の位置づけの変化と、今回の法改正における実際の判断・調整過程とに照らして、なお維持されているかである。

(c) 2019 年の十分性認定後の変化―企画立案主体としての PPC の位置づけ

PPC は、平成 27 年（2015 年）改正により、それまで事業分野ごとに各主務大臣へ分散していた監視監督権限を一元化する独立行政委員会として設置された。個人情報保護委員会の平成 27 年（2015 年）度年次報告は、EU 等との「組織面での国際的な整合性をとる必要があった」ことを設置の背景として明記し、PPC を、「あらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから」設けられた「独立した機関」と説明する。さらに PPC の事務局長は、近時、政府の会議において、EU の十分性認定を得るには「政治や行政から独立した監督機関が法を執行する」ことが条件の一つであり、「前者の条件を満たすことが必要な背景がございまして、…個人情報保護委員会が創設された」と明言している（附属書 C-10）。**独立監督機関としての設置と EU 十分性認定の要件との関係は、政府自身が説明している。**

以下では、法的な性格の異なる四つの文書を順に取り上げる。

- **個人情報保護法の所掌事務規定（第 132 条）**：国会が法律で定めた、PPC が担う事務の範囲である。日本の各省の設置法は、通常、所掌事務に「政策の企画及び立案」に相当する規定を置く。
- **タスクフォースの「最終報告」**：令和 3 年（2021 年）改正に先立ち、内閣官房が作成した計画文書である。法令ではない。
- **「個人情報の保護に関する基本方針」**：法第 7 条に基づき、PPC が案を作成し、閣議決定される政府の方針である。国会の議決を経ない。
- **個人情報保護委員会事務局組織令**（以下「事務局組織令」という。）：内閣が定める政令である。

問題となるのは、PPC が「国の政策の企画立案」を担う主体と位置づけられた経路である。この位置づけの下で、PPC は、政府の政策方針を受けて、自らが監督に用いる法律の改正案を立案する。これは、前記(a)で述べた、政府の政策が PPC の均衡判断を方向づける経路となり得る。しかも、この位置づけは、国会が定める所掌事務規定ではなく、計画文書、閣議決定による基本方針及び政令という、いずれも国会の審議を経ない文書を通じて与えられた。以下、その経過が 2019 年の十分性認定後の変化であること（本項(c)）、及びその根拠が PPC 自身の起草する文書を経由していること（後記(d)）を順に示す。

2019 年の十分性認定が参照した平成 30 年（2018 年）6 月 12 日変更の基本方針には、PPC を個人情報保護制度の「**司令塔**」として「**国の政策の企画立案**」を担う主体とする記述はなかった。同認定は、この基本方針が、PPC は法第 6 条に基づき、法及び政令で規定された規律を「補完し上回る」拘束力のある規律（補完的ルール）を設ける権限を「有している」と述べていることを、保護水準を担保する要素として摘示していた（前文(14)）。

その後、令和 3 年（2021 年）改正（公的部門を含む個人情報保護法制の一元化）を起案した内閣官房の計画文書「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース、令和 2 年（2020 年）12 月）は、統合後の法律を PPC が一元的に所管することの「帰結」として、法律の執行（①）及び有権解釈（②）と並べて、「③　統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行うこととなる」と明記した（同報告 1 － 1 ・ 7 、附属書 C-6）。企画・立案機能が PPC に帰属することは、政府自身の計画文書において、検討課題としてではなく既定の帰結として示されたのである。

しかし、同報告から約 1 か月半後（令和 3 年（2021 年）2 月 9 日）に閣議決定・国会提出された改正法案は、PPC の所掌事務を定める第 132 条に、各省設置法が通常備える「政策の企画及び立案」に相当する規定を置かなかった。計画文書の明示的な記述がなぜ所掌事務規定に反映されなかったのかを説明する立法資料は、公開情報からは確認できない。この経過に照らせば、企画立案規定の不在を、**認識されないままの単なる欠落として説明することは困難**である。

企画立案主体としての位置づけが基本方針に書き加えられたのは、**令和 4 年（2022 年）4 月 1 日変更において初めて**である。同変更後の基本方針第 1 項(1)及び第 8 項(1)は、PPC を「司令塔」とし、「国の政策の企画立案」を担う主体とする記述を新設した（附属書 C-4）。すなわち、企画立案機能の PPC への帰属は、法律の所掌事務規定に明記されることなく、計画文書を経て、閣議決定による基本方針という非立法文書によって確定された。**欧州委員会が十分性の基礎として参照した文書それ自体が、認定後に、PPC の役割を企画立案主体へと拡張する方向で改変されている。**これは、2019 年の十分性認定当時から構造は変わっていない、との想定反論に対する文書上の反証である。

この変化は、前記(a)の二重目的と結びつくことで、独立性にとって重大な意味を持つ。PPC は、有用性への配慮を法定任務とし、もともと政府の産業・経済社会政策と通底する判断構造の下にある。そこに、政府の政策方針を受けて、自らが監督に用いる法律の改正案を立案する役割が加わったことで、政府の政策方針が PPC の均衡判断を方向づける経路が制度上設けられた。**PPC が政府の産業政策に組み込まれるおそれは、2019 年の十分性認定の時点よりも大きくなっており、これは独立性を危うくする構造である。**

このように企画立案主体として位置づけられた PPC は、今回の 3 年ごと見直しにおいて、「個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針」（以下「制度改正方針」という。）及び法律案を自ら決定した（制度改正方針は 2026 年 1 月 9 日の第 347 回委員会、法律案は同年 3 月 18 日の第 352 回委員会で決定。後記(2)(a)・(b)(i)）。その立案機能の根拠について PPC 事務局が示した説明を次の(d)で、今回の検討・調整過程に現れた問題を後記(2)で検討する。

(d) PPC 事務局による立案の根拠説明

PPC が――所掌事務に企画立案規定を欠くにもかかわらず――立案主体として機能している国内法上の根拠について、PPC 事務局は、個人情報保護機関のあり方研究会が、日弁連法務研究財団の研究として、研究主任の名義で行った照会（同研究会と提出者との関係は「提出団体について」参照）に対し、**2026 年 9 月 10 日付の書面回答**（個人情報保護委員会事務局総務課総括係名義）において、次の三点を根拠として明示した（Annex C-14）。

- 個人情報保護法第 7 条において、基本方針の**立案**の機能が同委員会に位置づけられており、そのもとで政府内において企画立案機能を担っていること。
- 同法第 132 条の所掌事務中、同条第 1 号の「基本方針の策定及び推進に関すること」が規定されており、閣議決定された基本方針が、個人情報保護委員会について「個人情報等に関する国の政策の企画立案を担う」旨を明記していること。
- 個人情報保護委員会事務局組織令第 5 条第 4 号において、法令案の作成が同事務局の所掌事務とされていること。

これは、本意見書が諸文書から構成した推論ではなく、**PPC 事務局が示した説明**である。もっとも、この回答は PPC **事務局**が事務レベルで行ったものであり、委員長及び委員による**合議体としての決定**を示すものではない点には留意を要する。

PPC 事務局の回答文中、「そのもとで」との文言は、第 7 条による基本方針の立案機能を、政府内における企画立案機能の根拠の一部として位置づけるものと解される。もっとも、この「そのもとで」が、第 7 条それ自体による企画立案機能への直接の授権を指すのか、第 132 条第 1 号及び閣議決定された基本方針を媒介する根拠構造を指すのかは、回答の文言上一義的に明らかではない。

いずれの読み方によっても、次の点は変わらない。第 132 条第 1 号及び第 7 条第 3 項それ自体は、基本方針の**案の作成**及びその**策定・推進**を定めるにとどまり、立法の企画立案を明文で規定するものではない。そして、PPC 自身が案を作成し閣議決定される「基本方針」（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日変更）が、PPC を企画立案の主体として位置づける文言を含んでいる。そのうえで、法律でも PPC 規則でもない政令である事務局組織令が、法令案の作成を事務局の所掌事務として定める。すなわち、監督対象法の規制緩和法案を立案する機能は、**立法の企画立案を明文で定める所掌事務規定を欠く中で**、PPC 自身が起草する基本方針という閣議決定文書、及び同じく国会の審議を経ない政令を介して構成されている――**自己授権的とも評価され得る構造**である。この根拠構造は、前記(c)で述べた認定後の役割の位置づけの変化に対応する。すなわち、独立性を危うくする前記(c)の構造は、PPC 自身が案を作成する基本方針をはじめとする、国会の審議を経ない文書を通じて形成されたものである。

この点は、保護水準の核心が PPC 規則・補完的ルールにより国会の統制を経ずに可変であるという第 3 章の構造的問題と通底する。**保護水準を動かす権限も、その権限を自らに与える文言も、いずれも PPC 自身が起草する非立法文書を経由して位置づけられた**という、前記と同種の構造が、ここにも現れている。

もっとも、法案を国会に提出するのは内閣であり、所管法律の改正案を政府部内の機関が立案し得るとの説明や、3 年ごと見直し規定（令和 2 年（2020 年）法律第 44 号附則第 10 条）の「政

府」に PPC も含まれるとの説明があり得る。しかし、**国内法上の根拠説明の当否と、独立した判断を保障する仕組みが維持されているかは、別の検討事項である**（前記 1.2）。PPC 事務局の説明する根拠構造の下で、PPC が企画立案を担う場合にも、独立監督機関として GDPR 第 52 条が要求する完全な独立性と実質的に同等な制度的保障が維持されているかを、欧州委員会において検証されたい（後記 1.4 検証事項 2）。また、後記(2)で検討する今回の判断・調整過程への疑義は、この根拠説明の当否そのものには依存しない。

(2) 3 年ごと見直しの検討経緯に現れた二つの疑義

PPC は令和 5 年（2023 年）11 月から 3 年ごと見直しの検討を主導した。以下では、その検討経緯に現れた二つの疑義を検討する。**(a)では、PPC 内部の均衡判断について、その理由を公開資料から検証できるかを問う。(b)では、政府方針との調整の下で PPC の独立した均衡判断が確保されたかを問う。この第二の疑義について、(i)では政府のデータ利活用政策と PPC の法案作成との接続を、(ii)では行政機関等からの提供拡張と受領後の保護策という具体的な立法結果を検討する。**(a)の問題提起は、(b)の外部影響が認められることを前提としない。

(a)　統計作成等の同意例外の具体化とプロファイリングの検討の後退―入口の緩和と出口の棚上げ（2024 年 6 月～2026 年 1 月）

3 年ごと見直しの中間整理は、プロファイリング――「本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理」――を引き続き検討する論点として挙げたが、規律の内容は特定しなかった。意見募集では、何らかの規制を求める意見が多く、その内容は、本人の権利の強化だけでなく、一定のプロファイリングの禁止や、要配慮個人情報の推知に対する規制にも及んだ。その後、統計作成等について本人の同意を不要とする例外が検討対象に加わり、両論点の扱いは分かれていった。

両者の関係を理解するには、AI の開発と利用を二つの段階に分けて考える必要がある。第一は、多数の人の個人情報をモデルの学習に用いる段階であり、本意見書はこれを「入口」と呼ぶ。第二は、完成したモデルを特定の個人に適用し、その人を予測・評価・選別する段階であり、これを「出口」と呼ぶ。入口で学習に使われる人と、出口で評価される人とは、同じとは限らない。統計作成等の特例は入口に関わり、プロファイリングの結果を特定の個人の評価・選別に用いる場面は出口に関わる。

統計作成等の特例は、一般的・汎用的な分析結果には個人の権利利益への直接の影響がないことを根拠とする。しかし、そこで開発されるモデルは、将来の顧客・応募者・患者等の予測・評価・選別に用いられ得る（後記 4.1）。**同意によらない AI 学習の入口を広げることは、個人への評価・選別に利用できるモデルの開発を促す。** それだけに、モデルを個人に適用する出口での利用制限と本人の権利保障が重要となる（後記 4.1(5)）。

ところが、同意の例外は制度化される一方、プロファイリングの規律は先送りされ、最終的には継続検討項目にも掲げられなくなった。論点ごとに検討の熟度が異なることはあり得るが、前述の入口と出口の関係に照らせば、**同意の例外を先行させる際に、モデルの個人への適用に伴うリスクと規律の必要性をどう評価したのか、判断理由を検証する必要がある。** 以下では、この優先順位の変化と、それをもたらした判断理由が公開資料にどこまで示されているかを検討する。

検討課題の変化は、次のとおりである。

- **2024 年 6 月 26 日（第 292 回）「中間整理」**：6 月 26 日決定、翌 27 日公表の「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」は、第 2 の 4「その他」で、プロファ

イリングを「本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理」と定義し、引き続き検討する論点として明示した。6 月 27 日から 7 月 29 日までの中間整理に対する意見募集には 1,731 の団体・事業者又は個人から延べ 2,448 件の意見が寄せられ、プロファイリングへの言及は 95 箇所に及んだ。規律の強化を求める意見には、一律禁止、GDPR 第 21 条・第 22 条・第 15 条第 1 項(h)に相当する規律の導入、要配慮個人情報の「推知」を「取得」として規制すること、子どもへのターゲティング広告の禁止などが含まれる。

- **2024 年 10 月 16 日（第 304 回）「検討の充実に向けた視点」**：10 月 16 日決定の「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」では、プロファイリングは、参考 4「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」の 1⑥で、本人に相当な影響を与え得る事業活動に対し「類型的な利用目的規制や本人の関与の強化」が必要かという問いの一例として扱われた。中間整理がプロファイリングを個別に挙げて「引き続き検討する」と明示していたのに対し、ここでは制度一般の再検討の視点として例示されるにとどまる。**個別論点として検討を継続するという明示から、検討の視点の例へと、その位置づけは後退したと評価できる。** 他方、**中間整理にはなかった統計的利用についての同意例外が、PPC 自身の見直しの検討方針に、このとき初めて登場した。** 同参考の 2 は、統計的利用等について「本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか」と問い、3 は、提供先での利用目的が一般的・汎用的な分析に限定される場合を、第三者提供を禁止する必要のない類型の候補として挙げた。出口に関する規律の検討が後退する一方で、入口で本人同意を不要とする例外が新たな検討項目に加わったのである。その後、11 月から 12 月に事務局ヒアリング（有識者 11 名、経済団体・消費者団体等 17 団体）が行われ、12 月 17 日に委員会へ概要が報告された。
- **2025 年 1 月 22 日（第 312 回）「今後の検討の進め方について」**：1 月 22 日決定の「「個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」は、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」の下で、個人の権利利益への直接の影響の有無を切り口とし、統計作成等と整理できる AI 開発等について本人同意を不要とする方向を「（短期的に）追加的に検討すべき論点」とした。これに対し、プロファイリングの規律は、**「制度的な論点の再整理」には掲げられず、「今後に向けて考慮していくべき点」にとどめられた。**
- **2025 年 2 月 5 日（第 314 回）から 3 月 5 日（第 316 回）まで**：2 月 5 日の「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」は、統計作成等に AI 開発等を含むことを明記し、公表・書面合意・目的外利用及び第三者提供の禁止を条件として、本人同意なき第三者提供や公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする方向を具体化した。同案と、2 月 19 日（第 315 回）のリスクに応じた規律に関する別編は、いずれも原案のとおり決定され、3 月 5 日には追加項目とともに統合した公表版が示された。**本意見書が確認した限り、これらの文書にはプロファイリングの語は一度も現れない。**なお、2 月 5 日の文書は、16 歳未満について法定代理人への読替えや違法行為の有無を問わない利用停止等請求を提案し、これらは改正法で立法されている（第 35 条 9 項、第 40 条の 2）。保護の強化が一律に見送られたわけではない。

- **2025 年 4 月 16 日（第 320 回）「寄せられた意見の概要」及び 4 月 24 日「見直しについて」**：4 月 16 日に報告された「「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要」には、プロファイリングへの言及が 18 回ある。しかし、制度案として具体化された「2 短期的に検討すべき追加論点について」にはなく、総論に 1 回、「3 再整理された制度的課題について」に 3 回、「4 その他」に 14 回という分布であった。4 月 24 日に PPC 事務局が政府のデータ利活用制度・システム検討会へ提出した資料「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しについて」でも、制度的課題の一覧にプロファイリングは含まれていない。
- **2026 年 1 月 9 日（第 347 回）「制度改正方針」**：1 月 9 日決定の「個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針」は、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む）にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、**本人同意を不要とする方針を明記した**（同方針第 2 の 1、注 2・3）。一方、プロファイリングの規律は改正事項として取り上げられず、継続検討項目にも掲げられなかった。「5 その他」が引き続き検討するとしたのは、漏えい等報告の合理化と、団体による差止請求制度・被害回復制度に関する事項の二つのみであった。

2025 年 1 月 22 日の文書がプロファイリングの規律を「今後に向けて考慮していくべき点」に位置づけたことに対しては、**意見提出者から、その先送りの合理性を問う指摘がされていた。**4 月 16 日に報告された意見の概要には、直接影響のある場面では本人関与を肯定するという基本的方向性と、プロファイリングの先送りとが「矛盾しているようにも思われる」との意見がある。また、PPC 自身が前年 9 月にプロファイリングの普及によるリスクを見直しの背景として挙げたことを引用し、同意例外の拡大のみを論じ、プロファイリング等を論じないのは「合理性を欠く」とする意見も記録されている。

さらに、**統計目的利用の規制緩和に賛成する立場からも、出口の保護を条件とする提案があった。**2025 年 2 月 25 日付の意見は、欧州評議会閣僚委員会勧告 No. R (97) 18 を根拠とし、PPC 自身の補完的ルールを条文の参考として、産出物を特定の個人に対する措置又は決定に用いること、すなわち「**措置又は決定を裏付ける利用**」の禁止を法定すべきとした（勧告の詳細は後記 4.1）。公表された意見の概要はこの結論を 2 箇所に記録したが、勧告にも補完的ルールにも言及せず、提案の根拠と国内の先例は概要から落ちている。委員会に報告されたのはこの概要であり、改正法には同旨の規定は置かれなかった。

これらの意見に対する実質的な応答は、公開されている委員会議事録には見当たらない。第 320 回で事務局は、意見が前回の倍のページ数に及ぶことと時間の制約を挙げ、個別の詳細な説明を割愛し、委員からプロファイリングへの言及もなかった。前後の審議をみても、第 312 回で同語が現れるのは事務局による継続検討項目の読み上げの 1 回だけで、質疑では取り上げられず、第 314 回・第 315 回・第 316 回及び第 320 回の議事録には一度も現れない。**本意見書が確認した公開資料からは、論点が後退する経過は追えても、プロファイリングの規律を先送りした理由、出口の利用制限を採用しなかった理由、及びこれらの意見をどのように検討したかは、確認できない。**

各文書や意見の全文は公表され、意見募集とヒアリングも実施されている。本意見書は、必要な手続の欠落や、委員が意見を知り得なかったことを主張するものではない。ここで問題とするのは、**資料や意見の公開によっても、対立する要請をいかに比較衡量し、この結論に至ったのかを検証できないこと**である。また、2024 年 10 月の転換は後記(b)(i)の政府の計画文書に先立っており、この経緯それ自体を政府による外部影響の証拠とするものでもない。

この判断過程の不透明さは、保護と利活用の調整を PPC 自身が担う構造の下で、独立性の観点からの検証を要する。対立する要請が同一機関の内部で調整され、保護の論点を後退させた理由が外部から確認できなければ、基本権の守護者としての判断が利活用の促進に偏っていないかという疑念が残る。[1] CJEU は、独立性の保障を監督の実効性と信頼性を確保するためのものと位置づけ、監督機関に客観的かつ公平な行動を求め（C-518/07, para. 25）、政府による監督の危険を論じる中で、その判断及び機関自身が偏りへの疑念を免れる必要を説いた（para. 36）。本意見書は、不透明さや結論の非対称性だけで独立性違反を断定するものではない。**保護の論点の後退と、その理由を外部から検証できないことを併せて、PPC が基本権の守護者として客観的かつ公平に判断しているかを検証すべき具体的な事情として提示する。**あわせて、これらの判断が、事務局の説明・提案に対する委員長及び委員の実質的な審議を経て、合議によって形成されたものかについても、検証を要する。

(b)　政府方針との調整における独立した均衡判断

(i)　政府のデータ利活用政策との調整過程（2025 年 4 月～2026 年 4 月）

前記(1)(c)(d)では、企画立案主体としての PPC の位置づけとその根拠構造を述べた。ここでは、今回の法案作成において、**政府の政策方針と PPC の決定がどのように接続し、調整されたか**を検討する。

なお前提として、**委員会本体の公開会議で 3 年ごと見直しの制度設計を議題とした回は、2025 年 4 月 16 日（第 320 回）の次が 2026 年 1 月 9 日（第 347 回）である。**この間、委員会自体は多数開催されているが、3 年ごと見直しの制度設計を審議した回は存在しない。他方、この間においても、**個人情報保護委員会事務局は、内閣官房「デジタル行財政改革会議 データ利活用制度・システム検討会」に対し、2025 年 4 月 24 日、資料 7「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しについて」を自ら提出し、**検討経緯、制度的課題の再整理、及び寄せられた主な意見を説明している。すなわち、**委員会本体が 3 年ごと見直しの制度設計を議題としない期間においても、その事務局は、政府の検討会に対して直接に検討状況を提示していた。**

政府のデジタル行財政改革会議は、2025 年 6 月 13 日、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（以下「データ利活用基本方針」という。）を決定した（同日、デジタル重点計画の一部として閣議決定）。同基本方針は、AI 開発を含めた統計作成等を「個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱い」の例として挙げて「**同意にとらわれない本人関与の在り方**」の具体的検討を掲げ、個人情報保護法改正案について「**早期に結論を得て提出することを目指す**」と明記し、さらに、個人情報保護法を「**データ利活用の推進を下支えする礎となる規律**」と位置

[1] 宇賀克也氏は、対立する政策目的を同一組織が担うと利害調整が外部から見えなくなるおそれを指摘し、個人情報の保護と利活用についても、異なる機関がそれぞれを担い、調整過程を可視化することの重要性を説く。書誌・原資料は附属書 B-7、原文抜粋・英訳は附属書 C-16 参照。本意見書は、この専門家見解を補足的に参照するものであり、独立性に関する評価は本文記載の公的資料及び CJEU 判例に基づく。

づけて、データ利活用制度の整備と「同時並行でアップデートを行う必要がある」とした。同年 12 月 24 日には、第 12 回同会議に提出された「デジタル行財政改革の今後の取組方針について」が、個人情報保護法の見直しを、AI 開発等を含む「統計作成等」のための第三者提供等に関する制度整備を行うことにより「適正なデータ利活用の円滑化に寄与」するものと記載した。PPC が「制度改正方針」を決定したのは、その **16 日後**（2026 年 1 月 9 日）である。すなわち、独立監督機関が所管する法律の改正の方向・内容・時期は、PPC 自身の決定に先立ち、政府全体のデータ利活用アジェンダの中で枠づけられていた。

PPC は、令和 8 年（2026 年）3 月 18 日の第 352 回委員会において、内閣提出法案の標準資料一式（要綱・法律案・理由・新旧対照表・参照条文のいわゆる「5 点セット」）を審議し、法律案そのものを決定した。法案は同年 4 月 7 日に閣議決定された。すなわち PPC は、**自らの監督対象たる法律について、本人同意によらない取得・利用・第三者提供の例外を拡張する改正案を、自ら企画・立案・決定した**のである。

第 352 回委員会の議事録では、この法律案の決定が「閣議請議に向けて関係者との調整や与党審査等」に先行するものと説明されている。また、委員長は、本法律案が内閣官房デジタル行財政改革会議において検討中のデータ利活用制度整備と「整合したものとなるように調整」された旨を述べている。**PPC による法案作成は、政府の制度整備との調整を伴い、さらに閣議請議に向けた関係者との調整及び与党審査へと接続する過程に位置づけられていた。**

政府方針を踏まえた決定であったことは、担当大臣も説明している。参議院本会議において、担当大臣が「令和七年六月のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針等の各閣議決定を踏まえ、本年一月、同委員会において制度改正方針を決定した」と答弁している（令和 8 年（2026 年）6 月 12 日、附属書 C-7 の 8）。

以上は、政府方針と PPC の決定が単に時間的に前後したというだけの経緯ではない。政府方針を踏まえて制度改正方針を決定し、政府の制度整備との整合を図る調整を行ったことが、担当大臣及び PPC 委員長自身によって説明されている。問われるのは、この政府方針との調整の下で、PPC の独立した判断が確保されていたかである。個人情報保護法第 133 条は「委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う」と定める。この規定を踏まえ、**法案作成に伴う政府部内の調整及び与党審査との関係においても、PPC の均衡判断を外部からの方向づけから守る保障が、どのように確保されていたか**を検証する必要がある。

前記 1.2(iv)のとおり、Commission v Germany 事件は、政府側が監督機関の判断に政治的影響を及ぼし得る「単なるリスク」が存在するだけで、独立した職務遂行は損なわれるとした（C-518/07, para. 36）。**政府方針との具体的な調整が認められる本件では、少なくとも同判決のいうリスクが存在するのではないかという疑義が生じる。**

なお、PPC の制度設計が産業界及び与党デジタル政策部門の意向に沿って変更されたとの報道（朝日新聞、2026 年 4 月 12 日。記事名・出典は附属書 B-7、原文抜粋・英訳は附属書 C-15）も存在するが、本意見書の主張は当該報道に依拠するものではなく、上記のとおり PPC 自身の公開資料・議事録から確認できる検討経緯それ自体に基づくものである。

(ii)　行政機関等からの提供拡張と受領後の保護策

改正法は、民間部門において、AI 開発を含み得る「統計作成等」のために本人の同意なく個人情報等を第三者に提供する特例を新設した（第 30 条の 2 第 5 項）。これと並行して、行政機関等が保有個人情報を目的外提供できる既存の第 69 条 2 項 4 号も、「統計の作成」を「統計作成等」に拡張し、行政機関等から民間事業者への提供を広げた。**しかし、民間部門の特例により提供された情報について受領事業者に課される義務―公表の継続、必要な範囲を超える取扱い及び再提供の禁止（第 30 条の 2 第 6 項・第 9 項～第 11 項）―は、行政機関等から第 69 条 2 項 4 号により提供された情報の受領事業者には課されなかった。**特例固有の義務違反に接続する課徴金も、この経路の受領者には適用されない（後記 2.3(1)）。

個情法と同時に改正が行われた情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）等では、国の行政機関等が保有するデータを活用する事業の認定制度を設け、認定国等データ活用事業者が必要なデータの提供を行政機関等に求めることができる仕組みを法定した。個人情報を含むデータも対象となり得るが、その提供には個人情報保護法その他の法令に違反しないこと等が要件となる（同法第 27 条 6 項、第 29 条 1 項・2 項、附属書 B-4）。個情法第 69 条 2 項 4 号の改正は、デジタル行政推進法の改正と呼応して行われたものと考えられる。

改正に先立つデータ利活用基本方針は、データ利活用に伴う「適切な事後的規律」を個人情報保護法の見直しと「一体的に整備」し、「全体としてバランスの取れた形」の改正案を目指すとした。この記述は行政機関等からの提供に固有の約束ではないが、同方針は行政保有データの民間利用も推進し、12 月の政府会議資料は国のデータ提供スキームと個人情報保護法の改正を同一頁で扱った（附属書 C-8）。

PPC 事務局長は国会で、この提供拡張を認めたうえで、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがある場合の提供禁止（第 69 条 2 項ただし書）と、提供先に利用目的・方法の制限等を求める規定（第 70 条）が適用されるため、適切な保護が図られると説明した（2026 年 5 月 21 日、附属書 C-7 の 10）。

しかし、第 70 条の措置要求は「必要があると認めるとき」に行うものであり、第 30 条の 2 型の一律の受領者義務とは異なる。また、受領後の個人情報には一般規律が引き続き適用される。

この不均衡の要因としては、第 69 条 2 項 4 号が既存規定であったため、民間間の新特例に置いた受領者義務をそのまま接続しにくかった可能性がある。**これは立法経緯から確認された原因ではなく、作業仮説である**が、仮にそうだとすると、保護策の設計が整うまで拡張を見送る選択肢もあった。

この事例で問われるのは、認定事業者への行政保有データの提供制度と歩調を合わせて、PPC が自ら監督する個情法の改正案を作成したことが、その均衡判断をどう方向づけたかである。行政保有データの民間提供拡大が政府の政策目標として置かれる中、PPC もそれを法案作成の所与の前提として引き受け、受領後の保護策が整うまで拡張を見送る選択肢を含めて、独立して判断できない立場に置かれていなかったか。第 69 条・第 70 条の既存規律で足りると判断した理由とともに、政府の制度整備との調整の下で PPC が提供拡大の範囲と時期を自律的に選択できたか、その判断過程を検証する必要がある（前記 1.2(iii)、1.3(1)(a)(c)及び(2)(b)(i)）。

1.4　検証を求める事項

1. PPC が、Charter 第 8 条 3 項が基本権として要求する独立した機関による監督の実質を備え、かつ GDPR 第 52 条が要求する「完全な独立性」をもって――とりわけ Commission v Germany 事件（C-518/07, para. 36）**が定立した「外部影響の単なるリスク」基準及び「公平性へのいかなる疑念をも超える」基準**に照らして――機能しているか、近時の法改正検討過程を踏まえて検証されたい。
2. 前記 1.3(1)(c)(d)のとおり、2019 年の十分性認定後、PPC が企画立案主体として位置づけられ、その機能の根拠が説明されるに至ったことを踏まえ、**企画立案を担う場合にも、独立監督機関としての実質的に同等な制度的保障が維持されているか**、検証されたい。とりわけ、令和 2 年（2020 年）12 月の内閣官房タスクフォース最終報告が企画・立案の PPC への帰属を「帰結」として明記しながら、令和 3 年（2021 年）改正が第 132 条にこれを規定しなかった経過、及び令和 4 年（2022 年）の基本方針改定による位置づけの新設を踏まえ、**PPC 事務局が示した根拠説明（法第 7 条・第 132 条第 1 号による基本方針の立案・策定推進機能、PPC 自身が起草し閣議決定される基本方針、及び事務局組織令第 5 条第 4 号による法令案作成事務の所掌）の下で、GDPR 第 51 条・第 57 条が示す監督機関の任務及び第 52 条が要求する完全な独立性との実質的同等性が確保されているか**、評価されたい。なお、この根拠説明は事務局が事務レベルで示したものであり、委員長及び委員による合議体としての決定を示すものではない。
3. 上記 1.3(2)(a)の検討経緯――保護を強化する論点（プロファイリングの規律）の後退、本人同意原則の例外を拡大する論点の具体化、及び、**規律の緩和に賛成する立場から提案された保護の条件（「措置又は決定を裏付ける利用の禁止」の法定）が、法的根拠を伴わない形で要約され、議場で取り上げられないまま改正法に反映されなかったこと**――が、PPC が**基本権の守護者として、保護を保障するための均衡判断（C-518/07, paras. 23-25）を客観的かつ公平に行っていること**と整合するか、とりわけ para. 36 が要求する「公平性へのいかなる疑念をも超える」水準に照らして評価されたい。あわせて、委員会としての判断が、委員長及び委員の合議によって実質的に形成されているかを検証されたい。
4. 上記 1.3(2)(b)(i)の調整過程――政府の計画文書が PPC の制度改正方針に先行し、担当大臣がこれを「踏まえ」たと答弁したこと、及び第 352 回委員会で法律案が政府の制度整備と「整合したものとなるように調整」され、さらに関係者との調整・与党審査を経て閣議請議へ進むものと説明されたこと――が、政府全体の AI・データ利活用政策による**外部影響のリスク**（同 paras. 30, 35–36）を示すものといえるか、評価されたい。とりわけ、前記 1.3(2)(b)(ii)の行政機関等からの提供拡張と、デジタル行政推進法における認定事業者の提供請求制度が同時に整備された中で、PPC が提供拡大を所与の前提とせず、受領後の保護策を整えるまで拡張を見送る選択肢も含めて、自律的に判断できたかを検証されたい。第 69 条・第 70 条の既存規律で足りると判断した理由、法案作成と政府の制度整備との調整過程を確認されたい。

第 2 章　データ利用の拡大に見合わない救済及び執行

2.1　なぜこれが十分性審査の問題か

十分性認定は、データ主体が**実効的かつ執行可能な権利**を有し、**実効的な行政的・司法的救済**を利用できることを前提とする。

- GDPR **第 45 条 2 項(a)** は、十分性評価において「実効的かつ執行可能なデータ主体の権利」及び「実効的な行政的・司法的救済（effective administrative and judicial redress）」の存在を考慮すべきものとする。Schrems II（C-311/18） も、実効的な救済の存在を、保護水準の実質的同等性を支える本質的要素として重視する。同判決は、自己の個人データへのアクセス・訂正・消去を求める法的救済の可能性を認めない法制は **Charter 第 47 条の実効的司法保護という基本権の本質そのものを尊重しない**とし（para. 187）、Charter 第 47 条と実質的に同等の保証を提供しない救済機関では足りないとして（para. 197）、これを理由の一つに **Privacy Shield 決定を無効**とした（para. 199）。救済の欠缺は、十分性型の決定を無効にし得る性質の欠缺である。
- GDPR は、この実効性を、①監督機関による行政制裁金（第 83 条）、②データ主体の損害賠償請求権（第 82 条）、③団体による代理申立て・権利行使（第 80 条）を組み合わせた**多層的な執行体制**によって担保している。
- したがって、第三国の救済・執行体制が全体として実質的に同等の実効性及び抑止力を備えているかは、十分性の維持にとって本質的な意味を持つ。

2.2　本意見書が主張すること

実質的同等性は制裁の同一性を求めるものではない。

本意見書が問題とするのは、2026 年改正が、一方でデータ利用の範囲を大幅に拡大しながら、他方で救済・執行手段をそれに見合って強化せず、むしろ**最も強化が必要な局面でこれを限定した**という、体系全体の非対称性である。

2.3　本件の構造

3 年ごと見直しの検討経緯（いずれも PPC の公開議事録・会議資料・制度改正方針に基づく）を追うと、救済・執行の強化について具体的な選択肢が検討されながら、課徴金は限定された射程で導入され、団体による差止請求・被害回復制度は必要性が示されたにもかかわらず導入が見送られたことが確認できる。

(1) 課徴金―導入されるが、利用拡大に対応する射程は限定されている

検討の過程では、取得、利用、第三者提供、安全管理措置に係る違反が課徴金の対象になり得るとされ、課徴金額についても、「財産的利益の全額」を基本としつつ、それを上回る額や、繰り返しの違反に対する 1.5 倍の加算が論じられた。しかし改正法は、課徴金の対象を、違法な第三者提供、不正取得した情報の利用、統計作成等特例により取得した情報の公表した目的を超える取扱い・再提供の禁止への違反、違法行為や不当な差別を行うと想定される者への提供及びその求めによる利用に限定した（第 148 条の 3）。その額は、違反行為等の対価として得た金銭等の相当額を基本とし、再違反には 1.5 倍の加算を設けた（第 148 条の 5）。

また、違反があっても、その防止に相当の注意を払っていた事業者は対象から除かれる。情報の対象者が千人以下の場合や、権利利益への影響が小さいとして政令で定める場合にも、課徴金を課すことはできない（第 148 条の 3）。

以下では、改正法で新たに設けられた例外及び特例との関係で、課徴金の及ぶ範囲を確認する。

第一に、改正法では「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の例外が新たに設けられた。すなわち、第 18 条 3 項 7 号、第 20 条 2 項 7 号及び第 27 条 1 項 8 号は、「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他……取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合**として個人情報保護委員会規則で定める場合」に、本人同意のない目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供を認める（後記 4.2）。この例外の範囲を超えた違反のうち、第三者提供は課徴金の対象になり得るが、目的外利用及び要配慮個人情報の取得は、それ自体では対象とならない。

第二に、改正法では「統計作成等」特例が新たに設けられるとともに、この特例により取得した情報の公表した目的を超える取扱い・再提供の禁止への違反が課徴金の対象とされた（第 148 条の 3 第 1 項 4 号・5 号）。

しかし、これらの違反があっても、課徴金を課すには、違反行為又はこれをやめることの**対価として**金銭等を得たことが必要である。例えば、公表した統計作成等に必要な範囲を超えて、特例により取得し又は提供を受けた情報を自社の AI モデルの学習・改良に用いる場合、モデルの性能向上や開発費用の節減という利益だけでは、その取扱いの対価として金銭等を得たとはいえない。したがって、同項 4 号の対象行為に該当しても、別途対価の受領が認められない限り、課徴金を課すことはできない。**違反による利益が自社の開発成果に取り込まれる場合には、この対価要件が課徴金による抑止の限界となる。**

第三に、行政機関等から民間事業者への提供では、特例に固有の義務を課す段階で欠落がある。行政機関等が保有する個人情報の提供は、第 30 条の 2 等の統計作成等特例の対象外であり、第 69 条によって規律される。改正法は、第 69 条 2 項 4 号の「統計の作成」を、AI 開発を含み得る「統計作成等」に改め、行政機関の長等が保有個人情報を提供できる範囲を拡大した。しかし、この規定に基づいて提供を受けた民間事業者に、第 30 条の 2 型の目的外取扱い・再提供の制限が一律に課される仕組みは設けられていない（前記 1.3(2)(b)(ii)）。第 148 条の 3 第 1 項 4 号・5 号はこれらの特例に固有の義務違反を対象とするため、**当該義務が課されない受領者の取扱いに、この二つの号による課徴金は及ばない。**

このルートでも、第 69 条 2 項ただし書による提供の禁止、第 70 条に基づく利用制限等の措置要求及び受領者に適用される一般規律は残る。しかし、第 70 条は、提供元が必要と認める場合に措置を求める仕組みであり、特例に固有の義務を受領者に一律に課すものではない。民間の特例に由来する情報を行政機関等が受領する場合には第 72 条の 3 が取扱い・提供の制限を定めているのに対し、行政機関等からの提供拡大には、これに対応する受領後の規律と課徴金が伴っていない。

なお、国内に財産を持たない国外事業者からの課徴金徴収について、政府参考人（PPC 事務局長）も、本法案に限らず国外事業者に対する金銭的執行が必要となる場面全般に共通するとしつ

つ、実務上の困難を認めている（2026 年 5 月 21 日、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）。統計作成等特例が国外への同意なき提供も認める以上、実際の徴収可能性も踏まえて課徴金の抑止力を評価する必要がある（後記 4.1）。

以上のように、**新たな例外・特例によって本人同意のない取扱いを広げながら、その範囲を逸脱しても課徴金が及ばない取扱いがある。**「本人の意思に反しない」例外では、例外の範囲を超えた目的外利用や要配慮個人情報の取得が対象から外れる。統計作成等特例では、目的外の取扱いが対象とされても、対価を得ない自己利用には課徴金が及ばない。行政機関等からの提供では、受領後の取扱いを制限し、その違反に課徴金を課す特例の仕組み自体が設けられていない。

課徴金の及ばない違反に対しては、第 148 条に基づく勧告及び命令による是正が残る。しかし、令和 5 年（2023 年）度から令和 7 年（2025 年）度までの 3 年間に、民間部門の漏えい等報告の処理件数は 12,120 件、19,056 件、17,139 件に上る一方、勧告は 3 件、1 件、2 件、命令は 0 件、0 件、1 件にとどまる。対応の中心は、法的拘束力のない指導及び助言（333 件、395 件、455 件）である（令和 5 年度・令和 6 年度年次報告付表 1(1)、令和 7 年度年次報告付表 2(1)）。

担当大臣は、制度を限定した理由について、個人情報保護法で初めて導入するため「まずスモールスタートにせざるを得なかった」と説明した（令和 8 年（2026 年）5 月 12 日、同委員会）。しかし、GDPR 第 45 条 2 項(a)に照らして評価すべきなのは、将来の強化の可能性ではなく、**利用例外の拡大とともに施行されるこの制度が、拡大された利用に見合う実効的な保護と抑止力を備えるか**である。

(2) 団体による差止請求・被害回復制度―必要性が示されながら見送り

この制度が日本で持つ意味は、EU 法と対比すると明らかになる。EU 法では、データ主体は、一定の非営利団体に委任して、監督機関への申立てや司法救済を受ける権利を代わりに行使させることができる。加盟国は、本人の委任によらない団体の申立て・提訴を認めることもできる（GDPR 第 80 条）。さらに、代表訴訟指令（Directive (EU) 2020/1828）は附属書 I に GDPR を掲げ、加盟国が指定した適格団体が、事業者による GDPR 違反によって害される消費者の集団的利益のために、差止措置と補償等の救済措置を求める代表訴訟を提起できることを、加盟国に義務づけている（同指令第 2 条 1 項、第 7 条 1 項・4 項、第 24 条 1 項、附属書 I 第 56 号。2023 年 6 月 25 日から適用）。このように、EU 法では、本人による個別の権利行使に加え、一定の団体による集団的・代表的な救済が制度化されている。

これに対し、日本法の下では、個人による救済には多くの困難がある。本人による請求は違法行為全体の停止や他人に生じ得る同種被害の予防には及ばず、被害が少額で多数に及ぶ場合には、費用と立証の負担から提訴が断念されやすい（後記の検討会報告書及び意見募集を参照）。また、日本には、一部の被害者が被害者全体を代表して訴えを提起し、手続に加わらない被害者にも判決の効果が及ぶクラスアクションの仕組みはない。そのうえ、個人情報の取扱いについて、団体が本人に代わり、又は多数の本人のために差止めや被害回復を求める一般的な制度も存在しない。存在するのは、消費者分野の限定的な団体訴訟制度である。適格消費者団体による差止請求の対象は、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法及び食品表示法に違反する不当な勧誘・契約条項・表示等に限られる（消費者契約法第 12 条、景品表示法第 34 条、特定商取引法第 58 条の 18 から第 58 条の 24 まで、食品表示法第 11 条）。PPC 事務局自身も、現行の個人情報保護法には適格消費者団体の差止請求の規定がないことを確認している。特定適格消費者団体による被害回

復も、消費者契約に関する金銭の請求に限られる（消費者裁判手続特例法第 3 条 1 項）。慰謝料は一定の要件の下で対象となるが（同条 2 項 6 号）、個人データの漏えい等による慰謝料の請求は直ちには対象とならないと考えられている（第 280 回委員会資料 1 pp.15–16・p.23）。したがって、個人情報保護法の違反に対する司法上の救済は、既存の消費者団体訴訟制度が及ぶ限られた場合を除き、困難の多い本人による個別の請求に委ねられている。3 年ごと見直しでは、この空白を埋める手段として、団体による差止請求・被害回復制度が検討された。その経緯は次のとおりである。

- 団体による救済は、3 年ごと見直しの当初から、**個人の権利利益をより実質的に保護するための主要論点の一つ**として検討されていた。2024 年 4 月 10 日の第 280 回委員会で PPC 事務局が示した資料 1 は、「個人の権利利益のより実質的な保護の在り方」を副題とする 3 つの資料の一つである。同資料は、pp.12–24 の 13 頁を「団体訴訟制度」に充て、差止請求と被害回復をそれぞれ独立に検討した。検討は、個人からの苦情とあっせん、PPC の監督権限の行使、既存の消費者団体訴訟制度、少額大量被害の回復の順に進められている。
- その後、2024 年 7 月から 12 月の検討会では、**個人の利用停止請求や損害賠償のみでは同種被害の予防に限界があること、PPC の人的資源にも限界があること**を理由に、適格消費者団体への差止請求権の付与と、特定適格消費者団体による被害回復制度の導入を検討する方向で整理がなされた。同年 12 月 25 日の検討会報告書は、本人による請求では違法行為全体の停止や他人に生じ得る同種被害の予防までは求められないこと、訴訟費用等のため請求を断念する場合も多いことを指摘した。そのうえで、権利救済の手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えることが重要であると結論づけた（報告書 p.30。附属書 C-5）。
- この問題意識は、意見募集でも具体的に示されていた。2025 年 4 月 16 日に第 320 回委員会へ報告された「寄せられた意見の概要」は、導入を求める具体的な意見として、次のものを記録している。
    - ①PPC の法執行が行き届いていない部分で、不特定かつ多数の被害を予防するための差止請求権
    - ②少額大量被害で立証も困難なため、個人が事実上提訴できず「泣き寝入り」している現状を改善するための被害回復制度
    - ③本人同意の規制を緩和するなら、課徴金・差止請求・被害救済などの制裁措置を同時に創設・強化すべきこと

  同概要には慎重・反対意見も収録されており、意見が一致していたわけではない。しかし、導入を求める意見が繰り返し寄せられていたことは、この制度が抽象的な選択肢ではなく、個人救済の不十分さに対処するための現実の争点であったことを示す。
- しかし 2026 年 1 月 9 日の制度改正方針において、団体による差止請求・被害回復制度は「今回の見直しにおいては制度的な導入については見送る」とされた。理由として、消費者団体訴訟制度との関係整理やステークホルダー間の協力関係の未成熟が挙げられている。

- この見送りについては、事業者団体が法改正に応じないなか、PPC が団体訴訟の見送りと課徴金の縮小の方針を示したとの報道がある（朝日新聞、2026 年 4 月 12 日。前記 1.3(2)(b)(i) 参照。記事名・出典は附属書 B-7、原文抜粋・英訳は附属書 C-15 の抄訳箇所③）。ただし、本意見書の主張は当該報道に依拠するものではなく、上記の PPC の公開資料から確認できる経緯に基づく。

GDPR 第 80 条が予定する団体による代理申立て・権利行使のような集団的救済の手段は、こうして導入されなかった。検討会自身が個人救済と PPC の執行能力の双方の限界を認め、これを補う手段を具体的に検討していたにもかかわらず、である。

(3) 個人救済の実効性が結果ベースで測定できない

加えて、現行の個人救済が実際にどの程度機能しているかを示す資料も乏しい。PPC の年次報告・施行状況調査・相談ダイヤル公表資料からは、相談・苦情の受付件数、あっせん申出件数、監督権限の行使件数（令和 7 年（2025 年）度民間部門で報告徴収 19 件、立入検査 148 件（いずれも委任先省庁実施分を含む）、指導・助言 455 件、勧告 2 件、命令 1 件）等は把握できる。

PPC 事務局自身が団体訴訟制度の要否を検討した資料（2024 年 4 月 10 日、第 280 回委員会資料 1）も、同様である。同資料が示すのは、令和 4 年（2022 年）度に相談ダイヤル（民間部門）が受け付けた苦情 7,466 件のうち、あっせん申出の受付が 23 件であったことなど、入口の件数にとどまる（同資料 p.12）。そのあっせんがどのような結果に至ったかは示されていない。

令和 7 年（2025 年）度の年次報告は、相談ダイヤル（民間部門）のあっせんについて、「あっせん解決率」を 92.3%と記載している（付表 8。附属書 C-1）。しかし、その対象は、苦情 8,073 件のうち、あっせんの申出を受け付けた 13 件に限られる。また、解決率は「相談者と事業者等の双方から納得を得て解決につなげた件数の割合」と定義されており、事業者が是正・利用停止・削除・賠償のいずれの措置をとったかは示されていない。本文も、13 件のうち具体的な帰結を記載するのは 1 件の例示のみである。

このように、**個人が PPC に申し出た後、実際に事業者の是正・利用停止・削除・賠償に至った件数**——すなわち個人救済の実効性を事後結果ベースで測る指標は、これらの公表資料からは確認できない。実効的な救済（第 45 条 2 項(a)）が現に機能しているかを、結果に即して検証できる状態にない。

(4) 構造的非対称性—背骨との接続

以上を総合すると、2026 年改正は次の非対称な構造を持つ。

- **利用の拡大**：本人同意のない取得・利用・第三者提供が、次の二つの経路で拡大される（第 3 章・第 4 章）。
    - 「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の例外：目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供について、PPC 規則で定める場合に本人同意を不要とする（第 18 条 3 項 7 号・第 20 条 2 項 7 号・第 27 条 1 項 8 号。4.2）。
    - 「統計作成等」特例：AI 開発を含み得る統計作成等のために、本人同意のない取得・提供を認める。行政機関等からの提供ルートも広げる（4.1）。
- **執行・救済の限定**：新設の課徴金は、緩和される一般規律（第 18 条・第 20 条 2 項）の違反に及ばず、特例固有の義務違反に接続する部分も、対価としての金銭等の取得等の発動要件

により自己利用型の濫用を捕捉せず、行政機関等からの提供ルートにおける第 30 条の 2 型の受領者義務違反には接続しない。集団的救済は見送られ、個人救済の実効性は結果ベースで検証できない。

執行は、本来、紙の上の保護を現実のものにする最後の担保である。第 3 章で述べたとおり保護水準それ自体が PPC 規則により可変であり、第 1 章で述べたとおりその PPC の独立性に疑義があるなかで、その可変な保護を支えるべき執行・救済までもが限定されている。**利用拡大とのこの非対称性は、2019 年の十分性認定が前提とした救済の実質的同等性を維持しているか、重大な疑問を生じさせる。**

2.4　検証を求める事項

1. 新設される課徴金が、違反一般に対する制裁ではなく、**行為類型（第 148 条の 3 第 1 項各号・第 2 項の限定列挙）と発動要件（違反行為の対価としての金銭等の取得、対象となる本人の数が千人を超えること、「相当の注意」の抗弁）の両面で限定されている**ことにより、改正法が GDPR 第 83 条と実質的に同等の抑止力を備えているか検証されたい。とりわけ、**①今回利用が拡大される「目的外利用」（第 18 条）及び「要配慮個人情報の同意なき取得」（第 20 条 2 項）が対象から除外されている**こと、②統計作成等の特例に固有の義務違反（同条第 1 項 4 号・5 号）についても、自社の AI 開発のために公表内容を超えて用いる自己利用型の濫用は「対価として」金銭等を得る場合に当たらず、課徴金の算定基礎を欠くと解されること、③「スモールスタート」との政府自身の性格づけ、④国内に財産を有しない国外事業者への執行の限界（政府答弁）、及び⑤行政機関等からの提供の受領者には第 30 条の 2 型の義務違反を対象とする同条第 1 項 4 号・5 号の課徴金が及ばないこと（前記 1.3(2)(b)(ii)、2.3(1)）に注目されたい。
2. 団体による差止請求・被害回復制度が導入されなかったことを踏まえ、個人による救済と PPC の執行のみによって、EU のデータ主体が日本国内で**実効的な救済**（第 45 条 2 項(a)）を受けられる手段が確保されているか評価されたい。その際、PPC の検討会自身が、個人による請求と PPC の執行能力の双方に限界があると認めていたこと（2.3(2)）に留意されたい。
3. 個人による是正・利用停止・賠償等の救済が現に機能しているかを**結果ベースで検証可能な統計・指標**が、あっせんの申出に限った解決率（2.3(3)）のほかに存在するか確認されたい。存在しない場合、実効的救済（第 45 条 2 項(a)）の充足をいかに評価するか検討されたい。

第 3 章　保護水準が国会の関与なく可変である構造

3.1　なぜこれが十分性審査の問題か

十分性認定は、第三国の保護水準が一時点で同等であることのみならず、その保護が**法的に安定し、予見可能であり、かつ EU が依拠した保証が維持されること**を前提とする。

- **GDPR 第 45 条 2 項(a)は、十分性評価において「法の支配（rule of law）」並びに関連法令及びその実施**を考慮すべきものとする。基本権の制約が「法律により定められ（provided for by law）」、十分な明確性・予見可能性を備えることは、Charter 第 52 条 1 項及び CJEU・ECtHR の「法の質（quality of law）」法理が要求するところである（Schrems II, C-311/18,

para. 176 は、データ保護への干渉を伴う法令自体が、その範囲及び適用に関する**明確かつ精密な規律**（clear and precise rules）を定め、最小限の保護措置を課すことを要求する）。

- **2019 年の十分性認定は、補完的ルール**（Supplementary Rules）**を、EU 水準とのギャップを埋める「拘束的かつ執行可能な」保証として組み込むことで成立している。** したがって、その保証がどの程度安定的か――誰が、いかなる手続で改変し得るか――は、十分性の維持にとって本質的な意味を持つ。

3.2　本意見書が主張すること

EU 法も委任行為・実施行為（delegated/implementing acts）を用い、加盟国も監督機関に一定の規律形成を委ねる。技術的・細目的事項の委任は、それ自体としては保護水準と矛盾しない。

本意見書が問題とするのは、次の四点が**結合している**ことである。

1. 委任されているのが技術的細目ではなく、**保護が及ぶか否かを画する核心的判断基準そのもの**であること。
2. その判断を担う主体（PPC）が、独立性に疑義があり（第 1 章）、かつデータ利活用拡大の側に立つ動機を構造的に抱えていること（第 1 章 1.3(1)）。
3. EU が十分性の前提として依拠した保証（補完的ルール）が、**国会の関与を経ず PPC 限りで改変され得る** PPC の告示であること。
4. さらに、その補完的ルールが法本体を**上回る**義務を課す部分について、私人を拘束し執行する国内法上の根拠が欠けていると考えられること（後記 3.3(3)）。

3.3　本件の構造

(1) 保護の核心的判断基準が PPC 規則に委ねられている

改正法は、保護が及ぶ範囲を画する基準それ自体を PPC 規則に委任している。

- **「統計作成等」の範囲**：改正法第 30 条の 2 は「統計作成等」を目的とする本人同意なき目的外利用・第三者提供を認めるが、その「統計作成等」の範囲は、第 2 条第 13 項により「……個人の権利利益を**害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの**」とされ、PPC 規則に委ねられている。
- **「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の範囲**：改正法第 18 条 3 項 7 号、第 20 条 2 項 7 号及び第 27 条 1 項 8 号は、「本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」の具体的範囲を、いずれも PPC 規則に委ねている（第 4 章 4.2 参照）。

これらはいずれも、「害するおそれが少ない」か「意思に反しないため権利利益を害しない」かという**保護の境界線そのもの**を PPC が規則で確定する構造である。すなわち、本人同意原則の例外がどこまで広がるかは、国会が制定した法律の文言ではなく、PPC 規則の内容によって決まる。

(2) 補完的ルール自体の可変性

加えて、2019 年の十分性認定の中核的保証である補完的ルールそれ自体も、**PPC が告示により制定・改正できる規律**であり、**国会の関与を経ず PPC 限りでその内容を改変し得る。**

このような改正に対し、2019 年の十分性認定が予定する EU 側の関与は、欧州委員会による継続的監視と定期レビュー、並びに第 45 条 5 項に基づく停止・改正・廃止の権限である（実施決定第 3 条）。同認定の前文 177 は、日本当局が重要な動向を欧州委員会に知らせることを期待するが、改正に先立つ通知・協議・同意を求めるものではない。現に、2023 年の補完的ルール改正は、第 1 回レビューにおける欧州委員会の指摘を受け、日 EU の実務者の協議を経て行われた（後記 4.1(2)）。したがって、2026 年改正後の保護水準に照らして補完的ルールがなお十分な保証を与えているかも、欧州委員会のレビューにおいて確認されるべき事柄である。

(3) 補完的ルールの拘束力そのものの国内法上の根拠の欠如

可変性（前記(2)）に加え、補完的ルールが与える保証の**法的強度それ自体**にも、確認を要する点がある。

補完的ルールは、法律でも政令でも、PPC が制定権限を有する PPC 規則でもなく、PPC の告示（平成 30 年（2018 年）個人情報保護委員会告示第 4 号）である。告示は公示の形式であり、それ自体が私人を拘束する効力の根拠となるものではない。私人に義務を課す効力は、法律の委任（政令・PPC 規則を介した委任を含む）がある場合に限って生じる。補完的ルールは、その冒頭部分で、本ルールが「法的拘束力を有する規律」であり、EU 域内から移転された個人データを受領する事業者を拘束し、その違反は法第 148 条の勧告・命令の対象となると説明する。2019 年の十分性認定は、この「拘束的かつ執行可能（binding and enforceable）」であるとの説明に依拠して成立している。したがって、この説明が成り立つかは、補完的ルールが定める義務に法律の委任が及んでいるかにかかる。

問題となるのは、補完的ルールのうち、法本体の規定を解釈・具体化するにとどまらず、法本体を真に**上回る**義務を課す部分である。典型は、EU 域内から移転された性生活・性的指向・労働組合に関する個人データを、法第 2 条第 3 項の定義（限定列挙及び政令指定）に含まれないにもかかわらず要配慮個人情報として取り扱うべきものとする部分である。この部分の拘束力については、次の二つの問いがあり、私たちは、そのいずれについても国内法上の根拠が欠けていると考える。

- **執行要件―違反を法第 148 条で執行できるか**　法第 148 条に基づく勧告・命令は、**法律の規定**（改正後の同条が列挙する第 4 章第 2 節から第 4 節までの規定）への違反を要件とする。補完的ルールが法本体の規定を解釈・具体化するにとどまる範囲では、その違反を本体規定の違反として執行する建付けは機能し得る。しかし、法本体を上回る義務への違反は、法律の規定の違反とは言い難い。とすれば、当該部分に対する法第 148 条による執行は、国内法上の授権を欠くと考えられる。
- **根拠規定―PPC が上乗せの義務を定めることを法律が授権しているか**　補完的ルールは、その冒頭部分で根拠となる法の規定を列挙したうえで、「特に法第 6 条は、…法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している」とし、したがって PPC は「法第 6 条に従い」より厳しい規律を策定する権限を有すると説明する（前記 1.3(1)(c)の基本方針も同旨を述べる）。しかし、法第 6 条は、名宛人を「**政府**」とし、保護のための格別の措置が講じられるよう「必要な**法制上の措置**その他の措置を講ずる」ことを定めるにとどまる。同条には、PPC への言及も、

「補完し上回る」規律の語もない。すなわち同条は、上乗せの保護を第一次的には**立法**によって実現することを政府に求める規定と読むのが自然であり、これをもって、PPC が法律によらない形式で私人に法本体を上回る義務を課すことの授権と解することは、法律の留保及び委任の明確性の観点から困難である。

- 補完的ルールが根拠として掲げる他の規定のうち、委任の連鎖を構成し得るのは、法第 28 条 1 項と個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 15 条である。法第 28 条 1 項は、我が国と同等の水準にある外国を PPC 規則で定めることとし、これを受けた施行規則第 15 条 1 項は、同項各号の要件に該当する外国を PPC が定めるものとする。EU 加盟国等の指定（平成 31 年（2019 年）個人情報保護委員会告示第 1 号）は、この委任に基づく告示である。同条 2 項は、PPC が外国を定める際に、本人の同意なく当該外国にある第三者に提供できる個人データの範囲を制限するなどの条件を付すことを認める。しかし、いずれも日本から当該外国への提供に関する定めであり、EU から移転を受けた個人データの国内における取扱いについて、事業者に法本体を上回る義務を課すことまで PPC に委ねるものではない。

そして重要なことに、この後者の問題は、**認定手続において EDPB 自身が指摘しながら、審査されないまま残された**問題である。EDPB は、認定決定案に対する意見書（Opinion 28/2018、2018 年 12 月 5 日採択）において、法第 6 条につき、「この条文において法的措置を講ずる権限を有するものと明確に特定されているのは政府であり、同条は、特定の規律を定める権限ある機関として PPC を直接指し示すものではない」と指摘した上で、「**時間的制約のため、EDPB はこの点に関する既存の証拠を収集・検討・審査することができなかった**」と明記している（para. 48）。そのうえで EDPB は、補完的ルールの「拘束的かつ執行可能な性質」に関する欧州委員会及び日本当局の「繰り返しの約束と保証」に「留意する（takes note）」にとどめ、補完的ルールの法的価値は日 EU 十分性の「**本質的要素（an essential element）**」であるとして、欧州委員会に対し、その拘束力及び日本における実効的適用を「**継続的に監視する**」よう求めた（para. 49）。なお、EDPB は、同じく告示の形式をとる PPC ガイドラインについて、事業者が実務上従い、PPC が執行に用い、裁判所が参照するとの PPC の説明に対し、これらの要素は「ガイドラインが法的拘束力のある規範であることの十分な証拠とはならない」と述べており（para. 52）、拘束力の**主張**と拘束力の**法的証拠**とを区別するこの態度は、補完的ルールの検証においても妥当するはずである。

すなわち、本項が提起する国内法上の授権構造の問題は、認定時に EU 側で実質的に審査され解消されたものではなく、日本側の保証への依拠と、将来の継続的監視への付託によって開かれたまま残されたものである。本意見書が提供するのは、まさにこの――EDPB 自身が「本質的要素」と位置づけ、継続的検証を予定した――点に関する国内法上の情報にほかならない。

この問題は、さらに、**2026 年改正によって重要性を増す**。改正により法本体の例外が拡大するほど（第 4 章）、EU 由来データの保護は、補完的ルールが法本体を「上回る」部分――まさに執行根拠を欠く部分――への依存を深めるからである。第 4 章 4.1 で述べる統計作成等特例は、その典型である。法本体は、GDPR の統計目的概念が含む出口の利用制限を欠く。EU 由来データについてこれを補うとすれば、補完的ルールで法本体を上回る義務を課すほかなく、それは執行根拠を欠く部分に当たる。

私たちは、補完的ルールを保証として組み込んだ 2019 年の十分性認定の判断が誤りであったと主張するものではない。

そして、前記(2)の可変性と本項の拘束力の問題とは、次の関係に立つ。仮に補完的ルールに国内法上の完全な拘束力があるとしても、それが国会の関与なく PPC 限りで改変され得ることが問題となる。拘束力を欠くのであれば、保証はその限度で実効性を欠く。**いずれの場合であっても、補完的ルールが約束する保証の信頼性は、現時点における検証を要する。**

(4) 第 1 章との接続―自らへの委任を自ら立案した構造

以上の(1)～(3)は、第 1 章（PPC の独立性）と結合して初めてその深刻さが明らかになる。

- 保護水準を動かす規則（PPC 規則・補完的ルール）を制定・改正するのは PPC である。
- その規則への委任（第 18 条 3 項 7 号・第 20 条 2 項 7 号・第 27 条 1 項 8 号等）を定めた改正法案を立案したのも、PPC である（第 1 章 1.3(2)(b)(i)）。そして第 1 章 1.3(1)(c)(d)で見たとおり、PPC の企画立案機能は、所掌事務規定に明文を欠き、**PPC 自身が案を作成し閣議決定される「基本方針」**（法第 7 条 3 項）に位置づけられている。
- すなわち、**規則によって保護水準を動かす権限と、その権限を自らに委ねる法律案の立案の双方を、PPC が担っている**という二重の構造がある。

このように、保護水準を切り下げ得る権限は、規則の制定と法律案の立案の両面において、独立性に疑義のある同一の機関（第 1 章）に集中している。この結合により、補完的ルールが約束する保証が**現在もなお信頼に値するか**という、十分性の根幹に関わる疑問が生じる。

3.4　検証を求める事項

1. 本人同意原則の例外の範囲（「統計作成等」の範囲、「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の範囲）という**保護の核心的判断基準**が、国会の制定する法律ではなく PPC 規則に委ねられている構造が、GDPR 第 45 条 2 項(a)が求める法の支配・法的安定性・予見可能性の観点から、2019 年の十分性認定の前提と整合するか検証されたい。とりわけ「統計作成等」の範囲を画する規則は、AI モデル学習に対し学習段階の技術的保護措置を要件とするか否か、及び産出物の利用に出口の利用制限（特定個人に関する措置・決定への不使用）を課すか否かの選択を通じて、本特例の保護水準そのものを決定する。
2. 2019 年の十分性認定の中核的保証である補完的ルールが、2026 年改正後の保護水準に照らしてなお十分な保証を与えているかを確認されたい。あわせて、補完的ルールの周知状況・遵守状況・監督実績を検証されたい。
3. 補完的ルールが EU 由来データについて要配慮個人情報の範囲を法第 2 条の定義を超えて拡張する等、法本体を上回る義務を課す部分につき、**当該超過部分に係る違反が法律の規定（第 148 条）の違反として現に執行可能か**――すなわち、法律の留保及び委任の明確性の観点から、法律でも PPC 規則でもない補完的ルールにより私人に法本体を上回る義務を課す国内法上の根拠が十分か――について、日本政府及び PPC に説明を求められたい（根拠とされる法第 6 条が、名宛人を「政府」とし、「法制上の措置」を求める規定である点も併せて検討されたい）。補完的ルールの拘束力が国内法上欠けているとすれば、それは 2019 年の十分性認定が約束する保護を実質において掘り崩すものであり、**EU のデータ主体の保護**

のためにこそ検証を要する。なお、この確認は、EDPB が Opinion 28/2018 において、法第 6 条が PPC を権限主体として指し示していないことを指摘しつつ時間的制約により検討できなかったと述べ（para. 48）、補完的ルールの拘束力及び日本における実効的適用を継続的に監視するよう欧州委員会に求め、その法的価値を十分性の「本質的要素」と位置づけた（para. 49）ことの、**履行**として位置づけられる。

4. 保護水準を動かす規則の制定改正権限と、その権限の所在を画する「基本方針」の起草とが、いずれも独立性に疑義のある PPC に集中している構造（第 1 章と併せて）の下で、補完的ルールが与える保証がなお信頼に値するか評価されたい。

第 4 章　保護水準の実体的低下

本章の位置づけ（前提）：以下は、2026 年改正が一般的保護水準を引き下げ又は据え置く具体的局面である。各節は GDPR との**逐条的同一性**を求めるものではなく、改正法が essential equivalence を維持しているか、及び——EU 由来データにも同一の法体系が適用される以上——その保護にいかなる波及が生じ得るかを問うものである。

本章は、「統計作成等／AI 開発」の特例（4.1）、「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の包括例外（4.2）及び生体情報（4.3）を順に扱う。

4.1　「統計作成等／AI 開発」の特例

(1) 特例の内容と本節の構成

特例の内容

改正法は、「統計作成等」を目的とする個人情報の取扱いについて、本人同意を不要とする特例を設けた（第 30 条の 2）。「統計作成等」は、次のように定義されている（第 2 条 13 項）。

> 統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの

対象となるのは、作成物が個人に関する情報に当たらず、権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定められる行為に限られる。制度改正方針は、統計作成等に「統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。」とした（2026 年 1 月 9 日制度改正方針第 2 の 1、注 2）。政府は、想定される具体的な対象の例として「先ほどの定義に該当する AI モデル」を挙げている（令和 8 年（2026 年）5 月 12 日、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会・佐脇政府参考人。附属書 C-7 の 1）。AI 開発一般が対象になるわけではないが、この定義を満たす AI モデルの開発は特例の対象として想定されている。

特例は、事業者がデータを得る二つの経路に及ぶ。

- **自ら取得する経路**：第 30 条の 2 第 1 項は、統計作成等又は同条第 5 項による提供を目的とする場合に、公表等の要件の下で、現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意なく取得することを認める。

- **他の事業者から提供を受ける経路**：同条第 5 項は、提供先が統計作成等のためにのみ個人情報を取り扱う場合に、提供元・提供先による公表と書面による合意等を条件として、本人の同意なく第三者に提供することを認める。提供先には、相当措置を継続的に講ずるための基準適合体制を備える外国にある者も含まれる。

自ら取得する経路は公開情報に限られるが、提供を受ける経路にはその限定がない。 非公開の要配慮個人情報も提供の対象となり、提供を受ける側の取得についても、第 20 条 2 項 8 号により本人同意が不要となる。政府参考人（PPC 事務局長）は、AI 開発には非公開の要配慮個人情報が必要な場合や、これをあらかじめ完全に削除することが技術的に困難な場合があるとして、救急医療現場の音声、健康相談コールセンターの通話録音、患者名のある X 線・CT 画像を例示した（令和 8 年（2026 年）6 月 24 日、参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会・佐脇紀代志政府参考人。附属書 C-7 の 2）。公表による透明性は設けられるものの、本人が公開していない病歴等も、本人への個別の通知や同意を要せず第三者に提供され得る。

政府は、統計作成等を、特定の個人との対応関係が排斥され、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと位置づけ、本人同意を不要とする根拠としている（データ利活用基本方針〔2025 年 6 月 13 日デジタル行財政改革会議決定〕3(4)④）。

第 30 条の 2 第 4 項・第 9 項は、法令に基づく場合等を除き、公表された内容の統計作成等又は提供に必要な範囲を超える取扱いを禁じている。

本節の構成

後述するように、GDPR では、統計利用は、統計目的による処理結果を個人の診断・評価に用いないことまでを含むものと考えられている。本節では、このことを踏まえて、次に示す段階・項目を順に検討する。

- (2)GDPR の統計利用との相違
- (3)統計作成等における個人情報の取扱い
- (4)統計作成等の処理
- (5)処理結果の個人への適用
- (6)同意不要の AI 学習に対する本人の異議

(2) GDPR の統計目的との相違

GDPR における統計目的

GDPR の下で統計目的の処理を考えるときは、二つの段階を区別する必要がある。第一は、当初とは別の統計目的で処理することが、目的制限原則の下で許されるかという段階（目的の両立性）である。第二は、取得や提供といった個々の処理を適法に行えるかという段階（処理の適法性）である。統計目的であることは、第一の段階の問題を解消するが、それだけで第二の段階の要件を満たすことにはならない。さらに GDPR は、統計目的の意味そのものに、結果を個人への措置・決定に用いないという使途の制限を含めている。

第一段階―目的の両立性

GDPR では、統計目的のための目的外の処理は、第 89 条 1 項に従うときは、目的制限原則に反しないものとして扱われる（第 5 条 1 項(b)）。 ただし、データ最小化を確保する技術的・組織的措置を含む適切な保護措置が求められる(第 89 条 1 項)。

第二段階―処理の適法性

しかし、統計目的であることだけで、第 6 条の適法化根拠まで与えられるわけではない。EDPB と EDPS は、目的の両立性の問題を適法性の原則と混同すべきでないとする（EDPB-EDPS Joint Opinion 2/2026, para. 32）。EDPB は、第 5 条 1 項(b)の下で統計目的と同じく両立性の推定を受ける科学研究目的について、個人データを他の管理者に提供する場合も、提供元と提供先はそれぞれ第 6 条 1 項の適法化根拠を要し、特別な種類の個人データについてはさらに第 9 条 2 項の例外を要するとしている（EDPB Guidelines 1/2026〔意見募集版〕, para. 26 and fn. 40。統計目的も推定を受けることにつき fn. 31）。正当な利益（第 6 条 1 項(f)）による場合には利益衡量が求められ、データ主体はその処理に異議を申し立てることができる（第 21 条 1 項。統計目的の処理に関する第 21 条 6 項については後記(6)）。

したがって、統計目的であっても、取得、提供等の処理には第 6 条の適法化根拠を要し、加えて、特別な種類の個人データであるときは第 9 条 2 項の例外に該当することを要する。同条 2 項(j)は、統計目的のために必要な場合は、目的に比例し、データ保護の権利の本質を尊重し、データ主体の基本権及び利益を守る適切かつ具体的な措置を定めた EU 法又は加盟国法に基づくことを条件に、必要な処理を行うことを認める。この場合も第 89 条 1 項の保護措置が求められる。

統計目的の意味―結果の使途の制限

そのうえで、GDPR 前文 162 項は、統計目的の処理結果が個人データではなく集計データであることに加え、**その結果又は基礎となった個人データを、いかなる特定の自然人に関する措置又は決定を裏付けるためにも用いないこと**を、統計目的の意味に含めている。統計目的を理由とする例外は、結果を個人への措置・決定に用いないことと一体である。処理結果を個人への措置・決定に用いる処理は、そもそも統計目的に当たらない。

相違①―同意なき取得・提供を認める条件

改正法の特例も、統計作成等を理由に目的外利用を認める点では、GDPR と共通する。改正法は、さらに、公表と書面による合意等を条件として、個人情報の第三者提供を本人の同意なく認め、要配慮個人情報については、非公開のものも含めて取得と提供を認める（前記(1)）。

すなわち、改正法は、統計作成等の目的であることを、公表と書面による合意等の条件の下で、本人の同意なき第三者提供を認める根拠そのものとしている。これらの条件と目的外取扱いの禁止（第 30 条の 2 第 4 項・第 9 項）によって、GDPR 第 6 条及び第 9 条 2 項(j)の下での保護と実質的に同等の保護が確保されると評価できるかを検証する必要がある。データ最小化等の保護措置については、後記(3)で検討する。

相違②―産出物の利用制限の欠如

改正法の定義が求めるのは、作成する情報が個人に関する情報に当たらないことである。第30 条の 2 第 5 項の「目的の全部が統計作成等目的である」という要件や、第 4 項・第 9 項の目的外取扱いの禁止も、提供された個人情報等の取扱いを限定する規定にとどまる。**完成したモデルを特定個人に関する措置・決定に用いることを禁じる規定は、法律にない。** したがって、多数の患者のデータから疾病の傾向を学習し、個々の患者との対応関係を持たないモデルを作成できたとして、そのモデルを別の患者の診断に用いることは可能である。規則で対象となる開発を限定する際に、予定される用途が考慮される余地はあるが、それは法律上当然に個人への適用が排除されることとは異なる。

この欠如については、次の三点を付言する。

- **PPC 自身が、この条件を補完的ルールで既に採用している。** 2020 年改正で仮名加工情報が導入された後、欧州委員会は第 1 回レビューにおいて、仮名加工情報を統計目的のためにのみ処理するという明示の限定が法律にないことを指摘した（SWD(2023) 75 final, p. 17）。欧州委員会と PPC の協議の結果、2023 年 3 月に改正された補完的ルール(4)は、十分性認定に基づき提供を受けた個人情報から作成された仮名加工情報の用途を統計目的に限り、その結果を「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない」と定めた（COM(2023) 275 final, p. 4。PPC 側の説明として、第 226 回個人情報保護委員会資料 2-1（2022 年 12 月 14 日）pp. 1–2）。欧州委員会は、この改正を理由に、十分性の判断は揺らがないとした（SWD(2023) 75 final, p. 5）。
- **この利用制限の法定は、検討過程でも提案されていた。** 規制緩和に賛成する立場から提出された 2025 年 2 月 25 日付意見は、欧州評議会閣僚委員会勧告 No. R (97) 18 の原則 4.1・4.2 及び説明覚書を根拠に、措置・決定を裏付ける利用の禁止を求め、補完的ルールを条文の参考として挙げた。この提案は、改正法に反映されなかった（経緯は前記 1.3(2)(a)）。
- **政府は、個人の診断・判断に用いるモデルの開発を、特例の利用場面として説明している。** 令和 8 年（2026 年）6 月 24 日の参議院の同特別委員会で、要配慮個人情報について本人同意を不要とする立法事実を礒崎哲史委員から問われた松本尚国務大臣は、「ＡＩを使って診断、判断をするようなものを作ろうと思ったとき」には日本人の医療データが必要となることを挙げ、「今回は本人同意規制の例外を認める必要がある」と答弁した（附属書 C-7 の 9）。前文 162 項の下では、こうした利用は GDPR 上の統計目的に当たらない。ただし、この答弁から、採用・与信・広告等のあらゆるモデル開発が対象になるとまではいえない。

もっとも、この相違だけで実質的同等性が失われたと結論づけることはできない。問われるのは、個人への措置・決定に用いるモデルの開発を同意例外の対象とする場合に、どのような仕組みで同等の保護を確保するかである。モデルを用いた診断・評価の際に扱う個人情報には一般規律が及ぶが、それは統計結果の利用制限とは異なる。この点は、第 1 章 1.3(2)(a)で述べた AI 学習の「入口」と個人への評価・選別等の「出口」の関係とあわせて、後記(5)で検討する。

デジタルオムニバス提案との関係

EU 自身が AI 開発を理由に入口を広げつつあるという反論も想定される。欧州委員会は 2025 年 11 月 19 日、GDPR 等の一括改正案（いわゆるデジタルオムニバス、COM(2025) 837 final）を

公表し、AI システム・AI モデルの開発及び運用のための個人データの処理が正当な利益（第 6 条 1 項(f)）に基づき行われ得ることを確認する新第 88 条 c の新設を提案している。成立すれば、EU においても AI 開発は、統計目的の枠外で、前文 162 項の出口の利用制限を伴わずに正当化され得る。

しかし、同提案は、正当な利益に基づく処理に固有の二つの歯止めを維持している。処理に先立つデータ主体の権利利益との利益衡量テスト（第 6 条 1 項(f)）と、処理後もいつでも理由を問わず異議を申し立てる無条件の権利（unconditional right to object）である。日本の特例は、そのいずれも要求しない。したがって、同提案は、出口の利用制限を欠く日本の特例が GDPR と実質的に同等であることを基礎づけるものではない（後記 4.2 参照）。なお、同提案は 2026 年 9 月時点において欧州議会及び理事会における通常立法手続の審議中であり、成立していない（欧州議会は委員会段階で審議中、理事会は交渉マンデートを未採択）。essential equivalence の審査基準は、現行 GDPR である。

子どもの個人情報

GDPR 第 6 条 1 項(f)は、正当な利益を適法化根拠とする処理の利益衡量について、データ主体が子どもである場合を特記している。CJEU は、Meta 判決において、同事件で問題となった処理について、処理の規模、利用者への重大な影響、及び利用者がその処理を合理的に予期し得ないことに照らせば、「製品改善」の目的が利用者の利益及び基本権に優越するかは疑わしく、利用者が子どもである場合は特にそうであると述べた（C-252/21, para. 123。最終的な評価は付託裁判所に委ねられている）。この判示は、子どものデータを用いた製品改善や AI 開発を一般的に禁止するものではなく、衡量の中で子どもの利益を特に重く扱うべきことを示すものである。

これに対し、改正法の特例は、16 歳未満の者の個人情報にも及ぶ。改正法は、16 歳未満の者の個人情報について、同意等に係る規定の「本人」を「本人の法定代理人」と読み替える規律を新設したが（第 40 条の 2 第 1 項）、特例の下では同意そのものが要らないため（第 30 条の 2 第 1 項・第 5 項）、この保護は機能しない。未成年者の最善の利益を優先して考慮する事業者の努力義務（第 58 条の 3 第 1 項）は特例の下での取扱いにも及ぶが、子どもの利益を個々の処理ごとに衡量することは、特例の要件とされていない。

(3) 統計作成等における個人情報の取扱い―目的限定・データ最小化・保存期間制限

GDPR の基本原則

GDPR では、統計目的であっても、目的限定（purpose limitation）、データ最小化（data minimisation）、保存期間制限（storage limitation）の基本原則が適用される(第 5 条 1 項)。保存期間を延長できるのも、第 89 条 1 項の保護措置を講ずる場合に限定される（同項(e)）。

個人情報保護法

個人情報保護法には、従前から、データ最小化を直接定める規定はない。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える取扱いが禁じられる（第 18 条 1 項）にとどまり、その利用目的は事業者が自ら特定する。保存期間についても、第 22 条が「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」とするのみで、個人データの保存期間を一律に制限する規定を欠き、その定めは概ね事業者の裁量に委ねられている。改正法

の統計作成等の特例も、公表した統計作成等に必要な範囲を超える取扱いを禁じる（第 30 条の 2 第 4 項・第 9 項）ほかは、識別子の削除等のデータ最小化の措置や、保存期間の制限を定めていない。

統計作成等特例が提起する問題

本特例が対象とする AI モデル開発には、多量のデータを長期間保有し継続的に利用する経済的合理性があるため、名寄せ可能な個人情報の蓄積・長期保有を促進するインセンティブが生じ得る。

データ最小化―識別子付きデータの提供と名寄せ

この懸念のうち、名寄せ可能な形でのデータの提供については、国会審議における政府答弁により、可能性の指摘にとどまらず、制度上想定された運用であることが確認された。担当大臣は、本特例において匿名加工・仮名加工を義務づけない理由を問われ、膨大なデータを使って AI を開発する場合には「**名寄せをする必要があったり**」、網羅的に氏名等を削除することが 100%可能かという「技術的な困難性」を勘案したためであるとし、「**一律に匿名化や仮名化を義務付けるということは求めていない**」と答弁した（令和 8 年（2026 年）6 月 24 日、参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会・松本尚国務大臣。なお、同大臣は同月 17 日の同委員会においても、不必要な氏名等の提供は認められず削除できるものは削除すべきことを前提に、「それによって一律に匿名化や仮名化をする必要はない」と答弁している）。すなわち、氏名等の識別子を保持したままのデータの提供、及び複数のデータベースを横断する名寄せ（異なるデータセットの個人単位での結合）は、本特例の運用として政府自身が想定するところである。

GDPR の下では、統計目的の処理であっても、データ最小化原則を確保する適切な保護措置――仮名化を含み得る――が明示的に要求される（第 89 条 1 項、第 5 条 1 項(c)）。これに対し改正法は、識別子の削除義務、仮名化義務、名寄せ（データベースの結合）を制限する規定のいずれも置いていない。

なお、大臣は同時に、不必要な氏名等の提供は認められないこと、可能な限りの削除やプライバシー強化技術（PETs）の活用を「ガイドライン等」に記載することを繰り返し述べている。しかし、これらは法律上の義務としては定められていない。

目的限定・保存期間制限―目的の変更と保有期間

改正法第 30 条の 2 第 4 項・第 9 項は、公表された内容の統計作成等に必要な範囲を超える取扱いを禁じる。しかし、その内容は事業者自らが定めて公表するものであり、所定の公表を経て変更することもできる（同条第 3 項・第 7 項）。公表は、特例により得た情報（複製・加工したものを含む）を取り扱っている期間中、継続すべきものとされている（同条第 2 項・第 6 項）。一方、取扱期間の上限や、統計作成等を終えた後の消去義務は定められていない。第 22 条の努力義務は及ぶものの、目的を更新・継続することで、実質的に無期限に保有できる余地がある。

小括

以上を GDPR の三原則に即して整理すると、次のとおりである。

- **目的限定**：取扱いの範囲を画する「統計作成等の内容」は、事業者が自ら定め、公表を経て変更できる。
- **データ最小化**：識別子の削除、仮名化、名寄せの制限は、法律上求められていない。政府は、識別子付きデータの提供と名寄せを想定している。緩和措置はガイドライン等に委ねられる。
- **保存期間制限**：従前から、消去は努力義務にとどまる（第 22 条）。特例にも、取扱期間の上限や終了後の消去義務はない。

その結果、同意なく取得・提供された識別子付きのデータが、名寄せされたうえで、目的の更新によって長期に保有され得る。保存期間制限を欠くという従前の弱点は、統計作成等特例の新設によって、より大量・長期の蓄積を招く方向で増幅されている。これらの点についての検証事項は、後記(7)の 3・4 に掲げる。

(4) 統計作成等の処理に係る問題―モデルが個人に関する情報に当たらないことの検証

統計作成等は、「……大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」である（第 2 条 13 項。前記(1)）。したがって、統計作成等特例による作成物は、個人に関する情報に当たらないことが求められる。

政府は、個人に関する情報に当たらない状態まで加工することが義務づけられるため、開発したモデルからの再識別等のリスクは極めて低いと説明する（前記 5 月 12 日答弁）。しかし、**法がその結果を要求していることと、個々のモデルが実際にその要件を満たすことは別である。**大規模言語モデルが学習データを記憶し、一定の条件下で再現し得ることは、学術研究でも示されている（Carlini et al., 2021; 2023）。

EDPB Opinion 28/2024 も、個人データで学習したモデルを当然に匿名とみなすことを否定し、個別の評価を求める。学習に用いた個人データをモデルから直接抽出できる蓋然性と、クエリを通じて得られる蓋然性の双方が、合理的に用いられる可能性のある手段を考慮してなお僅少である必要がある（paras. 34, 43, 45）。差分プライバシー等の技術的措置や、メンバーシップ推論・学習データの再現・モデル反転等に対するテストは、その評価要素として挙げられている（paras. 52, 55）。

改正法の「個人に関する情報」と GDPR の「個人データ」は同一の概念ではないが、モデルが数理的なパラメータの形を取ることだけでは、学習に用いた個人の情報が取り出されないことの証明にはならない。改正法上の要件を実効的に確保するには、どのような技術的措置と検証を要求するのかを明らかにする必要がある。

(5) 個人への適用―プロファイリング及び自動化された決定

本項では、個人データの自動処理による予測・評価としてのプロファイリングと、個人について自動的に行う決定とを区別する。両者は重なり得るが、決定が常にプロファイリングに基づくわけではない。

改正法と GDPR の規律

AI モデル及び embedding モデルの発展により、個人に関する推測・分類・予測は容易になっている。3 年ごと見直しでは、プロファイリングの規制が検討された。意見募集では、GDPR 第 21 条・第 22 条等に相当する規律の導入を含め、規律の強化を求める意見が繰り返し寄せられた。

しかし、改正法には、プロファイリングを規律する規定は新設されなかった（経緯は前記第 1 章 1.3(2)(a)）。また、GDPR では統計目的の処理と一体とされる、産出物を特定の個人に関する措置又は決定に用いないという使途の制限も、統計作成等の特例には置かれなかった（前記(2)）。

GDPR は、個人データの処理について情報提供・アクセスの権利を保障し（第 13 条〜第 15 条）、所定の要件の下ではプロファイリングを含む処理への異議申立てを認める（第 21 条）。さらに、法的効果又はこれと同程度に重大な影響を生む、専ら自動化された決定については、原則としてその対象とされない権利を定める（第 22 条 1 項）。同条 2 項は例外を認めるが、その場合にも所定の保障措置を要する。

政府答弁が確認する規律の射程

政府参考人（PPC 事務局長）は、プロファイリングはどのように規制されているのかと問われ、規制の根拠は不適正利用の禁止（法第 19 条）であるとした上で、AI との関係でこれに当たるのは、「違法な差別が誘発されるおそれがある」AI モデルであることを予見しながら個人情報を用いてこれを作成し公開する場合や、「違法な差別的取扱いを行うために」個人情報を AI モデルに入力して用いる場合であると説明し、同条は「明らかに違法、不当ということで整理できるもの」を規律したものであって、プロファイリングそれ自体の規律は「必要があれば随時の見直しの中で検討する対象」になると答弁した（令和 8 年（2026 年）6 月 17 日、参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会・佐脇紀代志政府参考人）。

改正法には利用目的の特定・通知、不適正利用の禁止、開示・利用停止等の一般規律がある。しかし、これらは、プロファイリングへの異議申立てや、重大な影響を生む専ら自動化された決定の対象とされない権利を保障するものではない。

主張の射程―統計作成等の特例との結合

本項は、日本に GDPR 第 22 条と同じ規定がないことだけを独立の違反として主張するものではない。問題は、プロファイリング及び自動化された決定に関する権利を設けないまま、個人への直接の影響がないことを理由に統計作成等の特例を設け、産出物を個人への判断に用いることも法律上制限しない（前記(2)）点にある。

統計作成等の特例によって学習に情報を用いられる者は、その提供等について同意を求められない。他方、完成したモデルによる予測・評価の対象となる者には一般規律が及ぶものの、GDPR 第 21 条の所定の異議申立てや第 22 条の自動化された決定からの保護に相当する権利はない。学習に情報を用いられる本人が、その利用に異議を述べる仕組みにも限界がある（後記(6)）。入口で同意例外を設ける一方、出口では産出物の利用制限と、個人への評価・決定に対する固有の権利の双方を欠く。

入口における同意例外の新設と、出口の利用制限及びプロファイリングを規制する規定の見送りとは、3 年ごと見直しの検討過程において並行して進んだ。その経緯は前記第 1 章 1.3(2)(a)のとおりである。

(6) 同意不要の AI 学習に対する本人の異議

統計作成等特例の下では、個人情報が本人の同意なく取得・提供され、AI モデルの学習に用いられ得る。ここで比較すべきなのは、適法に予定され又は継続中の**具体的な学習への利用**に対し、本人が自己の事情を理由に異議を述べられるかである。改正法は、この特例に基づく利用について、そのような異議申立ての権利を設けていない。

GDPR 第 21 条 1 項は、第 6 条 1 項(e)の公共の利益に基づく任務等又は同項(f)の正当な利益を根拠とする処理について、本人が自己の個別の事情を理由に異議を申し立てる権利を定める。異議を受けた管理者は、本人の利益や権利に優越する、やむにやまれぬ正当な理由等を示せなければ、当該個人データの処理を続けられない。統計目的の処理についても第 21 条 6 項は異議申立てを認める。ただし、公益上の任務に必要な処理は例外であり、第 89 条 2 項の要件を満たす場合には EU 法又は加盟国法による権利の制限もあり得る。改正法の「統計作成等」に含まれる AI 開発が、常に GDPR 上の統計目的に当たるわけではない（前記(2)）。異議申立ては学習後に限らず、保有する個人データを特定の学習に用いる計画が具体化している段階でも問題となり得る。

改正法にも、違法な取扱いに対する利用停止・消去請求（第 35 条 1 項）に加え、利用の必要がなくなった場合や、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の請求（同条 5 項）がある。したがって、適法な処理への請求が一切できないわけではない。ただし、これらは、利用の必要がなくなったことも、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれも要せず、本人の個別の事情による異議を受けた管理者が、本人の利益や権利に優越するやむにやまれぬ正当な理由等を示せなければ当該個人データの処理をやめなければならないという GDPR 第 21 条 1 項の仕組みとは、要件と判断の構造が異なる。

なお、16 歳未満の本人については、法違反を要件としない利用停止等の請求権が新設され（第 35 条 9 項）、特例により提供を受けた者による学習への利用にも及び得る。ただし、その例外の範囲は規則及び政令に委ねられている（同項 8 号・12 号）。[2]

政府答弁と改正法の選択

国会審議では、統計作成等特例により本人の同意なく個人情報を取得できるのであれば、法違反を問わない利用停止・消去請求を可能にすべきではないかと問われた。政府参考人（PPC 事務局長）は、本特例は本人の関与を「リスクとの関係で必須ではない」とする制度であるとして、「本人に対して無条件の利用停止等請求を付与するということは、この制度の趣旨との関係ではある種矛盾することになりますので、そういったことを制度化することは困難」と答弁した（令和 8 年（2026 年）5 月 21 日、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）。この答弁が否定したのは**無条件の請求権**であり、GDPR 第 21 条型の条件付き異議権まで否定した答弁とは読めない。しかし、改正法にも特例に固有の異議申立権は置かれなかった。

データ利活用基本方針（前記 1.3(2)(b)(i)）は、AI 開発を含む統計作成等のような取扱いについて「**同意にとらわれない本人関与の在り方**」の検討を掲げていた。改正法は公表制度を設けたが、

[2] 統計作成等特例による提供それ自体の停止を請求できるかも問題となる。しかし、第 30 条の 2 第 5 項による提供は、第 35 条 9 項の例外を規定する 2 号の「法令に基づいて当該保有個人データを取り扱う場合」に当たる可能性がある。そうでなくとも、提供元においては同項 1 号（法定代理人の同意を得た取得）又は 8 号に該当して提供停止は請求できない場合が多いと考えられる。本意見書では、この点にはこれ以上立ち入らない。

本人が具体的な学習への利用に異議を申し立てる権利は設けなかった。権利としての本人関与は、前記のとおり「制度の趣旨と矛盾」するものとして明示的に拒否された。「同意にとらわれない本人関与」として構想されたものは、**同意に代わる関与ではなく、関与の不在**に帰着している。同意を不要とする範囲を広げる一方で、個別の事情を踏まえて本人が利用に異議を述べる仕組みを欠くことが、ここで問うべき相違である。

(7) 検証を求める事項

1. 個人情報の同意なき第三者提供と、非公開のものを含む要配慮個人情報の同意なき取得・提供を認める本特例について、公表・書面合意・目的外取扱いの禁止等が、GDPR 第 6 条・第 9 条・第 89 条の下で求められる保護と実質的に同等の保護を確保するか評価されたい。16 歳未満の者の個人情報については、第 40 条の 2 による読替えの結果、法定代理人の同意も要しないことを踏まえ、正当な利益に基づく処理について GDPR 第 6 条 1 項(f)が求める子どもの利益への考慮に相当する保護が、どのように確保されるかを確認されたい。
2. 「統計作成等」の対象となる AI モデル開発について、完成したモデルを特定個人の診断・評価その他の措置・決定に用いることが認められる範囲と、その法的根拠を、日本政府及び PPC に説明を求められたい。診断・判断用 AI を想定した政府答弁も踏まえ、GDPR の統計目的概念との相違を明らかにし、特例の下で実質的に同等の保護が確保されるか評価されたい。
3. 「統計作成等」「AI 開発」という目的が、目的限定原則との関係で十分に限定されているか、目的の更新・継続により実質的に無期限の保有が可能となる余地がないか、及び AI モデル開発に必要な範囲を超えて個人データが取得・利用・保有されることを防ぐ仕組みが存在するかを確認されたい。
4. 識別子の削除義務・仮名化義務・名寄せの制限のいずれも置かないまま、識別子付きデータの提供及び名寄せを制度上想定する運用（前記(3)の政府答弁）が、GDPR 第 89 条 1 項が統計目的処理に要求する適切な保護措置と実質的に同等の保護を提供しているか検証されたい。あわせて、改正法がデータ最小化・保存期間制限原則と実質的に同等の保護を提供しているか再評価されたい。
5. モデルが個人に関する情報に当たらないことを確保する技術的措置と検証方法について、法令上の義務、ガイドラインによる解釈及び任意の推奨を区別して説明を求められたい。EDPB Opinion 28/2024 も参照し、抽出・再現等のリスクを個別に評価し、要件を満たさない場合に是正を求める仕組みがあるか確認されたい。
6. AI 開発を含む統計作成等のための同意不要利用を拡大する一方で、個人に関する推論・分類・予測・評価に対するデータ主体の権利保護が確保されているか。とりわけ、AI モデルの利用により個人の取扱いに影響が生じる場合に、本人がその処理を知り、説明を求め、異議を申し立て、救済を求め得る実効的制度が確保されているか検証されたい。
7. 統計作成等特例により本人の同意なく取得・提供された個人情報を AI 学習に用いる場合、本人が自己の個別の事情を理由に、予定され又は継続中の具体的な利用に異議を申し立てる仕組みがあるか確認されたい。既存の第 35 条 5 項による請求が認められる場合とその限界

も示した上で、GDPR 第 21 条 1 項・6 項の要件及び例外を踏まえ、実質的に同等の保護が確保されるか検証されたい。

4.2　「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の包括例外と lawful basis

改正法の内容

改正法第 18 条 3 項 7 号、第 20 条 2 項 7 号及び第 27 条 1 項 8 号は、「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他……取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合**として個人情報保護委員会規則で定める場合」に、本人同意のない目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供を認める。その具体的範囲は PPC 規則に委ねられている（第 3 章参照）。

GDPR との構造的相違

GDPR 第 6 条 1 項(b)から(e)までは、契約の履行、法的義務、重大な利益の保護又は公的任務という、それぞれ特定の状況に結びついた適法化根拠である。本意見書が問題とする通常の民間事業者による処理において、同意（同項(a)）によらない処理の根拠として主に問題となるのは、管理者又は第三者の正当な利益（同項(f)）である。同項(f)による処理には、正当な利益の存在に加え、処理の必要性と、データ主体の利益・基本的権利及び自由との比較衡量が求められる。なお、(a)から(f)までの間に法的な優先順位はない。

改正法第 20 条 2 項 7 号及び第 27 条 1 項 8 号は、「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該要配慮個人情報〔個人データ〕の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」を、同意の例外とする。前段の契約の履行の場合は GDPR 第 6 条 1 項(b)に近いため、ここでは扱わない。問題は後段の場合である。なお、第 18 条 3 項 7 号（目的外利用）は、GDPR では第 6 条 4 項の両立性の問題となるため、ここでは扱わない。

後段の場合について法律が定める要件は、取得の状況からみて本人の意思に反せず、本人の権利利益を害しないことが明らかであることである。専ら本人側の事情に着目しており、事業者等の利益の存在や、その利益のための処理の必要性は、要件とされていない。

したがって、後段の規定は、GDPR 第 6 条 1 項(b)から(e)までの根拠がなく、かつ同項(f)の要件も満たさない処理――GDPR の下では本人の同意を要する処理――を想定し、本人の意思に反せず、本人の権利利益を害しないことが明らかであることをもって同意の要件に代えるものであるということができる。要配慮個人情報の取得については、差はさらに大きい。GDPR では、特別な種類の個人データの処理は、第 6 条に加えて、第 9 条 2 項の例外（明示的同意等）に当たることを要するからである。

なお、この構造的相違は、EU 自身の近時の立法動向によっても失われない。前記 4.1 で述べたとおり、欧州委員会が提案するデジタルオムニバス新第 88 条 c（AI 開発・運用について正当な利益による処理を認める規定）ですら、第 6 条 1 項(f)の利益衡量テスト及びデータ主体の無条件の異議申立権（unconditional right to object）を要件とする。これらをいずれも要求しない後段の例外とは、構造を異にする（異議申立てについては 4.1(6)参照）。

検証を求める事項

- 三つの規定の具体的範囲を定める PPC 規則が、目的外利用、第三者提供及び要配慮個人情報の取得について、同意の例外を広く認めるものとならないか確認されたい（第 3 章参照）。
- 事業者等の利益の存在や処理の必要性を要件とせず、本人側の事情のみに着目するこの例外が、GDPR 第 6 条 1 項(f)の要件を満たさない処理（特別な種類のデータについては第 9 条 2 項の例外に当たらない処理）にも及び得ることを踏まえ、実質的に同等の保護が確保されているか検証されたい。

4.3　生体情報保護の実効性

用語の関係

本節では、改正法と GDPR の次の四つの概念を用いる。

- **生体データ（GDPR）**：GDPR 第 4 条 14 号の概念であり、顔画像や指紋データのように、身体的・生理的・行動的特性に関する特定の技術的処理から得られ、特定の個人の一意識別を可能にし又は確認する個人データをいう。一意識別の目的で処理されるときは、特別な種類の個人データとして原則として処理が禁止される（第 9 条 1 項）。改正法には、これに対応する単一の定義語はない。
- **個人識別符号（改正法）**：顔の特徴など身体の一部の特徴をコンピュータで扱うために変換した符号であって、特定の個人を識別できるもののうち、政令で定めるものは、個人識別符号に当たる（第 2 条 2 項 1 号）。これを含む情報は個人情報となる。
- **特定生体個人情報（改正法・新設）**：上記の個人識別符号のうち、本人に気づかれずに容易に取得できる身体の特徴として政令で定めるものを変換した符号を含む個人情報である（第 16 条 5 項）。生体データの一部にすぎない。
- **要配慮個人情報（改正法）**：病歴等を含み、取得に原則として本人の同意を要する個人情報である（第 2 条 3 項、第 20 条 2 項）。GDPR の特別な種類の個人データに相当する位置にあるが、生体データはこれに含まれない（後記「GDPR との構造的相違」の第一）。

改正法の内容

改正法は、「特定生体個人情報」の概念を設け（第 16 条 5 項）、その取扱いに係る規律を新設した（第 21 条の 2、第 27 条 2 項ただし書、第 35 条 7 項・8 項等）。特定生体個人情報とは、特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって、当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを変換した個人識別符号を含む個人情報をいう（第 16 条 5 項）。事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、取扱いの事実、利用目的、請求手続等を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない（第 21 条の 2）。オプトアウトによる第三者提供は除外される（第 27 条 2 項ただし書）。本人は、自己が識別される特定生体個人情報（保有個人データに含まれるものに限る。）について、取扱いの違法性を要しない利用停止等及び第三者提供停止を請求できる（第 35 条 7 項・8 項）。これらは、本人に知られない顔識別及び行動追跡に対する重要な前進である。

他方、改正法は、特定生体個人情報を第 20 条 2 項の取得同意規律に加えなかった。これは立法過程で検討されたうえでの選択である。PPC の規制事前評価書（令和 8 年（2026 年）4 月。附属書 B-5）は、取得時の原則同意義務を検討したうえで、「顔特徴データ等のリスクの内容、事業者における利活用の実態やニーズ、運用の負担なども考慮し、当該手段は採択しないこととした」と記載する。改正法は、取得時の同意ではなく、周知と事後の停止請求によって本人の関与を確保する方式を選んだ。

GDPR との構造的相違

第一に、改正法は、生体データを特別な種類のデータとして扱わない。GDPR 第 4 条 14 号の「生体データ」は、一意識別の目的で処理される場合、第 9 条 1 項により原則として処理が禁止され、同条 2 項の例外に該当しなければ処理できない。改正法でこれに対応するのは要配慮個人情報であり、その取得には原則として本人の同意を要する（第 20 条 2 項）。しかし、生体データは、それ自体としては要配慮個人情報の定義（第 2 条 3 項、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 2 条）に含まれない。2026 年改正も、生体データを要配慮個人情報に加えなかった。改正法は、特定生体個人情報について周知と停止請求という一定の本人関与の規律を設けたが、その対象は、取得の容易性と本人の認識困難性という要件の下で政令が指定するものに限られ（政令は未制定であり、確定した対象範囲は現時点で明らかでない）、生体データの一部にすぎない。特定生体個人情報に当たらない生体データは、通常の個人情報の規律のみに服する。

第二に、第一に記した法的位置づけの違いの結果、生体データを取り扱う際に具体的な違いが生じる。改正法は、生体データの処理に処理前の正当化、すなわち処理そのものを許容する実体的根拠を要求しない。GDPR の下では、管理者は、生体データを一意識別の目的で処理する前に、目的の特定（第 5 条 1 項(b)）及び本人への情報提供（第 13 条・第 14 条）に加えて、第 6 条の適法化根拠を備え、かつ第 9 条 2 項の例外に該当しなければならない。民間事業者が生体識別機能を備えた映像監視を用いる場合、多くは明示的同意を要する（EDPB Guidelines 3/2019, para.77）。改正法では、特定生体個人情報に当たるか否かを問わず、生体データの取扱いは禁止されず、利用目的の特定と通知又は公表（第 17 条・第 21 条）で足りる。特定生体個人情報について加わる周知（第 21 条の 2）も含め、これらは GDPR の目的の特定及び情報提供に相当する手続的要件であり、処理そのものを許容する根拠を求めるものではない。生体識別の必要性、より侵害の少ない代替手段の有無、本人の権利利益との衡量は、法定要件とされていない。第三者提供も同様である。生体データは、本人の同意があれば提供でき、同意がなくても、第 27 条 1 項各号（契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合のほか、PPC 規則で定める場合を含む。同項 8 号）や統計作成等の特例（第 30 条の 2 第 5 項）により提供できる。特定生体個人情報についてはオプトアウトによる提供が除外されたが、それ以外の提供の要件は通常の個人データと同じである。これに対し GDPR では、他の管理者への開示も処理の一つとして第 6 条の適法化根拠と第 9 条 2 項の例外を要し、同意による場合は明示的同意でなければならない（第 9 条 2 項(a)）。

この違いから、逆説的な帰結が生じる。改正法は、符号の作成や取得に本人の同意を要求しない。しかし、事業者が任意に「あらかじめ」同意を得て符号を作成し、又は取得した場合は、第 35 条 7 項 1 号・2 号により、違法性を要しない停止請求の対象から外れる。つまり、同意は、処理を許容する根拠として働くのではなく、本人が特別な停止請求を失う事由としてのみ働く。改正法には、GDPR 第 7 条 3 項のように同意の撤回とその効果を定める規定もない。そのため、本人が後に同意を撤回しても、文言上、停止請求は回復しない。GDPR では、同意はいつでも撤回でき、他に適法化根拠がなければ第 17 条 1 項(b)の消去権が生じ得る。ダイレクトマーケティング目的の処理には、適法化根拠を問わず第 21 条 2 項の異議権が及ぶ。GDPR において処理前の正当化と事後の救済は択一の関係にないが、改正法はこれを択一とし、同意した本人を特別な救済の外に置いている。

第三に、改正法は、本人関与の重心を置く透明性と停止請求について、広い例外と委任を設けている。

- 周知は、本人又は第三者の権利利益、事業者の権利又は正当な利益等を害するおそれがある場合に不要とされる（第 21 条の 2 第 2 項）。2019 年の十分性認定前文 64 は、利用目的の通知等に係る同種の例外が、PPC ガイドラインの解釈により、不正対策等のごく限られた場面にのみ適用されることを前提としていた。しかし、周知義務の例外については、そのような解釈を示すガイドラインはまだない。例外が事業者に都合よく解釈されて広く適用されないか、またそうした運用を PPC が監視し是正できるかが問われる。
- 改正法は、GDPR の下で多くの場合に必要となる明示的同意に代えて、周知と事後の停止請求によって本人の関与を確保する方式を採った。この方式が機能するには、本人が自己の特定生体個人情報を取り扱う事業者を知り、停止請求の窓口にたどり着けることが前提となる。しかし、「本人が容易に知り得る状態」は、顔識別を行う施設を事前に知らない通行人等による発見を保障しない。改正法には、実施主体、場所、利用目的及び請求窓口を横断的に検索できる仕組みもない。GDPR の下でも、EDPB は、映像監視一般について、カメラの位置情報を地図アプリやウェブサイトに掲載し、本人が撮影元を特定して権利を行使できるようにする技術的手段の活用を推奨している（EDPB Guidelines 3/2019, para.118）。周知に本人関与の重心を置く改正法では、その必要性は一層大きい。
- 停止請求の例外は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合（第 35 条 7 項 4 号）のほか、PPC 規則及び政令に委ねられた場合（同項 9 号・10 号）に及ぶ。停止が困難な場合は代替措置で足りる（同条 8 項ただし書）。
- 経過措置として、施行日前の通知又は同意が、第 21 条の 2 第 1 項の通知又は第 35 条 7 項 1 号・2 号の同意に「相当する」ときは、それぞれ通知又は同意があったものとみなされる（附則第 4 条 1 項・2 項）。「相当する」の判断基準は示されておらず、みなされる同意に明示性も撤回可能性も要求されていない。要件を満たす既存の顔識別運用には、新設の保護が及ばないことになり得る。

第四に、改正法には、事前評価と公的部門への手当てがない。GDPR 第 35 条 3 項及び第 36 条は、特別な種類の個人データの大規模処理や公衆がアクセスできる区域の大規模かつ体系的な監視について、処理開始前の影響評価と、高いリスクが残る場合の監督機関への事前協議を求める。

改正法に同等の制度はない。また、特定生体個人情報に関する新たな規律（第 21 条の 2、第 35 条 7 項等）は、民間事業者を対象とする第 4 章にのみ置かれ、行政機関等を対象とする第 5 章に対応する規定はない。EU では、公的機関の処理も原則として GDPR に服し、法執行目的の処理についても、指令(EU)2016/680 が一意識別目的の生体データ処理を厳格に必要な場合に限定し（第 10 条）、高いリスクをもたらすおそれのある処理について事前の影響評価を求める（第 27 条）。2019 年の十分性認定は事業者への移転を対象とするが、事業者が保有する EU 由来データは行政機関等に提供され得る（第 27 条 1 項 1 号・4 号）。公権力による干渉への保障の観点から、この点も検証されるべきである。

2019 年の十分性認定の前提との関係

2019 年の十分性認定前文 66 は、PPC ガイドライン（通則編）の "section 2.3 point (8)" によれば、施行令第 2 条 2 号・3 号の「病歴」の下位区分が遺伝データ及び生体データを含むと述べる。前文 69 は、要配慮個人情報が原則として本人の事前同意なく取得できないことを、追加的保障として評価した。

しかし、決定時の通則編（2019 年 1 月 23 日一部改正版）で施行令第 2 条 2 号・3 号に対応する 2-3(8)・2-3(9)は、健康診断・遺伝子検査等の結果と、保健指導・診療・調剤に係る情報を掲げるにとどまる。遺伝データには遺伝子検査の結果という対応する記載があるが、生体データ、顔認証データ又は顔特徴データに対応する記載は、いずれにもない。顔等を変換した符号は、同ガイドライン 2-2 で個人識別符号として説明され、要配慮個人情報とは別のカテゴリーに置かれていた。当時公表されていた PPC Q&A Q1-11・Q1-12 も、顔認証データを通常の個人情報として扱い、利用目的の特定と通知又は公表等を求めるにとどまる（附属書 B-5。抄訳は附属書 C-12・C-13）。

したがって、前文 66 のいう「生体データ」が一意識別用の顔特徴テンプレートを含むとの理解は、公表された日本語の法令及び PPC 解釈資料からは確認できない。当時から含まれていたのであれば、2026 年改正がこれを第 20 条 2 項の取得同意規律に加えなかった理由が問われる。含まれていなかったのであれば、2019 年の十分性認定における GDPR 第 9 条相当の保護の評価自体を再検証する必要がある。

主張の射程

本意見書は、改正法による透明性の強化、オプトアウト提供の除外及び違法性を要しない停止請求権の導入が重要な前進であることを否定しない。しかし、新設規律は、処理前の正当化を要求せず、対象範囲、透明性及び救済の例外を政令・PPC 規則に大きく委ね、経過措置により既存の運用を保護の外に置き得るものとし、公的部門を対象としていない。これらの新設のみをもって、GDPR と本質的に同等の生体データ保護が確保されたと評価することはできない。

検証を求める事項

- 2019 年の十分性認定前文 66 が「生体データ」を要配慮個人情報に含むと評価した根拠を、当時用いられた英訳、照会回答その他の説明資料によって確認されたい。あわせて、2026 年改正が特定生体個人情報を第 20 条 2 項の取得同意規律に加えなかったことが、同認定の評価と整合するか検証されたい。

- 政令による対象範囲並びに第 21 条の 2 及び第 35 条の例外を含め、GDPR 第 6 条・第 9 条に相当する処理前の正当化、第 35 条・第 36 条に相当する影響評価及び事前協議、並びに実効的な透明性と停止請求の仕組みが確保されるか検証されたい。あわせて、附則第 4 条により既存の顔識別運用に新設の保護が及ばなくなる範囲を明らかにされたい。
- 行政機関等による生体識別について、第 4 章の特定生体個人情報に関する新たな規律に相当する保護があるか確認されたい。特に、事業者から行政機関等に提供された EU 由来データについて、GDPR 又は指令(EU)2016/680 に相当する必要性の統制、影響評価及びデータ主体の救済が確保されるか検証されたい。

第 5 章　実社会における顕在例と監督機関の対応―マイナ保険証と脆弱な立場の者

5.1　本章の位置づけ

本章で扱うマイナンバーカードと健康保険証の統合（いわゆる「マイナ保険証」）は、主として日本国内のデータ処理に関わる問題であり、それ自体が EU 由来データの保護を直接左右するものではない。

しかし本意見書がこれを取り上げる理由は、二つある。

第一に、**前章までに法制度の構造として指摘した欠缺―同意の質（第 4 章 4.2）、センシティブ情報の取扱い、設計段階の保護の不在―が、現実の大規模システムにおいて具体的に発現している実例**だからである。そしてこれらの欠缺は、特定の制度に固有のものではなく、同一の個人情報保護法体系に内在する系統的なものである。同じ法体系が EU 由来データにも適用される以上、ここに現れる欠缺は、EU 由来データの保護を評価するうえでも示唆を持つ。

第二に、この制度は、**監督機関が実際にどのように機能しているかを示す事例**でもある。十分性認定は、独立監督機関が存在することだけでなく、それが実効的に機能していることを前提とする（GDPR 第 45 条 2 項(b)。第 1 章 1.1）。EDPB の十分性参照枠組み（WP254 rev.01）も、データ保護の規律は執行可能であり実際に遵守されてはじめて実効的であるとし、適用される規律の内容だけでなく、その実効性を確保する仕組みを考慮する必要があるとする。個人単位で集約された医療情報（特別カテゴリーのデータ）を扱う大規模な制度の導入に際して、PPC がどのような役割を果たしたかは、EU 由来データを監督するのと同じ機関の機能を評価する手がかりとなる（5.5）。

なお、日本は G7 諸国の中で唯一、ID カードと健康保険証の一体化を進めている。

5.2　同意の粒度と撤回（GDPR 第 7 条・第 9 条）

マイナ保険証では、医療機関・薬局の窓口において、本人確認（顔認証又は暗証番号）を経たうえで、医療情報を医療機関に提供することについて患者の同意が取得される。デジタル庁が公表する画面例及び厚生労働省の運用マニュアルによれば、同意は「**過去の（手術情報を除く）診療・薬剤情報**」「**過去の手術情報**」「**特定健診情報**」の各項目について「同意する／同意しない」を選択する方式であり、項目ごとに不同意とすることが可能である（出典：デジタル庁ウェブサイト、Annex C-2）。なお、2024 年 10 月 7 日以降は、これらの項目ごとの画面に先立って「過去

の医療情報等の提供に同意しますか」と問う画面が表示される。その選択肢は「全て同意する」と「個別に同意する」であり、前者を選ぶと項目ごとの画面は省略される。不同意を選択できるのは、後者を選んだ後の項目ごとの画面においてである（厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡、令和 6 年（2024 年）10 月 7 日、Annex C-2）。

したがって本意見書は、「不同意の選択肢が与えられていない」あるいは「同意が一律に誘導されている」と主張するものではない。問題は、同意の**粒度**（specificity）にある。

- 同意は「過去の（手術情報を除く）診療・薬剤情報」という**広いカテゴリー単位**で求められ、その内部を細分して制御することができない。手術情報が独立の同意項目として分離されていることからも分かるとおり、制度上カテゴリーを分ける技術的な仕組み自体は存在するにもかかわらず、診療・薬剤情報というカテゴリーの内部では、特定の診療科目（例えば精神科、産婦人科等）や特定の傷病に関する情報のみを除外して提供することはできず、いったん同意すれば、当該カテゴリーの全体が――機微性の高い情報を含めて――提供対象となる。

GDPR 第 4 条 11 号及び第 7 条は、同意が「**特定された**（specific）」ものであることを要求し、第 9 条は健康に関するデータを特別カテゴリーとして厚く保護する。機微性の異なる医療情報を一括りにし、カテゴリー単位でしか同意・不同意を選べない仕組みが、特別カテゴリーデータについて要求される「特定された」同意の水準と整合するかは、検証に値する。

そして、医療情報という特別カテゴリーのデータについて、このように粗い粒度の同意で足りるとされていること自体が、日本の個人情報保護法が――第 4 章 4.2 で述べた「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の例外を含め――同意を細やかな保護要件として位置づけていないことの反映でもある。

また、顔認証付きカードリーダー等を用いた通常の受付には、いったん行った同意を取り消す機能が導入されていない。厚生労働省の技術解説書は、計画的な医学管理の下で定期的に訪問して行う訪問診療等では、一度得た閲覧の同意がその訪問診療等を終えるまで続くことから、同意の取消し機能を追加する一方で、この機能は既存の顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認では導入されていない機能であると明記している（附属書 B-5）。GDPR 第 7 条 3 項は、データ主体が同意をいつでも撤回でき、その撤回は同意を与えるのと同じ程度に容易でなければならないとする。

5.3　医療情報の集約保有と二次利用（GDPR 第 9 条）

マイナ保険証による資格確認を支える「オンライン資格確認等システム」では、医療情報が次の仕組みで個人単位に集約されている（出典：厚生労働省「オンライン資格確認等について」（第 108 回社会保障審議会医療保険部会資料 2-1、平成 29 年（2017 年）11 月 8 日。以下「2017 年資料」という。）p.2・p.20、同「オンライン資格確認における手術情報を含む診療情報の提供」（令和 7 年（2025 年）3 月。以下「2025 年資料」という。）PDF p.3・p.8、社会保険診療報酬支払基金「医療保険者等向け中間サーバー関係」、Annex B-5）。

- **番号の対応づけ**：被保険者番号は、保険者を異動するたびに変わる。その履歴は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構[3]・国民健康保険中央会が運営する医療保険者等向け中間サー

[3] 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）により、2026 年 10 月 1 日に社会保険診療報酬支払基金から名称を改めた法人である。本意見書が引用する資料は名称変更前のものであるため、出典の表示には旧名称を用いる。

バー等において、個人番号（マイナンバー）と対応させて一元的に管理されている。保険者をまたいで情報を連結する軸は、この個人番号である（2017 年資料 p.2・p.20）。

- **医療情報の集約**：これを基盤として、電子レセプト（診療報酬明細書の電子データ）から抽出された薬剤・診療・手術情報（原則として過去 5 年分）及び特定健診情報が、個人単位被保険者番号により個人単位で管理されている。
- **閲覧**：医療機関・薬局は、マイナ保険証による本人確認を経てこれらを閲覧し、本人もマイナポータルを通じて閲覧できる。窓口での本人確認にはカードの電子証明書が用いられ、個人番号そのものは用いられない（2025 年資料 PDF p.3）。

政府自身、被保険者番号の履歴を一元的に管理することにより「制度の縦割りを超えたデータ分析が可能になる」としていた（2017 年資料 p.5）。すなわち医療情報は、各医療機関に分散したまま閲覧時に参照されるのではなく、レセプトを起点として個人単位で集約・管理されている。

GDPR 第 9 条は、健康に関するデータを特別カテゴリーのデータとして原則取扱い禁止とし、限定的な例外の下でのみ取扱いを認める。上記の集約保有は、受診時の医療の提供を目的とするものであり、それ自体は GDPR の下でも第 9 条 2 項(h)（保健医療の提供等）の例外に対応し得る。本意見書が問題とするのは、保有そのものではない。問題は、当該個人の健康状態・受診歴に関する詳細なプロファイルを形成し得る形で個人単位に集約された特別カテゴリーデータが、第 4 章で述べた AI 開発を含む統計作成等の特例（4.1）、名寄せを想定した運用（4.1(3)の政府答弁）及びプロファイリング規律の不在（4.1(5)）の下で、当初の保健医療目的を超えた利用・結合からいかなる保護を受けるのかという点にある。この集約データに対し、改正法の例外規定と医療保険関係法令による規律とがどのように適用されるのかは公表資料からは明らかでなく、特別カテゴリーデータの保護水準の観点から検証を要する。

5.4　設計段階の保護の不在（GDPR 第 25 条）

最も構造的な問題は、設計段階の保護の不在である。

GDPR 第 25 条は、個人データを処理するシステムの設計段階からデータ保護を組み込む義務（data protection by design）と、利用者が設定を変更しない限り最も保護的な状態をデフォルトとする義務（by default）を課す。これに対し改正法には、設計段階のデータ保護義務に相当する規定が存在しない。一方で、大きな制度変更の設計において必要なデータ保護への配慮がなされず、問題が生じてから事後的に保護措置がとられる事態が生じている。

この「**設計に組み込むのではなく、事後に対処する**」という構造は、脆弱な立場の者をめぐる経緯に表れている。マイナ保険証は、認証情報（暗証番号）の自律的な管理が困難な認知症高齢者等への配慮を設計段階で組み込まないまま導入された。その結果、暗証番号を介助者等に委ねざるを得ない、あるいは施設がカードと暗証番号を管理せざるを得ないという問題が生じた。

これに対する対応は、**事後的・運用的に**講じられた――暗証番号を要しない「顔認証マイナンバーカード」の導入（2023 年 12 月～。これによりマイナポータル利用等は制限される）、福祉施設向け管理マニュアルの整備、紙の「資格確認書」による代替等である（Annex B-5・C-9）。政府は、これらにより、顔認証又は医療機関の窓口における目視での本人確認が可能であるから

暗証番号を施設に預ける必要はなく、委託に伴うリスクは軽減されたと説明する。もっとも、これはあくまで政府側の説明であり、制度上の選択肢が整備されたことを示すにとどまる。

しかし、この経緯自体が論点の核心を示している。すなわち、**保護は設計段階に組み込まれていたのではなく、問題の顕在化後に運用上の手当てとして付加された**。現に、施設におけるカード管理の負担や紛失・誤用のリスク、顔認証が困難な場合の運用上の困難といった懸念は、なお残存すると指摘されている。by design／by default の発想は、こうしたリスクを利用者の自衛や事後の運用対応に委ねるのではなく、制度設計の段階で――目的に必要な最小限のアクセスをデフォルトとすること等により――抑止することを求めるものである。改正法にこの設計段階の義務が存在しないことが、脆弱な立場の者の保護を事後的対応に依存させる構造の背景にある。

5.5　監督機関の対応―実効的な機能（GDPR 第 45 条 2 項(b)）

GDPR の下では、監督機関は、加盟国法に従い、議会、政府その他の機関に対し、処理に関する立法上及び行政上の措置について助言する任務を負う（第 57 条 1 項(c)）。加盟国は、国会が採択する立法措置又はそれに基づく規制措置であって処理に関するものの案を準備する段階で、監督機関と協議しなければならない（第 36 条 4 項）。個人情報保護上の重大な論点を含む制度については、その設計の段階で監督機関が意見を述べることが想定されている。

日本においても、PPC には、この制度について意見を述べる公式の機会があった。政府は、デジタル社会の実現に向けた重点計画の案について、法律に基づき PPC に意見を求めている（デジタル社会形成基本法第 39 条 4 項〔2023 年の意見の当時は第 37 条 4 項〕、官民データ活用推進基本法第 8 条 4 項）。2023 年の計画案は、マイナンバーカードと健康保険証の「一体化を加速し、2024 年（令和 6 年）秋に健康保険証を廃止する」と明記するとともに、オンライン資格確認等システムを「医療情報の共有の基盤」と位置づけ、マイナンバーカードで受診することにより「健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となる」としていた。これに対する PPC の意見（2023 年 6 月 1 日）は、マイナンバーカードの普及及び利用を推進するに当たっては「個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じることが肝要である」とし、施策の透明性の確保や PIA（個人情報保護評価）の手法の活用といった一般的な留意事項を示すにとどまった。医療情報を共有するに当たって本人の同意をどのように取得するのか、健康保険証の廃止によりカードや暗証番号を自ら管理できない者をどう扱うのかといった、具体的に起こり得る事態は、問題にされていない。この意見は、マイナ保険証の紐付け誤りへの対応方針を審議したのと同じ委員会会議（2023 年 5 月 31 日の第 244 回）で取りまとめられたものである（Annex C-17）。2024 年から 2026 年までの意見も同様であり、健康保険証にも医療情報にも言及していない。

PPC が医療情報の取扱いについて意見を述べないわけではない。マイナ保険証の紐付け誤り（保険者が健康保険証の情報に別人の個人番号を紐付けた事案）[4]については調査を行い、紐付

[4] 健康保険組合等の保険者が、健康保険証の情報と個人番号を紐付ける際に、本人確認の不足、入力の誤り、住民基本台帳ネットワークでの照会条件の不備などにより、別人の個人番号を紐付けた事案である。その結果、マイナポータル等を通じて、本人の健康保険証の情報のほか、医療費通知情報や薬剤情報等の要配慮個人情報が第三者に閲覧され、又は閲覧され得る状態が生じた（PPC「健康保険証情報及び障害者手帳情報に関する紐付け誤り事案に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に

け後に誤登録を検知するための仕組みの整備や事後的な点検が必要であるとした（2023 年 12 月 6 日）。地方公共団体によるレセプトデータ等の提供についても、注意喚起を行っている（2024 年 12 月 25 日、2026 年 8 月 19 日）。

しかし、PPC の公表資料及び国会会議録を調べた範囲では[5]、PPC が、5.2 から 5.4 で指摘した点――同意の粒度と撤回、個人単位で集約された医療情報の当初目的を超える利用への歯止め、脆弱な立場の者への設計段階の配慮――について意見を表明した例は確認できなかった。PPC 事務局長は、本人が自らの医療情報の利用状況を確認できる仕組みについて国会で問われた際、「医療情報に関連する固有の政策についてお答えすることはかなわない」と答弁している（令和 8 年（2026 年）6 月 24 日、参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会。Annex C-7）。

とりわけ、5.2 で述べた窓口での同意は、個人情報保護法上の提供の同意であり、PPC 自身が所管する法律の運用に関わる。意見を述べる公式の機会がありながら、特別カテゴリーのデータを個人単位で集約する大規模な制度について、その保護の中心となる論点に触れていないことは、第 1 章で論じた独立性と並んで、PPC が監督機関として実効的に機能しているか（第 45 条 2 項 (b)）という観点から検証に値する。

5.6　検証を求める事項

1. **（第 7 条・第 9 条）** マイナ保険証における医療情報提供の同意が、「過去の（手術情報を除く）診療・薬剤情報」という広いカテゴリー単位で求められ、特定の診療科目・傷病に係る機微情報のみを除外して提供することができない（粒度の粗さ）ことが、特別カテゴリーデータについて要求される「特定された（specific）」同意の水準と整合するか検証されたい。いったん行った同意を撤回する手段が確保されているか（第 7 条 3 項）も、あわせて検証されたい。また、同様の粗い粒度の同意で足りるとする扱いが、EU 由来データの取扱いにおいても生じ得ないか検証されたい。
2. **（第 9 条）** オンライン資格確認等システムにおいて個人単位で集約・保有されている医療情報（特別カテゴリーのデータ）について、保健医療の提供という当初目的を超えた利用・結合（改正法の統計作成等の特例（AI 開発を含む）によるものを含む）に対する保護が実質的に確保されているか評価されたい。
3. **（第 25 条）** デジタル化政策の設計段階において、認知機能の低下等により自律的な判断が困難な者に対する保護措置が、**制度設計に組み込まれているか、それとも問題顕在化後の事後的・運用的対応に委ねられているか**を検証されたい。改正法に設計段階のデータ保護義務

関する法律に基づく行政上の対応について」、第 263 回 PPC 資料 1-2、2023 年 12 月 6 日）。2023 年にはこうした紐付け誤りが各地で相次いで判明し、新聞報道等で大きく取り上げられた。

[5] 調査の範囲は次のとおりである。PPC の委員会会議（2019 年 1 月 9 日の第 84 回から 2026 年 9 月 16 日の第 369 回まで）の公開された議事録及び議事概要、令和元年度から令和 7 年度までの年次報告、報道発表、注意喚起及び意見募集結果、重点計画に対する PPC の意見（2023 年から 2026 年まで）、医療保険者等向け中間サーバー等に係る全項目評価書の審査資料、並びに国会会議録（2019 年 1 月から 2026 年 9 月まで。発言者の肩書に PPC を含む全発言を対象とした）。会議の非公表部分及び政府内部の協議は、公表資料からは確認できない。

（by design／by default）が存在しないことが、脆弱な立場の者の保護を事後的対応に依存させていないか評価されたい。

4. **（第 45 条 2 項(b)）** PPC が、重点計画への意見という公式の機会がありながら、上記 1 から 3 の論点について意見を表明していないことが、独立監督機関の実効的な機能と整合するか検証されたい。

第 6 章　結論及び要請事項

本意見書の検討をまとめると、次のとおりである。2026 年改正は、AI 開発・統計作成等を理由とする本人同意なきデータ利用を拡大し、一般的な保護水準を引き下げる（第 4 章）。その保護水準の核心は、国会の関与なく、PPC 規則及び補完的ルールによって定まり、また変更され得る（第 3 章）。救済・執行は、データ利用の拡大に見合う強化がされておらず、新設の課徴金も行為類型・発動要件の両面で限定されている（第 2 章）。そして、これらの規律を担う PPC の独立性には疑義がある（第 1 章）。改正法施行後の保護のありようは、今後整備される規則、ガイドライン等によるところが大きいが、改正法とその立案過程に照らすと、下位規範の整備において、PPC が十分な保護を保障するための均衡判断を自ら行うと信頼することは難しい。第 5 章のマイナ保険証は、これらの欠缺が現実の制度に現れた例であるとともに、PPC が監督機関として実効的に機能しているかを疑わせる。以上から、私たちは、規則等の整備を含め、EU から移転された個人データが引き続き実質的に同等な保護を受けているかについて、改めて検証が必要であると考える。また、問題は今後の規則等によって保護水準が保たれるかにとどまらず、PPC が今なお、十分性認定の前提とする独立した監督機関と認められ、また監督機関として実効的に機能しているか（第 45 条 2 項(b)）についても、改めて検証が必要である。

そこで私たちは、欧州委員会が、GDPR 第 45 条 3 項に基づく次回定期レビューにおいて、次の事項を行うよう要請する。

1. PPC が、第 45 条 2 項(b)にいう独立した監督機関と今なお認められるか（実効的に機能しているかを含む）を、改めて検証すること（第 1 章・第 5 章）。
2. 第 1 章ないし第 5 章の各「検証を求める事項」を、2019 年の十分性認定の維持に関わる審査項目として正式に取り上げること。
3. 各論点について、日本政府及び PPC に対し、改正後の保護水準及び補完的ルールの実効性に関する説明並びに必要な是正を行うよう求めること。とりわけ、PPC が自らの監督する法律の改正法案を立案したことについて、PPC 事務局が示した根拠の下で独立監督機関としての制度的保障が維持されているか（第 1 章 1.4 第 2 項）、及び補完的ルールが法本体を上回る義務を課す部分に係る執行の国内法上の根拠（第 3 章 3.4 第 3 項）について、日本政府に確認を求めること。
4. 補完的ルールが与える保証が、これを改正し得る PPC の独立性への疑義の下でなお信頼に値するかを、第 1 章ないし第 3 章を総合して評価すること。
5. これらの検証の結果、2019 年の十分性認定の前提が維持されていないと認められる場合には、第 45 条 5 項に基づく適切な措置を検討すること。

本意見書の目的は、欧州委員会が次回定期レビューにおいて 2026 年改正後の日本の制度を検証するために必要な、国内法上の情報を提供することにある。

提出団体について

本意見書を提出する 3 団体の概要は、次のとおりである。

地方自治と地域医療を守る会（共同代表：山岸良太、小島延夫）

住民の必要に的確に応える地方自治と、人々の健康な生活を支える地域医療の体制を確保するため、全国の弁護士が結成した団体である。マイナ保険証をはじめとする個人情報の管理の問題が、地方自治と地域医療に及ぼす影響を主な関心としている。これまでに、マイナ保険証に関するシンポジウムを 4 回開催した。

〔URL：https://www.jichi-iryo.org 〕

全国保険医団体連合会（保団連）（会長：竹田智雄）

1969 年に結成された医師・歯科医師の団体であり、都道府県ごとの保険医協会・保険医会 51 団体（会員約 10 万 5000 人）で構成される。保険医の経営・生活・権利を守ること、及び国民医療の向上と医療保障の充実を目的とする。保険請求業務の相談、診療報酬改定の情報提供、共済制度の運営、研究会の開催のほか、医療現場の声を行政及び国会に届ける活動を行っている。この活動の一環として、マイナ保険証による医療現場でのトラブルの調査や、個人情報保護法の改正に関する声明の発出に取り組んできた。

〔URL：https://hodanren.doc-net.or.jp〕

個人情報保護機関のあり方研究会有志（研究会主査：實原隆志）

個人情報保護機関のあり方研究会は、個人情報保護委員会の現状の研究・確認を主な関心とする研究会であり、研究者及び弁護士が構成員となっている。文献調査及び情報公開請求のほか、国内の独立性を有する機関や、ドイツ、フランス及びカナダの個人情報保護監督機関でヒアリング調査を行ってきた。同研究会は、公益財団法人日弁連法務研究財団から研究助成の採択を受け、「個人情報保護委員会が独立行政委員会として備えるべき実体的要件に関する研究」（研究番号 173。2023 年 10 月～2026 年 9 月。研究主任：實原隆志・南山大学大学院法務研究科教授）を行ってきた。

本意見書の提出者は、同研究会の構成員のうち 4 名（主査　實原隆志ほか 3 名）である。同研究会及び同財団は、本意見書の提出者ではない。附属書 C-14 に掲げる個人情報保護委員会事務局の書面回答（2026 年 9 月 10 日付）は、同研究会が上記研究として、研究主任の名義で 2026 年 7 月 6 日付で送付したヒアリング依頼に対するものである。

附属書 A　GDPR 条項対照表

GDPR	保護原則／権利	改正法の状況	本意見書の該当箇所
第 5 条・第 89 条	目的限定・データ最小化・保存期間制限・統計目的処理の保護措置	識別子付き提供・名寄せの制度上の想定（政府答弁）／実質無期限保有の余地	4.1(3)
前文 162 項・第 89 条	統計目的の定義――産出物の集計データ性、及び特定の自然人への措置・決定への不使用（出口の利用制限）	「統計作成等」の定義は産出物の非個人情報性のみで画され出口制限を欠く／補完的ルール(4)の出口制限は仮名加工情報ルートに限られる	4.1
第 6 条	限定列挙の適法化根拠（lawful basis）	「本人の意思に反しないため権利利益を害しない」場合の包括例外（利益衡量なし）――EU 側のデジタルオムニバス提案（新 88 条 c・未成立）ですら利益衡量と無条件の異議申立権を保持	4.1・4.2
第 6 条 1 項(f)	正当な利益の衡量における子どもの利益の考慮（"in particular where the data subject is a child"）	16 歳未満について新設された法定代理人の同意（第 40 条の 2）も統計作成等特例では不要とされ、特例の要件に子どもの利益の衡量はない（第 58 条の 3 は努力義務）	4.1
第 7 条・第 4 条 11 号	同意の要件（specific 等）、同意の撤回（第 7 条 3 項）	医療情報の同意がカテゴリー一括（粒度が粗い）。通常の受付には同意の取消し機能がない	5.2
第 9 条	特別カテゴリーデータ	非公開の要配慮個人情報の同意なき提供（政府答弁）／個人単位で集約保有された医療情報の二次利用への歯止め／生体情報の規律の間隙	4.1・4.3・5.2・5.3
第 13～15 条・第 21 条・第 22 条	プロファイリング・自動意思決定への権利	対応規定なし――明白に違法・不当な事例への事後執行（19 条）のみと政府答弁（利用拡大と非対称）	4.1(5)
第 21 条 1 項・6 項、第 89 条 2 項	公益任務・正当な利益に基づく処理への条件付き異議申立て。統計目的の処理にも原則として及ぶが、例外・法定の制限あり	第 35 条の利用停止等請求は残るが、特例に固有の異議申立権はない。政府は無条件の利用停止等請求権の新設を制度趣旨と矛盾すると答弁	4.1(6)
第 25 条・第 32 条	data protection by design / by default・処理の安全性	設計段階の保護義務なし（事後対処）／AI 学習段階の技術的保護措置の要否は規則未公表のまま	4.1・5.4
第 45 条 2 項(a)	法の支配・実効的救済・予見可能性	保護水準が PPC 規則で可変・補完的ルールの「上回る」部分の執行根拠の欠如／救済・執行の限定	第 2 章・第 3 章
第 45 条 2 項(b)（参照：第 36 条 4 項・第 57 条 1 項(c)）	独立監督機関の実効的な機能	保険証の廃止と医療情報の共有を掲げた政府の重点計画について法律に基づき意見を求められながら、PPC の意見は一般的な留意事項にとどまり、同意の取得、医療情報の集約と二次利用、脆弱な立場の者への配慮に触れていない（公表資料の範囲）	5.5
第 52 条	監督機関の完全な独立性	PPC の独立性への疑義（自己立案・検討経緯）	第 1 章

GDPR	保護原則／権利	改正法の状況	本意見書の該当箇所
第 80・82・83 条	集団的救済・賠償・行政制裁金	課徴金の限定（行為類型・発動要件の両面）／団体訴訟見送り	第 2 章
第 45 条 5 項	不十分な場合の停止・改正・廃止	（委員会に求める措置）	第 6 章

附属書 B　出典一覧（Table of Authorities）

B-1　EU 法・憲章・規則

出典	種別	参照	URL（last accessed: 2026-09-27）
Charter of Fundamental Rights of the EU, Art. 8, Art. 52(1)	一次法	全般・第 1 章	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:12012P/TXT
GDPR (Regulation (EU) 2016/679), Arts. 1, 5–9, 13–15, 21, 22, 25, 32, 35, 36, 40, 42, 45, 51, 52, 57, 58, 80, 82, 83, 89, recitals 4, 13, 123, 162	二次法	附属書 A・全般	https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj
Regulation (EU) 2024/1689 (AI Act)	二次法	第 4 章	https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj
Directive (EU) 2016/680 (Law Enforcement Directive), Arts. 10, 27	二次法	4.3	https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2016/680/oj
Directive (EU) 2020/1828 (Representative Actions Directive), Arts. 2(1), 7(1), 7(4), 24(1), Annex I point (56)	二次法	2.3(2)	https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2020/1828/oj

B-2　CJEU 判例

事件	CELEX	引用パラ	URL（last accessed: 2026-09-17）
Commission v Germany, C-518/07	62007CJ0518	paras. 19, 20, 22, 23, 24, 25, 30, 35, 36, 42	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62007CJ0518
Commission v Austria, C-614/10	62010CJ0614	paras. 39, 42, 45–66	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62010CJ0614
Schrems I, C-362/14	62014CJ0362	paras. 41, 73	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62014CJ0362
Schrems II, C-311/18	62018CJ0311	paras. 94, 105, 176, 187, 197, 199	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62018CJ0311
Meta Platforms and Others (General terms of use of a social network), C-252/21	62021CJ0252	para. 123	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62021CJ0252

B-3　委員会・EDPB の文書（添付不要）

出典	発行主体	日付	URL（last accessed）
Commission Implementing Decision (EU) 2019/419（対日十分性認定）／附属の補完的ルール（Supplementary Rules）※現行版＝令和 5 年（2023 年）12 月一部改正（PPC 公表。仮名加工情報の特則(4)は同年 3 月 15 日の改正で追加〔4 月 1 日施行。PPC 同日資料 3-1・3-2〕。12 月の改正は「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める等の技術的改正）。**法形式は平成 30 年（2018 年）個人情報保護委員会告示第 4 号**（平成 31 年（2019 年）PPC 告示第 5 号の第 2 項が「補完的ルール（平成三十年個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する」と明記。同告示を別添とする PPC 報道発表〔2020-01-31〕 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/houdouhappyou.pdf）。PPC 公表 PDF は告示番号を載せない溶け込み版	European Commission	2019-01-23（OJ L 76, 19.3.2019）	実施決定：https://eur-lex.europa.eu/eli/dec_impl/2019/419/oj ／**補完的ルール現行版（日本語）**：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules_jp.pdf ／**同（英語）**：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules_en.pdf ※注意：PPC サイトの `Supplementary_Rules.pdf`（`_jp` なし）は令和 4 年（2022 年）4 月の旧版であり、(4) 仮名加工情報の特則を欠く。
Report on the first review of the functioning of the adequacy decision for Japan, COM(2023) 275 final	European Commission	2023-04-03	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023DC0275 ／委員会掲載ページ https://commission.europa.eu/document/c2b3071f-b4fb-4bca-8575-d314bb49f195_en（last accessed: 2026-09-17）
Commission Staff Working Document accompanying the report on the first review of the functioning of the adequacy decision for Japan, SWD(2023) 75 final	European Commission	2023-04-03	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023SC0075
EDPB Opinion 28/2018 regarding the European Commission Draft Implementing Decision on the adequate protection of personal data in Japan（paras. 13, 48–49, 52）	EDPB	2018-12-05	**主引用（公式）**：https://www.edpb.europa.eu/sites/default/files/files/file1/2018-12-05-opinion_2018-28_art.70_japan_adequacy_en.pdf（last accessed: 2026-09-26）
EDPB Opinion 28/2024 on certain data protection aspects related to the processing of personal data in the context of AI models（paras. 34, 43, 52, 55）	EDPB	2024-12-17	**主引用（公式）**：https://www.edpb.europa.eu/system/files/2024-12/edpb_opinion_202428_ai-models_en.pdf（last accessed: 2026-07-04）。
Adequacy Referential (WP254 rev.01)	Article 29 WP ／EDPB 承認	2018-02-06	https://ec.europa.eu/newsroom/article29/redirection/document/57550（last accessed: 2026-09-17。PDF 直接取得で到達確認）
EDPB Guidelines 3/2019 on processing of personal data through video devices（Version 2.0, adopted 29 January 2020。版履歴に Version 2.1（2020-02-26、誤記の修正）を含む。paras. 74, 76, 77, 80, 82, 118）	EDPB	2020-01-29	https://www.edpb.europa.eu/sites/default/files/files/file1/edpb_guidelines_201903_video_devices_en_0.pdf（last accessed: 2026-09-17）
EDPB-EDPS Joint Opinion 2/2026 on the Proposal for a Regulation as regards the simplification of the digital legislative framework (Digital Omnibus)（para. 32）	EDPB／EDPS	2026-02-10	https://www.edpb.europa.eu/documents/legislative-opinion/edpb-edps-joint-opinion-22026-on-the-proposal-for-a-regulation-as_en

出典	発行主体	日付	URL（last accessed）
EDPB Guidelines 1/2026 on processing of personal data for scientific research purposes（version for public consultation。意見募集 2026-04-16〜06-25。paras. 19–26, fns. 31, 40。**提出直前に最終版の有無を確認し、出ていればパラ・脚注番号を照合すること**）	EDPB	2026-04-15	https://www.edpb.europa.eu/system/files/2026-05/edpb_guidelines_202601_scientificresearch_en.pdf
Digital Omnibus Regulation Proposal, COM (2025) 837 final（GDPR 新第 88 条 c 等を含む一括改正案。2026 年 9 月時点で未成立。審議状況：欧州議会 Legislative Train https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-new-plan-for-europe-s-sustainable-prosperity-and-competitiveness/file-digital-package〔last accessed: 2026-09-26〕）	European Commission	2025-11-19	提案ページ：https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/digital-omnibus-regulation-proposal ／EUR-Lex 恒久リンク（CELEX 52025PC0837）：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025PC0837

B-4　日本法（原文＋日本法令外国語訳データベース掲載訳を併記）

法令・条項	原文（e-Gov 法令検索）	日本法令外国語訳データベース掲載訳（Japanese Law Translation）	備考
個人情報の保護に関する法律（改正後）：第 1 条、第 2 条 3 項・13 項、第 6 条（政府の法制上の措置）、第 16 条 5 項（特定生体個人情報の定義）、第 18 条 3 項 7 号・第 20 条 2 項 7 号・8 号・第 27 条 1 項 8 号、第 19 条（不適正利用の禁止）、第 21 条の 2、第 30 条の 2、第 35 条（利用停止等）、第 58 条の 3、第 69 条 2 項 4 号・第 70 条・第 72 条の 3（行政機関等）、第 131 条（委員会の任務）、第 132 条（所掌事務）、第 133 条（職権行使の独立性）、第 148 条（勧告・命令）、第 7 条 3 項、第 28 条 1 項（外国にある第三者への提供の制限）	https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057（現行法＝個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の恒久 URL。改正法が施行されれば同一 URL が改正後の条文を反映する見込み）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4241（last accessed: 2026-09-27）	英訳が改正未反映の条文（特定生体個人情報・58 条の 3 等）は本文・脚注で提出者の仮訳により引用。

法令・条項	原文（e-Gov 法令検索）	日本法令外国語訳データベース掲載訳（Japanese Law Translation）	備考
令和 2 年（2020 年）法律第 44 号　附則第 10 条	https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057?hit_toc=Sp%255B10%255D （`hit_toc` 指定により令和 2 年（2020 年）改正法附則の単体ページを表示。個人情報保護法本体ページとは別画面である）	（JLT 掲載訳なし。該当訳なき場合は提出者の仮訳）	主語置換の経緯は第 1 章
個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年（2003 年）政令第 507 号）第 2 条（要配慮個人情報の政令指定。特に 2 号・3 号）	https://laws.e-gov.go.jp/law/415CO0000000507	（該当訳なき場合は提出者の仮訳）	4.3（2019 年の十分性認定前文 66 が引く「病歴」の下位区分）
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年（2016 年）個人情報保護委員会規則第 3 号）第 15 条（同等の水準にある外国の指定・条件）	https://laws.e-gov.go.jp/law/428M60020000003 （現行版で条文確認 2026-09-22）	（該当訳なき場合は提出者の仮訳）	3.3(3)（委任の連鎖）
個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等（平成 31 年（2019 年）個人情報保護委員会告示第 1 号。最終改正 2023 年 4 月 18 日）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/h31kokuji1_rev2023April18.pdf	（該当訳なき場合は提出者の仮訳）	3.3(3)。第 2 項が施行規則第 15 条 1 項に基づき欧州経済領域協定に規定された国及び英国を指定し、第 3 項が同条 2 項に基づく条件（提供先を GDPR・英国 GDPR の規律に服する者とすること、少なくとも 4 年ごとの見直し）を付す
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年（2026 年）法律第 56 号）附則第 1 条（施行期日）	https://laws.e-gov.go.jp/law/508AC0000000056	（該当訳なき場合は提出者の仮訳）	前文 1（施行日は公布から 2 年以内の政令指定日で未定）
デジタル社会形成基本法（令和 3 年（2021 年）法律第 35 号）第 39 条 4 項（重点計画の案の作成に当たっての個人情報保護委員会等からの意見聴取。2023 年当時は第 37 条 4 項）	https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC0000000035 （現行版で条文確認 2026-09-30）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/5161 （last accessed: 2026-10-08）	5.5（重点計画への意見の根拠）

法令・条項	原文（e-Gov 法令検索）	日本法令外国語訳データベース掲載訳（Japanese Law Translation）	備考
官民データ活用推進基本法（平成 28 年（2016 年）法律第 103 号）第 8 条 4 項（官民データ活用推進基本計画の案の作成に当たっての個人情報保護委員会等からの意見聴取）	https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000103 （現行版で条文確認 2026-09-30）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/5068 （last accessed: 2026-10-08）	5.5（重点計画への意見の根拠）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年（1948 年）法律第 129 号。医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年（2025 年）法律第 87 号）による改正で、2026 年 10 月 1 日に社会保険診療報酬支払基金法から題名改正）第 1 条・第 2 条	https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000129 （2026 年 10 月 1 日施行版で条文確認 2026-09-30）	（該当訳なき場合は提出者の仮訳）	5.3 脚注（名称の変更）
デジタル行政推進法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、平成 14 年（2002 年）法律第 151 号）（改正後）：第 26 条～第 34 条、特に第 27 条 6 項・第 29 条	改正法律案本文／審議経過（令和 8 年（2026 年）法律第 57 号として 2026-07-17 公布）／e-Gov 法令検索	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4960 （last accessed: 2026-10-08。令和 6 年法律第 46 号までの改正を反映。2026 年改正部分は提出者の仮訳）	1.3(2)(b)(ii)（認定国等データ活用事業者からの提供請求、個人情報を含む場合の PPC 協議、個情法等への適合要件）・2.3(1)（第 30 条の 2 型受領者義務の準用規定なし）
個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（新旧対照表）（Bill to Amend the Act on the Protection of Personal Information, with new-old comparison table）	法律案：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260407_houritsuan.pdf ／新旧対照表：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260407_sinkyutaisyohyou.pdf （2026-04-07 閣議決定）	（JLT 掲載訳なし。引用は提出者の仮訳）	第 352 回委員会（2026-03-18）決定案文に対応。1.3(2)(b)(i)の閣議決定日（2026-04-07）の一次典拠
消費者契約法（平成 12 年（2000 年）法律第 61 号）第 12 条（適格消費者団体の差止請求権）	https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000061 （現行版で条文確認 2026-10-07）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4624 （last accessed: 2026-10-07）	2.3(2)。条番号は現行法（e-Gov）による。JLT 掲載訳は改正前の版である場合がある
不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年（1962 年）法律第 134 号）第 34 条（適格消費者団体の差止請求権）	https://laws.e-gov.go.jp/law/337AC0000000134 （現行版で条文確認 2026-10-07）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/5012 （last accessed: 2026-10-07）	2.3(2)。条番号は現行法（e-Gov）による。JLT 掲載訳は改正前の版である場合がある

法令・条項	原文（e-Gov 法令検索）	日本法令外国語訳データベース掲載訳（Japanese Law Translation）	備考
特定商取引に関する法律（昭和 51 年（1976 年）法律第 57 号）第 58 条の 18～第 58 条の 24（適格消費者団体の差止請求権）	https://laws.e-gov.go.jp/law/351AC0000000057（現行版で条文確認 2026-10-07）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4646（last accessed: 2026-10-07）	2.3(2)。条番号は現行法（e-Gov）による。JLT 掲載訳は改正前の版である場合がある
食品表示法（平成 25 年（2013 年）法律第 70 号）第 11 条（適格消費者団体の差止請求権）	https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000070（現行版で条文確認 2026-10-07）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3649（last accessed: 2026-10-07）	2.3(2)。条番号は現行法（e-Gov）による。JLT 掲載訳は改正前の版である場合がある
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年（2013 年）法律第 96 号）第 3 条 1 項・2 項 6 号（共通義務確認の訴えの対象。慰謝料の要件）	https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000096（現行版で条文確認 2026-10-07）	https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4626（last accessed: 2026-10-07）	2.3(2)。条番号は現行法（e-Gov）による。JLT 掲載訳は改正前の版である場合がある

B-5　日本語のみの公的資料（★＝附属書 C に抄訳を添付）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
個人情報の保護に関する基本方針（平成 30 年（2018 年）6 月 12 日変更）（Basic Policy on the Protection of Personal Information, as amended 12 June 2018）	閣議決定	2018-06-12	https://warp.ndl.go.jp/web/20201001094017/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300612_personal_basicpolicy.pdf（国立国会図書館 WARP アーカイブ。原ページは内閣府から異動・削除済のため恒久アーカイブを主引用）	★ 1.3(1)(c)
個人情報の保護に関する基本方針（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日変更）（同, as amended 1 April 2022）	閣議決定	2022-04-01	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20220401_personal_basicpolicy.pdf	★ 1.3(1)(c)（「司令塔」「企画立案」新設）
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（2019 年 1 月 23 日一部改正版）（Guidelines for the Act on the Protection of Personal Information (Volume on General Rules), as amended 23 January 2019）：2-2（個人識別符号）、2-3(8)(9)（要配慮個人情報）	個人情報保護委員会	2019-01-23	https://warp.ndl.go.jp/20190201/20190201001009/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines01.pdf（国立国会図書館 WARP による 2019 年 2 月 1 日時点の保存。掲載ページ＝https://warp.ndl.go.jp/web/20190201091009/https://www.ppc.go.jp/personal/legal/ ）	★ 4.3「2019 年の十分性認定の前提との関係」（決定時点の解釈状況。抄訳＝C-12）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するＱ＆Ａ（平成 29 年（2017 年）2 月 16 日、平成 30 年（2018 年）12 月 25 日更新）：Ｑ１－11・Ｑ１－12（防犯目的・商業目的の顔画像及び顔認証データ）	個人情報保護委員会	2018-12-25	https://warp.ndl.go.jp/20190201/20190201001009/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/181225_APPI_QA.pdf （同上）	★ 4.3「2019 年の十分性認定の前提との関係」（顔認証データを通常の個人情報・個人データとして扱う。抄訳＝C-13）
「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の改正（案）に関する意見募集について（第 226 回個人情報保護委員会資料 2-1）（Public Consultation on the Draft Amendment of the Supplementary Rules, PPC Material 2-1）	個人情報保護委員会	2022-12-14	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/221214_shiryou-2-1.pdf （last accessed: 2026-09-27）	3.3(2)・4.1(2)（pp. 1–2：第 1 回共同レビュー後の日 EU 実務者による累次の協議と、仮名加工情報に係る補完的ルールの策定についての合意）
規制の事前評価書「特定生体個人情報の取扱いに係る規律の導入」（Regulatory Impact Assessment: Introduction of Rules on the Handling of Specified Biometric Personal Information）	個人情報保護委員会事務局	令和 8 年（2026 年）4 月（評価実施時期）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/r8tokuteiseitai.pdf	4.3「改正法の内容」（取得時の原則同意義務を検討したうえで「事業者における利活用の実態やニーズ、運用の負担なども考慮し」採択しなかった旨、及び第 21 条の 2 の周知が第 35 条 7 項の請求権の実効性確保を目的とする旨）
第 2 回データ利活用制度・システム検討会 議事概要（Summary of Proceedings, 2nd Meeting of the Study Group on the Data Utilisation Framework and Systems）	内閣官房（デジタル行財政改革会議事務局）・デジタル庁	2025-01-21	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data2_giji.pdf ／掲載ページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data2/data2.html	★ 1.3(1)(c)（佐脇 PPC 事務局長発言：十分性認定の条件＝政治・行政から独立した監督機関、その充足を背景に PPC 創設。→ Annex C-10）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
個人情報保護委員会 平成 27 年（2015 年）度年次報告（Annual Report of the Personal Information Protection Commission, FY2015）	個人情報保護委員会	2016-05-24	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/280524_annual_report_h27.pdf ／掲載ページ https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/	★ 1.3(1)(c)（設置経緯：EU 等の独立監督機関との「組織面での国際的な整合性」・「独立した機関」。→ Annex C-10）
個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（Final Report on the Review of the Personal Information Protection System）	個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース（内閣官房）	2020-12	https://warp.ndl.go.jp/20210823/20210812130059/http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf （last accessed: 2026-07-02。国立国会図書館 WARP 恒久アーカイブ＝原ページは cas.go.jp から削除済。表紙に内部日付あり →PDF 直リンク可）	★ 1.3(1)(c)（企画・立案の帰属明記と第 132 条不記載の不一致）
データ利活用制度の在り方に関する基本方針（Basic Policy on the Data Utilisation Framework）	デジタル行財政改革会議決定（同日、デジタル重点計画の一部として閣議決定）	2025-06-13	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data_houshin_honbun.pdf／掲載ページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/index.html	★ 1.3(2)・4.1(6)（「同意にとらわれない本人関与」p.10・「事後的規律の一体的整備」p.10・「早期に結論を得て提出」p.10・「データ利活用の推進を下支えする礎」p.21）
デジタル行財政改革の今後の取組方針について（On the Future Course of Digital Administrative and Fiscal Reform）（第 12 回デジタル行財政改革会議・資料 2）	デジタル行財政改革担当大臣提出（会議配付資料）	2025-12-24	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kaigi12/kaigi12_siryou2.pdf （last accessed: 2026-09-17。archive.org 保存版 http://web.archive.org/web/20260514074747/https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kaigi12/kaigi12_siryou2.pdf 。掲載状況は附属書 C-8 の Fig. C-8b・C-8c も参照）／掲載ページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kaigi12/gijishidai12.html	★ 1.3(2)(b)・2.3(1)（p.9 の「事後的な措置を整備」記載――国データ提供スキームと個情法改正を一体の制度整備として同一頁で提示）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
第 280 回個人情報保護委員会資料 1「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく検討（個人の権利利益のより実質的な保護の在り方②）」（Materials for the 280th PPC Meeting: Triennial Review — More Substantive Protection of Individuals' Rights and Interests (II)）	PPC 事務局	2024-04-10	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240410_shiryou-1.pdf	第 2 章 2.3(2)・(3)。同事項に関する複数資料の一つ。pp.12–24 で団体訴訟制度（差止請求・被害回復）を検討。p.12 に令和 4 年（2022 年）度の苦情・あっせん申出件数
個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理（Interim Summary of the Deliberations under the So-called Triennial Review of the APPI）	PPC	2024-06	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chukanseiri_honbun_r6.pdf	第 3 章・第 4 章
同　検討会報告書（Study Group Report）	PPC	2024-12-25	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_kentokaihoukokusho_r6.pdf	★ 第 2 章・第 4 章
個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針（Policy on Institutional Reform under the So-called Triennial Review of the APPI）	PPC	2026-01-09	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf	第 3 章・第 4 章
個人情報保護委員会　第 347 回・第 352 回　議事録（Minutes, 347th / 352nd meetings）	PPC	第 347 回：令和 8 年（2026 年）1 月 9 日／第 352 回：令和 8 年（2026 年）3 月 18 日	議事録：第 347 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_gijiroku.pdf ／第 352 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260318_gijiroku.pdf ／議事概要：第 347 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_gaiyou.pdf ／第 352 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260318_gaiyou.pdf ／各回委員会ページ：第 347 回 https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2025/20260109/ ／第 352 回 https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2025/20260318/	★ 1.3(2)(b)(i)（法案決定・調整過程）・1.4・第 3 章
「統計作成等であると整理できる AI 開発等」の同意不要化に対する有識者・関係団体意見（Stakeholder comments on the proposed consent exemption for "AI development treated as statistical purposes"）	（各提出者）	2025-03-05 委員会提出	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryou-1-3.pdf	第 2 章・第 4 章

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
第 221 回国会　衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録（令和 8 年（2026 年）5 月 12 日・5 月 21 日）／参議院本会議会議録（令和 8 年（2026 年）6 月 12 日）／参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会会議録（令和 8 年（2026 年）6 月 17 日・6 月 24 日）（Minutes of the Diet plenary session and special committees）	衆議院・参議院	2026-05〜06	R8.5.12 https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=122105367X00620260512&current=3 ／R8.5.21 https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=122105367X00820260521&current=1 ／R8.6.12 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115254X02120260612/30 （issueID 122115254X02120260612・speechOrder 30）／R8.6.17 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00520260617 （issueID 122115385X00520260617。C-7 項目 7 の引用は speechOrder 123 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00520260617/123 、項目 3 の 6/17 分引用は speechOrder 134 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00520260617/134 ）／R8.6.24 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624 （issueID 122115385X00720260624。C-7 項目 3 の引用は speechOrder 31（岸真紀子委員への答弁）https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624/31 及び speechOrder 155（伊波洋一委員への答弁）https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624/155 。5.5 の引用は speechOrder 116（岩本麻奈委員への答弁）https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624/116 ）	★ 1.3(2)・第 2 章・4.1（政府答弁：AI モデル開発の想定・非公開要配慮個人情報の提供・名寄せ・スモールスタート・海外執行の限界・プロファイリング事後対処・利用停止付与は制度趣旨と矛盾・基本方針→制度改正方針の前後関係の自認）・5.5（医療情報に関連する固有の政策には答えられないとの答弁）
個人情報保護委員会　令和 7 年（2025 年）度年次報告／施行状況調査（Annual Report FY2025 / Enforcement Status Survey）	PPC	2026 年 7 月（PPC 掲載ページ本文の記載による）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/080707_annual_report.pdf （last accessed: 2026-10-05。掲載ページ https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/annual_report_2025/ ）	★ 第 2 章（個人救済の結果統計の限界）・2.3(1)（付表 2(1)：漏えい等報告・勧告・命令・指導及び助言の件数）
個人情報保護委員会　令和 6 年（2024 年）度年次報告（Annual Report FY2024）	PPC	2025 年 6 月（PPC 掲載ページ本文の記載による）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/070610_annual_report.pdf （last accessed: 2026-10-05。掲載ページ https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/annual_report_2024/ ）	2.3(1)（付表 1(1)：漏えい等報告・勧告・命令・指導及び助言の件数）
個人情報保護委員会　令和 5 年（2023 年）度年次報告（Annual Report FY2023）	PPC	2024 年 6 月（PDF のファイル名及び更新日時による）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/060611_annual_report.pdf （last accessed: 2026-10-07。掲載ページ https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/annual_report_2023/ ）	2.3(1)（付表 1(1)：漏えい等報告・勧告・命令・指導及び助言の件数）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
マイナ保険証の同意取得画面（デジタル庁ウェブサイト）（Consent screens for the My Number health insurance card (Digital Agency website)）	デジタル庁	取得日：2026-07-07（archive.org スナップショット取得日）	主：archive.org https://web.archive.org/web/20260707164952/https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/insurance-card （デジタル庁ページのスナップショット）／参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html （厚労省の解説ページ）	★ 5.2（同意の粒度）
資格確認端末における診療情報の利用設定手順書（Setup Manual for the Use of Medical Treatment Information on Eligibility Confirmation Terminals）	厚生労働省政策統括官（情報政策担当）	令和 7 年（2025 年）1 月改訂（初版：令和 6 年（2024 年）2 月）	https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001243479.pdf （last accessed: 2026-09-18）	5.2（Annex C-2 補強。p.5 に「手術情報」「診療/薬剤情報」の別建て同意画面の文言を掲載）
オンライン資格確認における手術情報を含む診療情報の提供【医療機関・薬局の方々へ】（Provision of Medical Treatment Information Including Surgical Information in Online Eligibility Confirmation [for medical institutions and pharmacies]）	厚生労働省政策統括官（情報政策担当）	令和 7 年（2025 年）3 月（v1.2。初版：令和 5 年（2023 年）4 月）	https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000992343.pdf （last accessed: 2026-09-19。掲載ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html ）	5.3（PDF p.3 の構成図：オンライン資格確認等システムに個人単位の被保険者番号と薬剤・診療・手術情報等を保有。窓口の本人確認には「マイナンバーは用いず」電子証明書を用いる。PDF p.8：電子レセプトから抽出した過去 5 年分を表示）
オンライン資格確認等について（第 108 回社会保障審議会医療保険部会 資料 2－1）（On Online Eligibility Confirmation, etc., Material 2-1, 108th Meeting of the Medical Insurance Subcommittee, Social Security Council）	厚生労働省保険局	平成 29 年（2017 年）11 月 8 日	https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000183858.pdf （last accessed: 2026-09-19）	5.3（p.2：被保険者番号は保険者異動で変わるが、支払基金・国保中央会が履歴を一元管理し連結。p.20：中間サーバーが「マイナンバーと対応して」保険者コード＋被保険者枝番で個人単位に管理。p.5：「制度の縦割りを超えたデータ分析が可能になる」。p.13 は「検討中」段階の記載である点に留意）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
医療保険者等向け中間サーバー関係（Intermediate Servers for Medical Insurers, etc.）	社会保険診療報酬支払基金	最終更新日：2023 年 8 月 1 日（ページ記載）	https://www.ssk.or.jp/datahealth/s_z_02.html （last accessed: 2026-09-19）	5.3（保険者の委託を受け国民健康保険中央会と共同して中間サーバー等を設置・運営）
マイナ保険証の利用促進等について（第 175 回社会保障審議会医療保険部会資料 1、令和 6 年（2024 年）2 月 29 日）p.20「顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善」	厚生労働省保険局	令和 6 年（2024 年）2 月 29 日	https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001217026.pdf （last accessed: 2026-09-18）	5.2（Annex C-2 補強。改善提案時点で、手術・診療お薬・健診・電子処方箋の同意画面が 4 回連続していたことを示す「現行」図を掲載）
マイナ保険証の利用促進等について（第 183 回社会保障審議会医療保険部会**資料 2**、令和 6 年（2024 年）9 月 30 日）p.13「顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善」	厚生労働省保険局	令和 6 年（2024 年）9 月 30 日	https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001318621.pdf （last accessed: 2026-09-18。一部の医療機関団体経由の周知文書ではこのスライドが「資料 1」と誤記されているが、厚労省一次資料では資料 2 である。）	5.2（Annex C-2 補強。同年 10 月 7 日から一括同意画面がリリースされる予定であることを明記）
顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について（医療情報等の提供の包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ）（周知）（Notice on Upcoming Screen Changes to the Facial-Recognition Card Reader）	厚生労働省保険局医療介護連携政策課（事務連絡）	令和 6 年（2024 年）10 月 7 日	日本薬剤師会周知文書（日薬業発第 254 号、都道府県薬剤師会担当役員宛て。別添に厚労省事務連絡を含む）：https://www.hiroyaku.or.jp/wp-content/uploads/2025/06/20241008kaoninnsyoutukika-dori-danogamennhenkouyotei.pdf （last accessed: 2026-09-18。厚生労働省による公表ページは確認できなかったため、日本薬剤師会の周知文書による）	5.2（Annex C-2 補強。2024 年 10 月 7 日から「全て同意する／個別に同意する」の一括同意選択肢が実際にリリースされたことの確認）
訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局・訪問看護ステーション】（Technical Guide for System Vendors on Online Eligibility Confirmation for Home-Visit Care, etc.）	厚生労働省保険局	令和 7 年（2025 年）12 月	https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001024239.pdf （last accessed: 2026-09-26）	5.2（本文 28 頁〔PDF33 頁〕：同意の取消し機能は、既存の顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認では「導入されていない機能」であり、訪問診療等で追加する旨）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル（Ver.2）（Manual on Acquisition and Management of My Number Cards for Welfare Facilities and Support Organisations, Ver.2）	デジタル庁・総務省・厚生労働省（3 府省共同）	2023-12（Ver.2 改訂。本編末尾「2023 年 12 月 12 日」）	本編 https://www.soumu.go.jp/main_content/000920144.pdf ／資料編 https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001330918.pdf ／掲載ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html （last accessed: 2026-09-17）	★ 5.4（施設におけるカード管理・顔認証カード・資格確認書の運用対応を収載する 3 府省共同資料。→ Annex C-9）
マイナンバーカードの円滑な取得及び福祉施設等における管理について（On the Smooth Acquisition and Facility-side Management of My Number Cards at Welfare Facilities, etc.）	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室	2024-05-31	https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/001279524.pdf （last accessed: 2026-09-17）	★ 5.4（「認知症などで暗証番号の設定に不安がある方…暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを導入」＝問題認識と事後的対応が同一文書に併記。→ Annex C-9）
デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023 年（令和 5 年）6 月 9 日閣議決定。PPC への意見聴取に付された案は第 244 回個人情報保護委員会資料 1-1 別紙 2）（Priority Policy Program for Realizing Digital Society, 9 June 2023）	閣議決定（デジタル庁）	2023-05-31（PPC 資料）／2023-06-09（閣議決定）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230531_shiryou-1-1-besshi-2.pdf （last accessed: 2026-09-30）	★ 5.5（「一体化を加速し、2024 年（令和 6 年）秋に健康保険証を廃止する」、オンライン資格確認等システムを「医療情報の共有の基盤」とする記述、「健康・医療情報に基づいたより良い医療」。→ Annex C-17）
デジタル社会形成基本法第 37 条第 4 項及び官民データ活用推進基本法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（回答）（個情第 1901 号）（Opinion Based on Article 37(4) of the Basic Act on Forming a Digital Society and Article 8(4) of the Basic Act on the Advancement of Public and Private Sector Data Utilization (Reply) (PPC No. 1901)）	個人情報保護委員会	2023-06-01（第 244 回委員会〔2023-05-31〕で取りまとめ）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230531_shiryou-1-2-sankou.pdf （last accessed: 2026-09-30）	★ 5.5（一般的な留意事項にとどまる意見。「個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じることが肝要である」。→ Annex C-17）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
重点計画に関する PPC の意見（回答）：個情第 1524 号（2024-06-19、第 291 回委員会）／個情第 1234 号（2025-06-04、第 324 回委員会）／個情第 1483 号（2026-07-10、第 360 回委員会〔2026-06-17〕で取りまとめ）（Opinions of the PPC on the Priority Policy Program, 2024–2026）	個人情報保護委員会	2024-06-19／2025-06-04／2026-07-10	2024：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240619_shiryou-1-2-sankou.pdf ／2025：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250604_shiryou-1-2-sankou.pdf ／2026：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260617_shiryou-1-2-sankou.pdf （last accessed: 2026-09-30）	5.5（健康保険証・医療情報への言及なし）
マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応方針（案）（第 244 回個人情報保護委員会資料 3）（PPC response policy on incidents concerning the My Number Card, etc.）	個人情報保護委員会	2023-05-31	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230531_shiryou-3.pdf （last accessed: 2026-09-30）	★ 5.5（重点計画への意見を取りまとめた同じ会議で、健康保険証利用における紐付け誤りへの対応方針を審議。→ Annex C-17）
健康保険証情報及び障害者手帳情報に関する紐付け誤り事案に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について（第 263 回個人情報保護委員会資料 1-2）（Administrative Response under the My Number Act and the APPI to the Mislinking Incidents concerning Health Insurance Card Information and Disability Certificate Information）	個人情報保護委員会	2023-12-06（第 263 回）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231206_shiryou-1-2.pdf （last accessed: 2026-09-30）	5.5・脚注（紐付け誤りの事案と原因、紐付け後に誤登録を検知する仕組みの整備等の必要）
レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起（地方公共団体向け）／同（行政機関等匿名加工情報の利用・提供について）（Alerts on the Use of Retained Personal Information such as Health Insurance Claims Data (for local governments) / (on the use and provision of anonymously processed information of administrative organs, etc.)）	個人情報保護委員会	2024-12-25／2026-08-19	2024：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241225_alert_receipt_lg.pdf ／2026：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260819_alert_receipt.pdf （last accessed: 2026-09-30）	5.5（医療データの取扱いについて PPC が意見を示した例）
「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集結果（Results of the Public Consultation on the Interim Report）	PPC	2024-09-04（募集期間 2024-06-27 ～07-29）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904_shiryou-1-1.pdf （last accessed: 2026-09-26）	★ 1.3(2)(a)（**1,731 者・延べ 2,448 件。プロファイリングへの言及 95 箇所**。引用した 4 つの意見の原典）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方（Future Course of Deliberations）	PPC	2024-09-04	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20240905_kentohkai_shiryou-3.pdf	★ 1.3(2)(a)（プロファイリングにつき「規制のアップデートが必要」）
個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点（Perspectives for Enriching the Deliberations）（第 304 回資料 1-1）	PPC	2024-10-16	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241016_shiryou-1-1.pdf	★ 1.3(2)(a)（**位置づけの入替えが生じた文書**。⑥／第 2 節・第 3 節）
「検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要について	PPC	2024-12-17	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217_shiryou-1-1.pdf ／事務局ヒアリング議事概要 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217_sankoushiryou-1-1.pdf（last accessed: 2026-09-26）	1.3(2)(a)
「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について（第 312 回 資料 1-1）／同回 議事概要・議事録	PPC	2025-01-22（第 312 回）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryou-1-1.pdf ／議事録 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_gijiroku.pdf ／議事概要 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_gaiyou.pdf（last accessed: 2026-09-26）	★ 1.3(2)(a)（「4 今後に向けて考慮していくべき点」(5)。議事録の言及は事務局の読み上げ 1 回のみ）
個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）（第 314 回 資料 1）／同回 議事録	PPC	2025-02-05（第 314 回）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250205_shiryou-1.pdf ／議事録 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250205_gijiroku.pdf（last accessed: 2026-09-26）	★ 1.3(2)(a)・4.1（注 1「統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む」。**プロファイリングの記載なし**）
同（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）（第 315 回 資料 1）／同回 議事録	PPC	2025-02-19（第 315 回）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250219_shiryou-1.pdf ／議事録 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250219_gijiroku.pdf（last accessed: 2026-09-26）	1.3(2)(a)（**プロファイリングの記載なし**）
個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（公表版）／第 316 回 資料 1-1・1-2／同回 議事録	PPC	2025-03-05（第 316 回）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryou-1-1.pdf ／同 -1-2.pdf ／公表版 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidotekikadainitaisurukangaekatanitsuite_250305.pdf ／議事録 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_gijiroku.pdf（last accessed: 2026-09-26）	1.3(2)(a)（**プロファイリングの記載なし**）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
「今後の検討の進め方について」に対して寄せられた意見の概要（第 320 回 資料 2）／同回議事録	PPC	2025-04-16（第 320 回。概要は 2026-01-09 更新版あり）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250416_shiryou-2.pdf ／2026-01-09 更新版 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf（last accessed: 2026-09-26）／議事録 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250416_gijiroku.pdf	★ 1.3(2)(a)・4.1（プロファイリング 18 回だが「2 短期的に検討すべき追加論点」には 0 回。事務局「個別に詳細な御説明は割愛」）・2.3(2)（団体による差止請求・被害回復制度の導入を求める意見）
【版に関する注意】 「寄せられた意見」及び「意見の概要」は、2025 年 3 月 5 日（①）・4 月 16 日（②）に公表された後、**累積的に更新**されている（2026 年 1 月 9 日更新版が最新）。各時点の版は、各回の委員会資料として公表されている。本意見書が依拠する第 320 回報告版（2025-04-16）及び最新版（2026-01-09 更新）の archive.org 保存版は、次のとおりである：第 320 回資料 2 https://web.archive.org/web/20250426043351/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250416_shiryou-2.pdf ／意見の概要（2026-01-09 更新）https://web.archive.org/web/20260109152332/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf ／寄せられた意見（同）https://web.archive.org/web/20260415113325/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260126_minaoshi_kongonosusumekatanitaishiteyoseraretaiken.pdf	—	—	—	—
「今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見（全文。令和 8 年（2026 年）1 月 9 日更新）	PPC	2026-01-09 更新	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260126_minaoshi_kongonosusumekatanitaishiteyoseraretaiken.pdf（last accessed: 2026-09-26）	★ 1.3(2)(a)・4.1（**「措置又は決定を裏付ける利用の禁止」の法定と補完的ルールの参照を求める 2025-02-25 提出意見の原典。概要のみでは内容も根拠も追えないため必須**）

正式名称（英訳タイトル）	発行主体	日付	URL（last accessed）	本文参照
個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しについて（資料７）（Materials submitted by the PPC Secretariat to the Cabinet Secretariat study group）	**個人情報保護委員会事務局**（内閣官房「デジタル行財政改革会議データ利活用制度・システム検討会」提出）	2025-04-24	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data10/data10_siryou7.pdf ／掲載ページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data10/data10.html （last accessed: 2026-09-26）	★ 1.3(2)(b)(i)（**委員会本体が３年ごと見直しを議題としない期間における、事務局から政府検討会への直接の資料提出の一次典拠**）／1.3(2)(a)（同事務局が政府に示した制度的課題の一覧に**プロファイリングの記載なし**。あわせて意見の概要が 3 月 5 日＝①・4 月 16 日＝②の二度に分けて公表された旨を記載）
個人情報保護委員会 第 347 回議事概要	PPC	2026-01-09（第 347 回）	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_gaiyou.pdf （last accessed: 2026-09-26）	1.3(2)(b)(i)（制度改正方針の決定回）

B-6　学術

出典	媒体	本文参照
Carlini et al., "Extracting Training Data from Large Language Models"	USENIX Security 2021	第 4 章（memorization）
Carlini et al., "Quantifying Memorization Across Neural Language Models"	ICLR 2023	第 4 章（memorization）

B-7　報道・専門家見解（参考資料）

出典	発行主体・配信日時	URL・原資料	本文参照・抄訳
「進むデータ活用、消えた団体訴訟　個情法改正案「密室の政策形成」」（Data Use Advances, Collective Litigation Dropped: “Closed-Door Policymaking” on the APPI Amendment Bill；英語題名は提出者訳）	朝日新聞／2026 年 4 月 12 日 17 時 00 分	記事 URL／保存 PDF（全 6 頁）	1.3(2)(b)(i)・2.3(2)／附属書 C-15（保存 PDF2〜4 頁の抜粋・英訳）。本文が言及する報道の内容を確認するための参考資料
「宇賀克也・元最高裁判事に聞く　改正個情法と『統計例外』の課題は」（Interview with UGA Katsuya, Former Justice of the Supreme Court: Issues Raised by the APPI Amendment and the “Statistical Processing Exception”；英語題名は提出者訳）	朝日新聞／2026 年 9 月 2 日 6 時 00 分	記事 URL／保存 PDF（全 7 頁）	1.3(2)(a)の注／附属書 C-16（保存 PDF6 頁の抜粋・英訳）。本文の評価を補足する専門家見解

附属書 C　引用資料抄訳（Annex C: Translated Excerpts of Cited Materials）

C-1　個人救済の結果統計の限界（→ 第 2 章）

- **提出メタデータ**：個人情報保護委員会　令和 7 年（2025 年）度年次報告／施行状況調査／PPC／2026 年 7 月（PPC 掲載ページ本文の記載による）／PDF 直 URL：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/080707_annual_report.pdf （2026-10-05 に取得・確認）／掲載ページ（各年度報告一覧）：https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/
- **抄訳箇所①**：本文 p.29「第 1 節　相談受付」 1 「個人情報保護法関係」（２）「個別の事業者への対応」
  - 原文抜粋（逐語）：「個人情報保護法相談ダイヤルに事業者における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情が寄せられ、相談者と事業者との間で自主的に当該苦情を解決することが難しい事案である場合には、必要に応じてあっせんの申出を受け付け、委員会が相談者と事業者との間に立って、双方から可能な限り納得を得て当該苦情を解決につなげることができるよう、あっせんを行うほか、苦情を処理する事業者に対して、助言、情報提供等を行っている。13 件のあっせんの申出を受け付けた（付表８）。具体的な事案としては、申出者が事業者に個人情報保護法第 33 条第 1 項に基づき保有個人データの開示を請求するため、当該事業者が個人情報保護法第 37 条第 1 項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 12 条第 2 号に基づき定めているはずである「開示の請求に際して提出すべき書面の様式」を送付するよう求めたものの、当該事業者が対応しないという申出について、委員会から当該事業者に対して、個人情報保護法第 32 条第 1 項第 3 号の保有個人データに関する事項の公表等の規定を説明した結果、当該事業者から委員会に対して、申出者に当該書面の様式を送付した旨の回答がなされたものがあった。」（**13 件のあっせん申出のうち、具体的な帰結が記載されるのはこの 1 件の例示のみ**）
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："Where the Inquiry Line for Act on Protection of Personal Information receives a complaint concerning a business operator's handling of personal information, pseudonymized personal information or anonymized personal information, and the case is one in which it is difficult for the complainant and the business operator to resolve the complaint on their own, the Commission accepts an application for mediation as necessary and, standing between the complainant and the business operator, conducts mediation so as to resolve the complaint in a manner acceptable, as far as possible, to both parties, in addition to providing advice, information, etc. to the business operator handling the complaint. Thirteen applications for mediation were accepted (Appendix Table 8). Among the specific cases was one in which the applicant, in order to request disclosure of retained personal data from a business operator under Article 33, paragraph (1) of the Act, had asked the business operator to send 'the form of the document to be submitted when making a request for disclosure', which the business operator is supposed to have prescribed under Article 37, paragraph (1) of the Act and Article 12, item (ii) of the Cabinet Order to Enforce the Act on the Protection of Personal Information (Cabinet Order No. 507 of 2003), but the business operator had not responded; as a result of the Commission explaining to the business operator the provisions on publication, etc. of matters

concerning retained personal data under Article 32, paragraph (1), item (iii) of the Act, the business operator reported back to the Commission that it had sent the form to the applicant."

- **抄訳箇所②**：付表８「個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）における受付件数」p.60
  - 原文抜粋（逐語）：表の列見出しは「分類」「件数＜割合＞」「相談主体別（事業者／個人／その他）」及び「問合せ内容上位５項目」（苦情欄では利用目的・第三者提供・開示等・安全管理措置・漏えい等の報告等）で構成される。苦情欄には「苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は 13 件（26 件）。あっせん解決率（※２）は 92.3%」との記載があり、注（※２）は「あっせん申出受付のうち、相談者と事業者等の双方から納得を得て解決につなげた件数の割合。」とする（（ ）内は前年度の実績）。苦情合計 8,073 件について、**あっせんの解決率のほかに処理結果を示す項目はなく、事業者がとった措置（是正・利用停止・削除・賠償等）の別も示されていない。**
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："The table's column headings consist of 'category', 'number of cases <share>', 'breakdown by consulting party (business operator / individual / other)' and the 'top five subject matters of inquiry' (for complaints: purpose of use, third-party provision, disclosure, etc., security control measures, and reporting of leaks, etc.). The complaints row states: 'Of the total complaints, the number of applications for mediation accepted was 13 (26). The mediation resolution rate (*2) was 92.3%'; note (*2) defines this rate as 'the proportion, among the applications for mediation accepted, of cases brought to a resolution acceptable to both the complainant and the business operator, etc.' (figures in parentheses are for the previous fiscal year). For the 8,073 total complaints, apart from this mediation resolution rate, there is no item showing the outcome, nor any breakdown of the measures taken by business operators (correction, cessation of use, erasure, compensation, etc.)."

- **出所キャプチャ：**
  - Fig. C-1a：本文 p.29 該当箇所（13 件のあっせん申出・1 件の例示）に印。

② **個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）**

3,637 件の相談を受け付けた（付表９）。

相談内容としては、「保有個人情報の利用及び提供の制限」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、「本人の同意を得ていないにもかかわらず、町役場が外部に保有個人情報を提供したこと」等、地方公共団体が本人の同意を得ることなく保有個人情報を利用又は提供したことに対して不満を訴える個人からの相談が多かった。当該相談に対しては、「行政機関の長等は、原則として、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することが禁止されていること」、「個人情報保護法第 69 条第２項各号（第１号を除く。）が定める例外規定に基づき保有個人情報を利用又は提供する場合には、本人の同意を得ることが必須ではないこと」等、個人情報保護法第 69 条の規定等を説明し、相談内容に応じて適切な助言を行った。

また、「保有個人情報の開示等」に関する相談も多く寄せられた。具体的には、「住民から審査請求の審査過程や審理に関する書類を対象文書とした保有個人情報の開示請求を受けているが、これらの書類を開示しなければならないのか」等、保有個人情報の開示請求に係る手続等を問う地方公共団体からの質問が多かった。当該質問に対しては、「開示請求の対象は、自己を本人とする保有個人情報であること」、「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないこと」等、個人情報保護法の各種規定等に基づき、質問内容に応じて適切な回答を行った。

（２）個別の事業者への対応

個人情報保護法相談ダイヤルに事業者における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情が寄せられ、相談者と事業者との間で自主的に当該苦情を解決することが難しい事案である場合には、必要に応じてあっせんの申出を受け付け、委員会が相談者と事業者との間に立って、双方から可能な限り納得を得て当該苦情を解決につなげることができるよう、あっせんを行うほか、苦情を処理する事業者に対して、助言、情報提供等を行っている。

13 件のあっせんの申出を受け付けた（付表８）。

具体的な事案としては、申出者が事業者に個人情報保護法第 33 条第１項に基づき保有個人データの開示を請求するため、当該事業者が個人情報保護法第 37 条第１項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 12 条第２号に基づき定めているはずである「開示の請求に際して提出すべき書面の様式」を送付するよう求めたものの、当該事業者が対応しないという申出について、委員会から当該事業者に対して、個人情報保護法第 32 条第１項第３号の保有個人データに関する事項の公表等の規定を説明した結果、当該事業者から委員会に対して、申出者に当該書面の様式を送付した旨の回答がなされたものがあった。

（３）個人情報保護法相談ダイヤルの受付状況（四半期別）の公表

個人情報保護法相談ダイヤルの受付状況について国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱い、相談者と事業者又は行政機関等との間の自主的な苦情の解決に資するよう、四半期ごとに「個人情報保護法相談ダイヤルの受付状況」を取りまとめた上で公表した。

29

○ Fig. C-1b：付表８（p.60）表全体。あっせん解決率の記載と注（※２）の定義、及びそれ以外に「結果」に相当する項目がないことが分かるよう表全体を収める。

８　個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）における受付件数

（期間：令和７年４月１日～令和８年３月 31 日、単位：件）

分類	件数 ＜割合＞	相談主体別			問合せ内容上位５項目（※５） （１件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）				
		事業者	個人	その他（※４）					
苦情（※１）	8,073 (7,358) ＜40.6%＞	78 (48)	7,979 (7,298)	16 (12)	利用目的	第三者提供	開示等	安全管理措置	漏えい等の報告等
					2,702 (2,296)	2,529 (2,381)	1,322 (1,057)	1,019 (563)	952 (973)
	苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は 13 件（26 件）。あっせん解決率（※２）は 92.3%								
質問	10,641 (12,173) ＜53.5%＞	8,927 (10,064)	738 (917)	976 (1,192)	漏えい等の報告等	第三者提供	定義	利用目的	安全管理措置
					3,220 (2,689)	3,175 (3,944)	1,777 (2,097)	1,745 (2,053)	976 (861)
その他（※３）	1,173 (1,337) ＜5.9%＞	116 (164)	1,041 (1,149)	16 (24)	委員会	第三者提供	開示等	監督	－
					2 (2)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	－ (－)
総件数	19,887 (20,868) ＜100%＞	9,121 (10,276)	9,758 (9,364)	1,008 (1,228)	第三者提供	利用目的	漏えい等の報告等	定義	安全管理措置
					5,706 (6,325)	4,447 (4,354)	4,172 (3,664)	2,076 (2,288)	1,995 (1,425)

（※１）事業者における個人情報の不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。
（※２）あっせん申出受付のうち、相談者と事業者等の双方から納得を得て解決につなげた件数の割合。
（※３）個人情報保護制度に関する要望、個人情報保護法以外の問合せ等をいう。
（※４）行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。
（※５）上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。
（注）（　）内は前年度の実績。

60

- **主張との関係**：苦情処理・あっせんについて、救済に至ったかを示す統計が限られ、救済の実効性を外形的に検証できないこと。年次報告の本文は、あっせんの申出件数（13 件）と単一の例示のみを記載する。付表８が示す結果の指標は、あっせん申出 13 件についての「あっせん解決率」（双方から納得を得て解決につなげた件数の割合）のみであり、苦情全

体の帰結や、事業者がとった措置（是正・利用停止・削除・賠償等）の別を示す区分はない。このことを、報告書自身の記述と統計表の構成から確認した。

C-2　マイナ保険証の同意取得画面（→ 5.2）

- **提出メタデータ（主）**：「マイナンバーカードの健康保険証利用｜デジタル庁」（ページタイトル）／デジタル庁／取得日：2026-07-07（archive.org スナップショット取得日）／掲載ページ URL（主）：archive.org https://web.archive.org/web/20260707164952/https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/insurance-card （変動する UI のため archive.org を主引用）／参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html （厚労省の解説ページ）
- **提出メタデータ（補強）**：
  - ①「資格確認端末における診療情報の利用設定手順書」（厚生労働省政策統括官〔情報政策担当〕、令和 7 年（2025 年）1 月改訂〔初版：令和 6 年（2024 年）2 月〕）p.5。PDF：https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001243479.pdf
  - ②「マイナ保険証の利用促進等について」（厚生労働省保険局、第 175 回社会保障審議会医療保険部会資料 1、令和 6 年（2024 年）2 月 29 日）p.20「顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善」。PDF：https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001217026.pdf
  - ③「マイナ保険証の利用促進等について」（厚生労働省保険局、第 183 回社会保障審議会医療保険部会**資料 2**、令和 6 年（2024 年）9 月 30 日）p.13「顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善」（②と同一見出しの更新版。医療機関団体経由の周知文書に「資料 1 」と記載されている例があるが、厚労省一次資料では資料 2 である）。PDF：https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001318621.pdf
  - ④顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について（医療情報等の提供の包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ）（周知）（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、令和 6 年（2024 年）10 月 7 日付事務連絡）。厚生労働省による公表ページは確認できなかったため、日本薬剤師会（都道府県薬剤師会担当役員宛て、日薬業発第 254 号）の転送周知文書による：https://www.hiroyaku.or.jp/wp-content/uploads/2025/06/20241008kaoninnsyoutukika-dori-danogamennhennkouyotei.pdf （last accessed: 2026-09-18）
  - ①は「手術情報」が「診療・薬剤情報」とは別画面の同意項目であることを、②③④は 2024 年 10 月 7 日以降「全て同意する／個別に同意する」の一括同意選択が追加されたこと、及びそれ以前は手術・診療お薬・健診・電子処方箋の同意画面が 4 回連続していたことを示す一次資料（主張の理解を補強するための参考。主引用はデジタル庁ページのまま）
- **抄訳箇所**：「医療機関・薬局での利用方法」節・手順 3「同意取得」（デジタル庁ページ）
  - 原文抜粋（逐語）：「同意取得　医師・薬剤師に提供する情報（過去の診療・薬剤情報、特定健診情報など）を選んでください。　3-1. 過去の診療・薬剤情報　過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。　3-2. 特定健診情報　メタボ健診（40

から 74 歳）や高齢者健診（75 歳以上）の結果を提供します。」（デジタル庁ページ自体は「手術情報」に触れていないが、上記補強資料①p.5 により、実際の画面では「過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか」という別建ての同意画面が存在することが確認できる。したがって同意の単位は「過去の（手術情報を除く）診療・薬剤情報」「過去の手術情報」「特定健診情報」の複数カテゴリーに分かれるが、**診療・薬剤情報というカテゴリーの内部は診療科・傷病別に分離できない**という粒度の粗さの中核は維持される）

- 英訳（unofficial translation by the submitters）："Obtaining consent — Please select the information to be provided to the physician/pharmacist (past medical treatment and medication information, specific health check-up information, etc.). 3-1. Past medical treatment and medication information — Provides information on past medical treatment and prescribed medication to the physician/pharmacist. 3-2. Specific health check-up information — Provides the results of metabolic syndrome check-ups (ages 40–74) or elderly health check-ups (age 75 and over)."（補強資料①のスクリーン文言："Do you consent to providing this institution with your past surgical information? / Do you consent to providing this institution with your past medical treatment and medication information other than surgical information?"）

- **出所キャプチャ：**
  - Fig. C-2a：デジタル庁ページの archive.org 保存版（2026-07-07）。上段＝Wayback Machine のバナー（URL・保存日に赤枠）、下段＝手順 3「同意取得」の節（3-1・3-2 の 2 項目）。



3. 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報（過去の診療・薬剤情報、特定健診情報など）を選んでください。

- 3-1. 過去の診療・薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

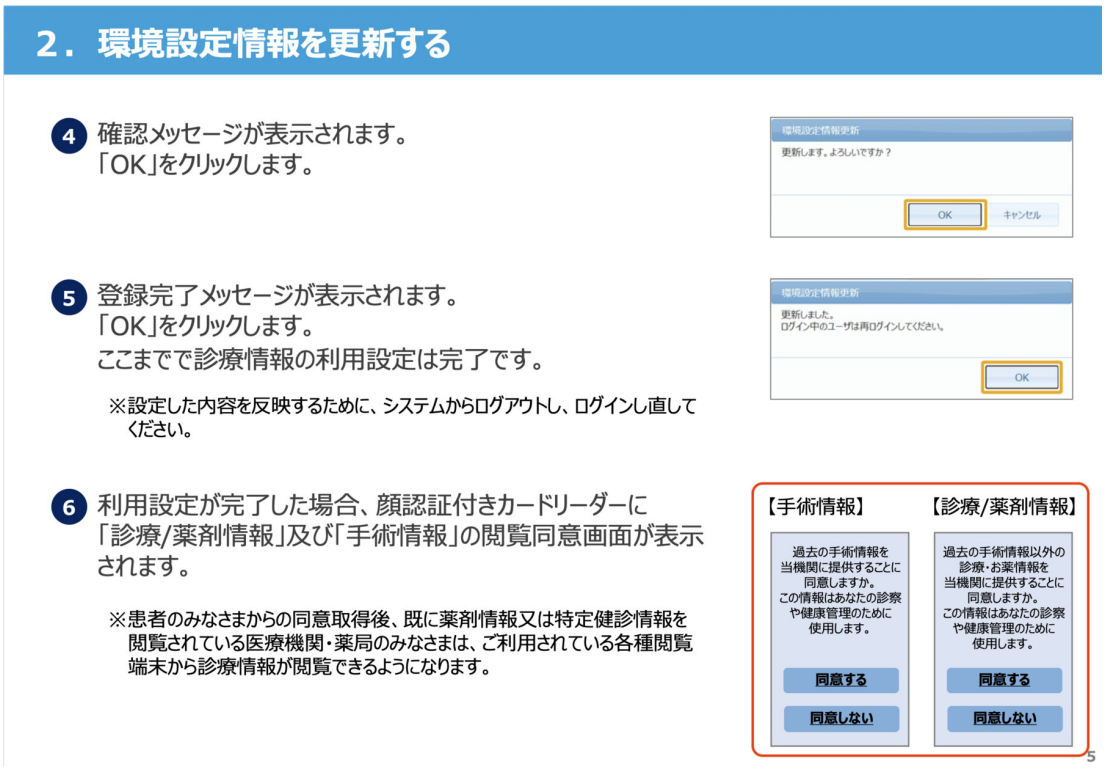


- 3-2. 特定健診情報

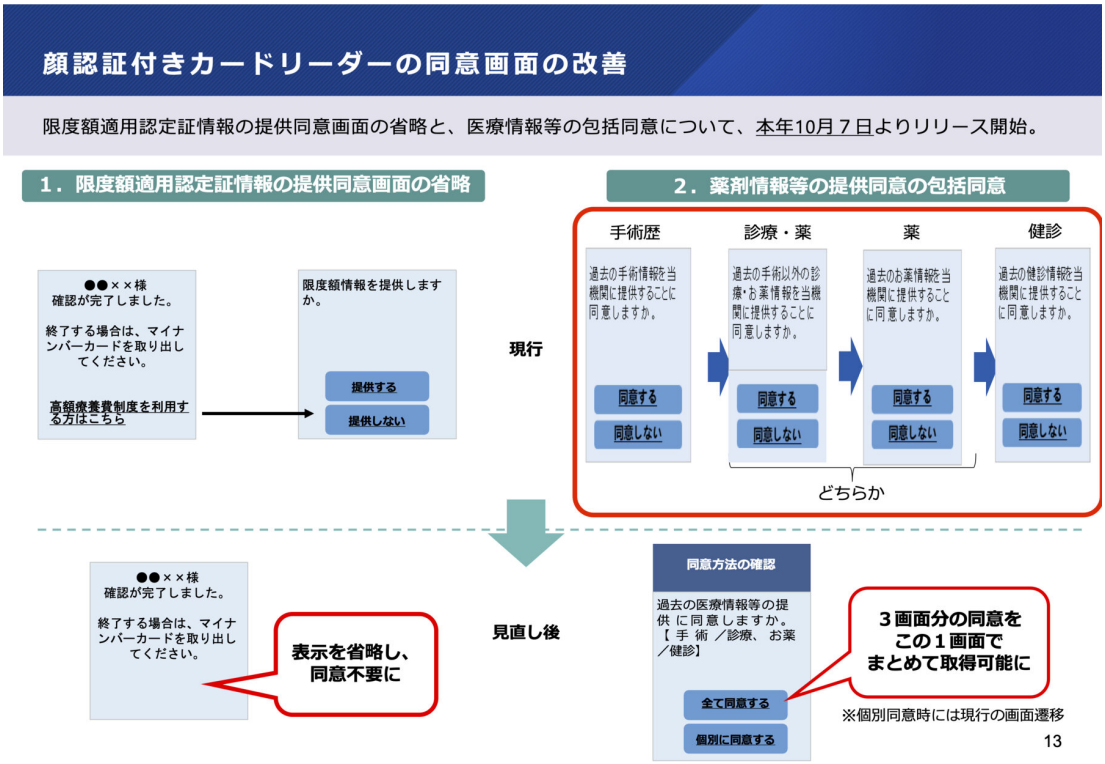
メタボ健診（40から74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。



○ Fig. C-2b：補強資料①（設定手順書）p.5、【手術情報】【診療/薬剤情報】の 2 画面イメージに赤枠。



○ Fig. C-2c：補強資料③（第 183 回資料 2）p.13、「顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善」スライドの「現行」4 画面遷移図に赤枠。



- **主張との関係**：同意の単位は「過去の（手術情報を除く）診療・薬剤情報」「特定健診情報」等の**複数の束ねられたカテゴリー**に分かれ、個々の傷病名・処方薬・検査項目ごとの同意で

はないこと（＝同意の粒度が粗いこと）。手術情報が独立に分離されていること自体が、カテゴリーを細分する技術的な仕組みが制度上存在することを示しており、それにもかかわらず診療・薬剤情報という最大のカテゴリーの内部が細分されていないことを際立たせる。

C-3　PPC の企画立案権限に関する議事録・提出資料（→ 1.3(2)(b)(i)・1.4・第 3 章）

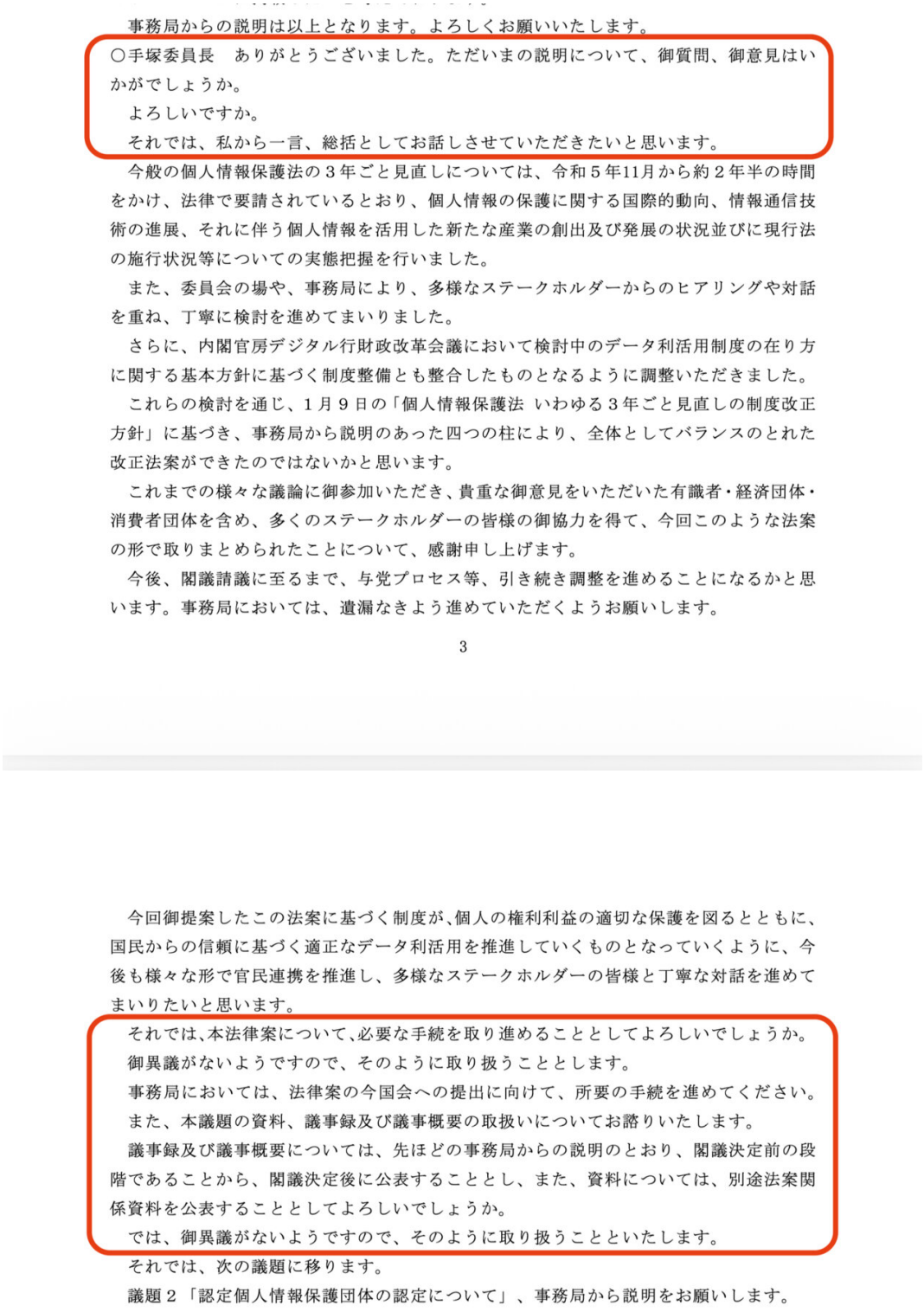
- **提出メタデータ（議事録）**：個人情報保護委員会　第 347 回（令和 8 年（2026 年）1 月 9 日）・第 352 回（令和 8 年（2026 年）3 月 18 日）　議事録／PPC／PDF 直 URL：第 347 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_gijiroku.pdf ／第 352 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260318_gijiroku.pdf ／議事概要：第 347 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_gaiyou.pdf ／第 352 回 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260318_gaiyou.pdf ／各回委員会ページ：第 347 回 https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2025/20260109/ ／第 352 回 https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2025/20260318/
- **提出メタデータ（事務局資料／承認案文）**：①第 347 回：資料 1 － 1「個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針（案）」／PPC（事務局）／2026-01-09／委員会ページ https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2025/20260109/ ／PDF 直 URL https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryou-1-1.pdf　②第 352 回：議題（1）「個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）」／委員会ページ https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2025/20260318/ ／法律案自体は資料 1 として配付されたと推測されるが、閣議決定（2026-04-07）前は非公開として扱われたため、第 352 回委員会ページの掲載資料には現れていない
- **抄訳箇所**：第 352 回議事録 p.3-4、議題 1（法律案の議決）・手塚委員長発言
  - 原文抜粋（逐語）：〔事務局の法案説明後〕「○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見はいかがでしょうか。　よろしいですか。それでは、私から一言、総括としてお話しさせていただきたいと思います。〔中略、法案の経緯・調整過程の総括〕　それでは、本法律案について、必要な手続を取り進めることとしてよろしいでしょうか。　御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。　事務局においては、法律案の今国会への提出に向けて、所要の手続を進めてください。　また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。議事録及び議事概要については、先ほどの事務局からの説明のとおり、閣議決定前の段階であることから、閣議決定後に公表することとし、また、資料については、別途法案関係資料を公表することとしてよろしいでしょうか。　では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。」（**議事録上、委員からの質問・意見は一件も記録されておらず、委員長自身の総括発言の後、異議なく議決されている。**同時に、当該議題の議事録・議事概要は閣議決定後まで公表せず、資料は別途法案関係資料を公表する扱いとすることも同じ手続で決定されている）
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："[After the Secretariat's explanation of the bill] Chairperson TEZUKA: Thank you. Are there any questions or comments on the explanation just given? Is that all right? Let me then say a few words myself, by way of summary. [omission:

summary of the background and coordination process of the bill] Shall we then proceed with the necessary procedures concerning this Bill? As there appear to be no objections, we shall proceed accordingly. The Secretariat is requested to proceed with the necessary steps toward submitting the Bill to the current session of the Diet. I would also like to seek your approval on the handling of the materials, minutes and summary for this agenda item. As explained earlier by the Secretariat, since we are at a stage prior to the Cabinet decision, the minutes and summary will be published after the Cabinet decision, and as for the materials, bill-related materials will be published separately — is that acceptable? As there appear to be no objections, we shall proceed accordingly."

- 出所キャプチャ：
  - Fig. C-3a：第 352 回委員会ページ（掲載ページ）。見出し・日時（令和 8 年（2026 年）3 月 18 日）、議題(1)リンク行、議事録リンク行に赤枠。



- Fig. C-3b：議事録 p.3-4、手塚委員長の質問喚起（p.3）及び議決・非公表決定（p.4）の該当箇所に赤枠。



事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見はいかがでしょうか。
よろしいですか。
それでは、私から一言、総括としてお話しさせていただきたいと思います。
今般の個人情報保護法の３年ごと見直しについては、令和５年11月から約２年半の時間をかけ、法律で要請されているとおり、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況並びに現行法の施行状況等についての実態把握を行いました。
また、委員会の場や、事務局により、多様なステークホルダーからのヒアリングや対話を重ね、丁寧に検討を進めてまいりました。
さらに、内閣官房デジタル行財政改革会議において検討中のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備とも整合したものとなるように調整いただきました。
これらの検討を通じ、１月９日の「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しの制度改正方針」に基づき、事務局から説明のあった四つの柱により、全体としてバランスのとれた改正法案ができたのではないかと思います。
これまでの様々な議論に御参加いただき、貴重な御意見をいただいた有識者・経済団体・消費者団体を含め、多くのステークホルダーの皆様の御協力を得て、今回このような法案の形で取りまとめられたことについて、感謝申し上げます。
今後、閣議請議に至るまで、与党プロセス等、引き続き調整を進めることになるかと思います。事務局においては、遺漏なきよう進めていただくようお願いします。
3

今回御提案したこの法案に基づく制度が、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、国民からの信頼に基づく適正なデータ利活用を推進していくものとなっていくように、今後も様々な形で官民連携を推進し、多様なステークホルダーの皆様と丁寧な対話を進めてまいりたいと思います。
それでは、本法律案について、必要な手続を取り進めることとしてよろしいでしょうか。
御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。
事務局においては、法律案の今国会への提出に向けて、所要の手続を進めてください。
また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。
議事録及び議事概要については、先ほどの事務局からの説明のとおり、閣議決定前の段階であることから、閣議決定後に公表することとし、また、資料については、別途法案関係資料を公表することとしてよろしいでしょうか。
では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。
それでは、次の議題に移ります。
議題２「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いします。

- **主張との関係**：1.3(2)(b)(i)——監督対象法の改正案を PPC 自らが決定し、政府の政策形成・調整過程に接続した経緯を裏付ける資料。独立性についての評価は、本文における政府方針・調整過程の検討と併せて行う（国内法上の違法は主張しない）。議事録には法案内容そのものへの委員からの質問・意見が一件も記録されておらず、委員長の総括後に異議なく議決されている。また同じ議事で、当該議題の議事録・議事概要は閣議決定後まで公表せず、

資料は別途法案関係資料を公表する扱いとすることも決定している。本意見書は、これをもって実質的な審査がなかったと評価するものではない（議事録に記載されないやり取りが行われた可能性を否定できないため）。

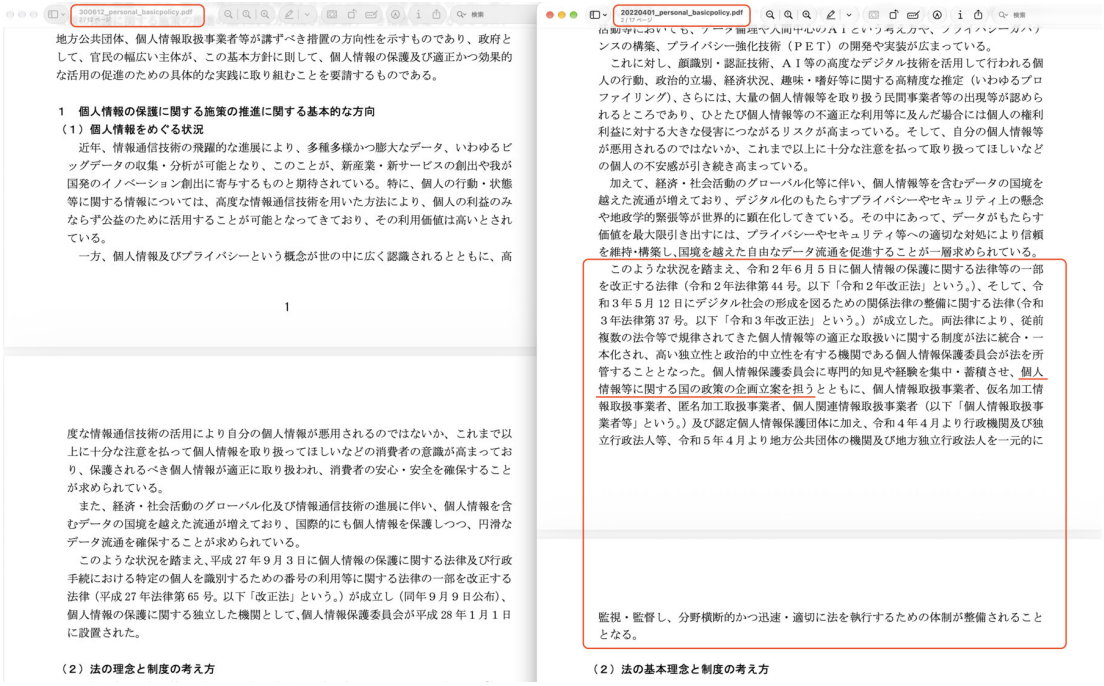
C-4　基本方針の新旧対照（「司令塔」「企画立案」の新設）（→ 1.3(1)(c)）

- **提出メタデータ**：個人情報の保護に関する基本方針／閣議決定／平成 30 年（2018 年）6 月 12 日変更（前文・該当項）＋令和 4 年（2022 年）4 月 1 日変更（第 1 項(1)・第 8 項）／PDF 直 URL：2018 年版 https://warp.ndl.go.jp/web/20201001094017/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300612_personal_basicpolicy.pdf （国立国会図書館 WARP アーカイブ）／令和 4 年（2022 年）版 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20220401_personal_basicpolicy.pdf ／掲載ページ：2018 年版 https://warp.ndl.go.jp/web/20201001091750/https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/ （WARP アーカイブ）／令和 4 年（2022 年）版 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/
- **抄訳箇所①**：「企画立案」――令和 4 年（2022 年）版 1(1)「個人情報等をめぐる状況」（PDF 内 2/17 ページ）／2018 年版 該当記述なし
  - 原文抜粋（逐語）：令和 4 年（2022 年）版「…このような状況を踏まえ、令和２年６月５日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 44 号。以下「令和２年改正法」という。）、そして、令和３年５月 12 日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「令和 3 年改正法」という。）が成立した。両法律により、従前複数の法令等で規律されてきた個人情報等の適正な取扱いに関する制度が法に統合・一本化され、高い独立性と政治的中立性を有する機関である個人情報保護委員会が法を所管することとなった。個人情報保護委員会に専門的知見や経験を集中・蓄積させ、個人情報等に関する国の政策の企画立案を担うとともに、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）及び認定個人情報保護団体に加え、令和 4 年 4 月より行政機関及び独立行政法人等、令和 5 年 4 月より地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を一元的に監視・監督し、分野横断的かつ迅速・適切に法を執行するための体制が整備されることとなる。」（2018 年版の対応箇所にこれに相当する記述はない。）
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："...In light of this situation, the Act Partially Amending the Act on the Protection of Personal Information, etc. (Act No. 44 of 2020; hereinafter the 'Reiwa 2 Amendment Act') was enacted on 5 June 2020, and the Act on Arrangement of Relevant Acts for the Formation of a Digital Society (Act No. 37 of 2021; hereinafter the 'Reiwa 3 Amendment Act') was enacted on 12 May 2021. Through these two Acts, the systems concerning the proper handling of personal information, etc., which had until then been governed by multiple laws, regulations, etc., were integrated and unified into the Act, and the Personal Information Protection Commission, a body with a high degree of independence and political neutrality, came to administer the Act. With expertise and experience concentrated and accumulated in the Personal Information Protection Commission, [the Commission] is to be responsible for the planning and drafting of national policy concerning personal information, etc., and, in addition to businesses handling personal information, businesses handling pseudonymized

personal information, businesses handling anonymized personal information and businesses handling information related to personal information [*kojin kanren jōhō*: information relating to a living individual that is neither personal information, pseudonymised personal information nor anonymised personal information; Article 2(7) APPI] (hereinafter collectively 'businesses handling personal information, etc.') and accredited personal information protection organisations, is to uniformly monitor and supervise — from April 2022, administrative organs and incorporated administrative agencies, etc., and from April 2023, local government organs and local incorporated administrative agencies — with a structure being put in place for it to enforce the Act promptly and appropriately across sectors."

- **抄訳箇所②**：「司令塔」――令和 4 年（2022 年）版 第 8 項(1)（最終頁）／2018 年版 該当記述なし
  - 原文抜粋（逐語）：令和 4 年（2022 年）版「個人情報保護委員会においては、個人情報保護制度の司令塔として、基本的な方針を示すとともに、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たすことが求められており、安全・安心なデジタル社会の構築に貢献するためにも、その実効性を確保するための体制強化を進めるものとする。」（2018 年版第 8 項〔p.12〕は、平成 27 年（2015 年）改正法附則第 12 条に基づく見直しの規定のみで、「司令塔」の語は存在しない）
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："The Personal Information Protection Commission is expected, as the control tower (*shireitō*) for the personal information protection system, to present basic policies and to play a role in overall coordination, monitoring and supervision, etc., in the planning and drafting, implementation, etc. of individual policies, business activities, etc., and, with a view to contributing to the building of a safe and secure digital society, is to strengthen its institutional structure so as to secure the effectiveness thereof."
- **出所キャプチャ**（2018 年版・令和 4 年（2022 年）版の PDF を左右に並べたスクリーンショット。両ファイル名・頁数がビューア上部に表示され出所を確認可能）：

- Fig. C-4a：左＝2018 年版 PDF（300612_personal_basicpolicy.pdf）2/12 ページ「(2)法の理念と制度の考え方」（該当記述なし）／右＝令和 4 年（2022 年）版 PDF（20220401_personal_basicpolicy.pdf）2/17 ページ「(2)法の基本理念と制度の考え方」、「企画立案」を含む段落に赤枠。



地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を示すものであり、政府として、官民の幅広い主体が、この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するものである。

1　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

（1）個人情報をめぐる状況

近年、情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、このことが、新産業・新サービスの創出や我が国発のイノベーション創出に寄与するものと期待されている。特に、個人の行動・状態等に関する情報については、高度な情報通信技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となってきており、その利用価値は高いとされている。

一方、個人情報及びプライバシーという概念が世の中に広く認識されるとともに、高

1

度な情報通信技術の活用により自分の個人情報が悪用されるのではないか、これまで以上に十分な注意を払って個人情報を取り扱ってほしいなどの消費者の意識が高まっており、保護されるべき個人情報が適正に取り扱われ、消費者の安心・安全を確保することが求められている。

また、経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増えており、国際的にも個人情報を保護しつつ、円滑なデータ流通を確保することが求められている。

このような状況を踏まえ、平成 27 年 9 月 3 日に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）が成立し（同年 9 月 9 日公布）、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護委員会が平成 28 年 1 月 1 日に設置された。

（2）法の理念と制度の考え方

ンスの構築、プライバシー強化技術（ＰＥＴ）の開発や実装が広まっている。

これに対し、顔識別・認証技術、ＡＩ等の高度なデジタル技術を活用して行われる個人の行動、政治的立場、経済状況、趣味・嗜好等に関する高精度な推定（いわゆるプロファイリング）、さらには、大量の個人情報等を取り扱う民間事業者等の出現等が認められるところであり、ひとたび個人情報等の不適正な利用等に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まっている。そして、自分の個人情報等が悪用されるのではないか、これまで以上に十分な注意を払って取り扱ってほしいなどの個人の不安感が引き続き高まっている。

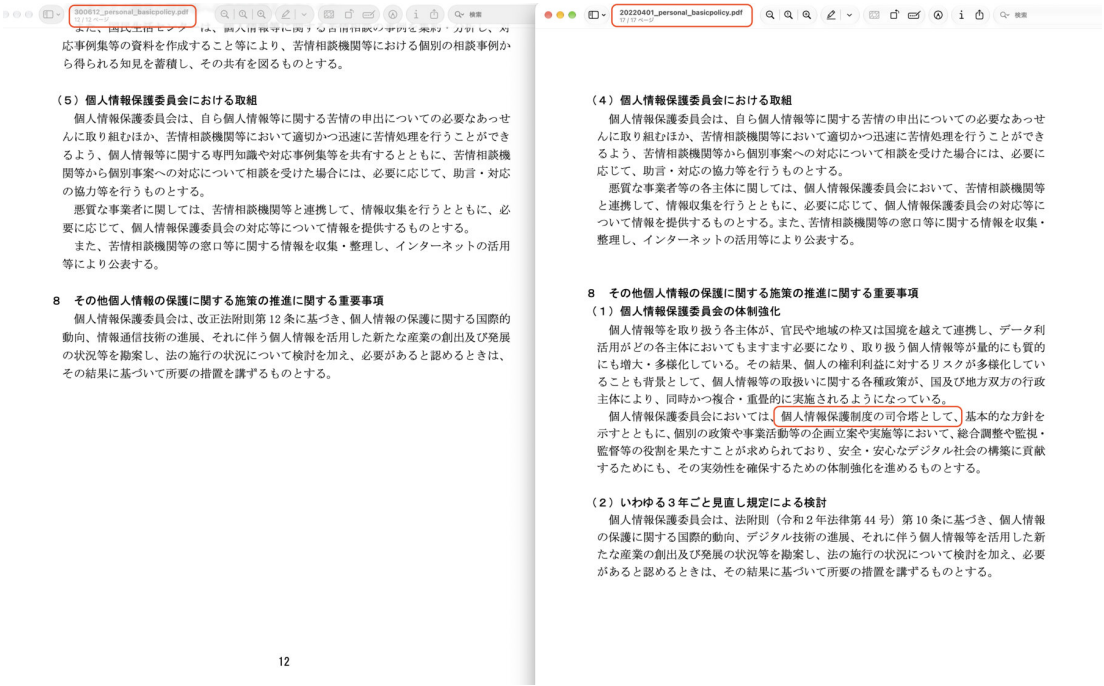
加えて、経済・社会活動のグローバル化等に伴い、個人情報等を含むデータの国境を越えた流通が増えており、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念や地政学的緊張等が世界的に顕在化してきている。その中にあって、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通を促進することが一層求められている。

このような状況を踏まえ、令和２年６月５日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 44 号。以下「令和２年改正法」という。）、そして、令和３年５月 12 日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号。以下「令和３年改正法」という。）が成立した。両法律により、従前複数の法令等で規律されてきた個人情報等の適正な取扱いに関する制度が法に統合・一本化され、高い独立性と政治的中立性を有する機関である個人情報保護委員会が法を所管することとなった。個人情報保護委員会に専門的知見や経験を集中・蓄積させ、個人情報等に関する国の政策の企画立案を担うとともに、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工取扱事業者、個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）及び認定個人情報保護団体に加え、令和４年４月より行政機関及び独立行政法人等、令和５年４月より地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を一元的に

監視・監督し、分野横断的かつ迅速・適切に法を執行するための体制が整備されることとなる。

（2）法の基本理念と制度の考え方

- Fig. C-4b：左＝2018 年版 PDF 12/12 ページ「8　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項」（該当記述なし）／右＝令和 4 年（2022 年）版 PDF 17/17 ページ「8(1)個人情報保護委員会の体制強化」、「個人情報保護制度の司令塔として」の語句に赤枠。



応事例集等の資料を作成すること等により、苦情相談機関等における個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

（5）個人情報保護委員会における取組

個人情報保護委員会は、自ら個人情報等に関する苦情の申出についての必要なあっせんに取り組むほか、苦情相談機関等において適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、個人情報等に関する専門知識や対応事例集等を共有するとともに、苦情相談機関等から個別事案への対応について相談を受けた場合には、必要に応じて、助言・対応の協力等を行うものとする。

悪質な事業者に関しては、苦情相談機関等と連携して、情報収集を行うとともに、必要に応じて、個人情報保護委員会の対応等について情報を提供するものとする。

また、苦情相談機関等の窓口等に関する情報を収集・整理し、インターネットの活用等により公表する。

8　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

個人情報保護委員会は、改正法附則第 12 条に基づき、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

12

（4）個人情報保護委員会における取組

個人情報保護委員会は、自ら個人情報等に関する苦情の申出についての必要なあっせんに取り組むほか、苦情相談機関等において適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、苦情相談機関等から個別事案への対応について相談を受けた場合には、必要に応じて、助言・対応の協力等を行うものとする。

悪質な事業者等の各主体に関しては、個人情報保護委員会において、苦情相談機関等と連携して、情報収集を行うとともに、必要に応じて、個人情報保護委員会の対応等について情報を提供するものとする。また、苦情相談機関等の窓口等に関する情報を収集・整理し、インターネットの活用等により公表する。

8　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

（1）個人情報保護委員会の体制強化

個人情報等を取り扱う各主体が、官民や地域の枠又は国境を越えて連携し、データ利活用がどの各主体においてもますます必要になり、取り扱う個人情報等が量的にも質的にも増大・多様化している。その結果、個人の権利利益に対するリスクが多様化していることも背景として、個人情報等の取扱いに関する各種政策が、国及び地方双方の行政主体により、同時かつ複合・重畳的に実施されるようになっている。

個人情報保護委員会においては、個人情報保護制度の司令塔として、基本的な方針を示すとともに、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たすことが求められており、安全・安心なデジタル社会の構築に貢献するためにも、その実効性を確保するための体制強化を進めるものとする。

（2）いわゆる３年ごと見直し規定による検討

個人情報保護委員会は、法附則（令和２年法律第 44 号）第 10 条に基づき、個人情報の保護に関する国際的動向、デジタル技術の進展、それに伴う個人情報等を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- **主張との関係**：2019 年の十分性認定時に欧州委員会が参照した 2018 年版には「司令塔」「企画立案」がいずれも存在せず、令和 4 年（2022 年）版で初出であること（＝欧州委員会が参照した文書自体が、認定後に、PPC を企画立案主体へ拡張する方向で改変されたこと）。

C-5　検討会報告書の救済・課徴金・団体訴訟に関する記述（→ 第 2 章）

- **提出メタデータ**：個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し　検討会報告書／PPC／2024-12-25／テーマページ「3 年ごと見直しについて」 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/3nengotominaoshi/ （完成版＝内容引用のためテーマページを主引用）／PDF 直 URL：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_kentokaihoukokusho_r6.pdf
- **抄訳箇所①（課徴金の算定方法・p.23）**：
  - 原文抜粋（逐語）：「そこで、上記国内他法令も考慮し、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額を課徴金額とすることが考えられる。さらに、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられる。」（安全管理措置義務違反については同 p.24 で「当該売上額に一定の『算定率』を乗じることによって課徴金額を算定することも考えられる」とする）
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："Therefore, taking into account also the other domestic laws and regulations mentioned above, it is conceivable that the amount of the administrative monetary penalty could be set at the full amount of the pecuniary benefit obtained by the violating business operator in connection with the violation or with the use of personal information acquired through the violation. Furthermore, from the standpoint of more effectively deterring violations, it is also conceivable that the amount of the administrative monetary penalty could exceed the full amount of that pecuniary benefit."
- **抄訳箇所②（繰り返し違反への加算・p.26）**：
  - 原文抜粋（逐語）：「課徴金納付命令の対象行為に係る事件についての報告徴収又は立入検査（法第 146 条第 1 項）が行われた日等から遡って 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある者に対しては、通常の場合の課徴金額の 1.5 倍の課徴金額を賦課することとすることが考えられる。」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："It is conceivable that a person who has, within the ten years preceding the date, etc. of the request for reports or the on-site inspection (Article 146, paragraph (1) of the Act) concerning the case relating to the conduct subject to an order for payment of an administrative monetary penalty, already been subject to such an order, should be made subject to an administrative monetary penalty of 1.5 times the amount that would otherwise apply."
- **抄訳箇所③（団体による差止請求・被害回復の必要性論・p.30）**：
  - 原文抜粋（逐語）：「現行法の下において、違法な個人情報の取扱いが行われた場合、本人は、個人情報取扱事業者に対して、自らの個人情報については利用停止等請求（法第 35 条）、損害賠償請求（民法第 709 条等）をすることは可能である。しかし、これらの請求は、違法行為全体の停止や他の個人情報について同様の違法行為を実施することの予防まで請求できるものではなく、不特定多数の個人に生じ得る同種の（回復困難

な）被害の発生まで防止できるものではない。また、訴訟費用等を理由に請求を断念せざるを得ない場合も多い。また、委員会は、指導・助言（法第 147 条）及び勧告・命令（法第 148 条）といった権限を適切に行使し、不特定多数の個人に生じ得る同種の被害の発生を防止することは可能である。しかし、委員会の体制面や人的資源等にも限界はあり、必ずしも全ての違反行為に迅速かつ網羅的に対応できるとは限らない。こうした既存の本人の権利行使による対応や委員会の権限行使による対応の限界を踏まえると、個人情報の違法な取扱いが行われている場合に、適切に権利救済を受ける手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことは重要であると考えられる。」

- 英訳（unofficial translation by the submitters）："Under the current Act, where the unlawful handling of personal information has occurred, the data subject may make a request for cessation of use, etc. (Article 35 of the Act) or a claim for damages (Article 709, etc. of the Civil Code) against the business operator with respect to his or her own personal information. However, these claims do not extend to seeking the cessation of the unlawful conduct as a whole, or the prevention of similar unlawful conduct being carried out with respect to other personal information, and cannot prevent the occurrence of similar (and hard-to-remedy) harm that may arise for an unspecified large number of individuals. In many cases, moreover, claimants are compelled to abandon such claims owing to litigation costs, etc. The Commission, for its part, can prevent the occurrence of similar harm to an unspecified large number of individuals by appropriately exercising its powers such as guidance and advice (Article 147 of the Act) and recommendation and order (Article 148 of the Act). However, there are limits to the Commission's institutional structure, human resources, etc., and it cannot necessarily respond promptly and comprehensively to every instance of unlawful conduct. In light of the limitations of these existing means of response — through the exercise of rights by the data subject and through the exercise of the Commission's powers — it is considered important, where the unlawful handling of personal information is occurring, to diversify the means by which appropriate redress can be obtained, and to put in place an environment in which redress can be more reliably secured."

- 出所キャプチャ：
  - Fig. C-5a：テーマページ「いわゆる 3 年ごと見直しの経緯（令和 8 年（2026 年） 改正個人情報保護法関係）」の報告書リンク行「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会報告書（令和 6 年 12 月 25 日）（PDF：2359KB）」に赤枠。



○ Fig. C-5b：報告書 p.23、財産的利益の全額を課徴金額とする案・上回る額とする案の段落に赤枠。

要件が不明確である点に懸念がある。「個人の権利利益が侵害される具体的なおそれ」が生じた場合の具体例を示す必要がある。

- 「個人の権利利益が侵害される具体的なおそれ」等の要件を課した場合、当該要件はむしろ委員会の権限を狭めるものであり、当該要件の導入によって事業者側の懸念が増すということはないのではないか。委員会としては、法令違反だけではなく、実質的に「個人の権利利益が侵害される具体的なおそれ」が生じているか否かという点まで考慮する必要があることとなり、委員会側にとってかなり厳しい要件というべき。
- 「具体的なおそれ」ということになると、結果責任よりも少し踏み込んでいることになるが、そもそもの考え方が不明瞭である。

以上の対象行為に係る議論を十分に踏まえ、仮に課徴金制度を導入する場合には、基本となる考え方を明らかにした上で、対象となる、あるいは対象とならない具体例等について充実した形で示していくこと等が考えられる。

（２）算定方法

ア　違法な第三者提供等関連

違反事業者は、違反行為又は違反行為により取得した個人情報（すなわち違法行為がなければ取得し得なかった個人情報）から直接的に違法な収益を得ており、違反事業者が得る経済的利得そのものが違法な収益であるといえる。

また、国内他法令の課徴金制度において、違反行為の対価等の全額を課徴金額としている例として、独占禁止法（第７条の２第１項第４号、第７条の９第１項第３号）、公認会計士法（第 31 条の２第１項第２号）及び金融商品取引法（第 172 条の 12 第１項）がある。

そこで、上記国内他法令も考慮し、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額を課徴金額とすることが考えられる[2]。さらに、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられる。

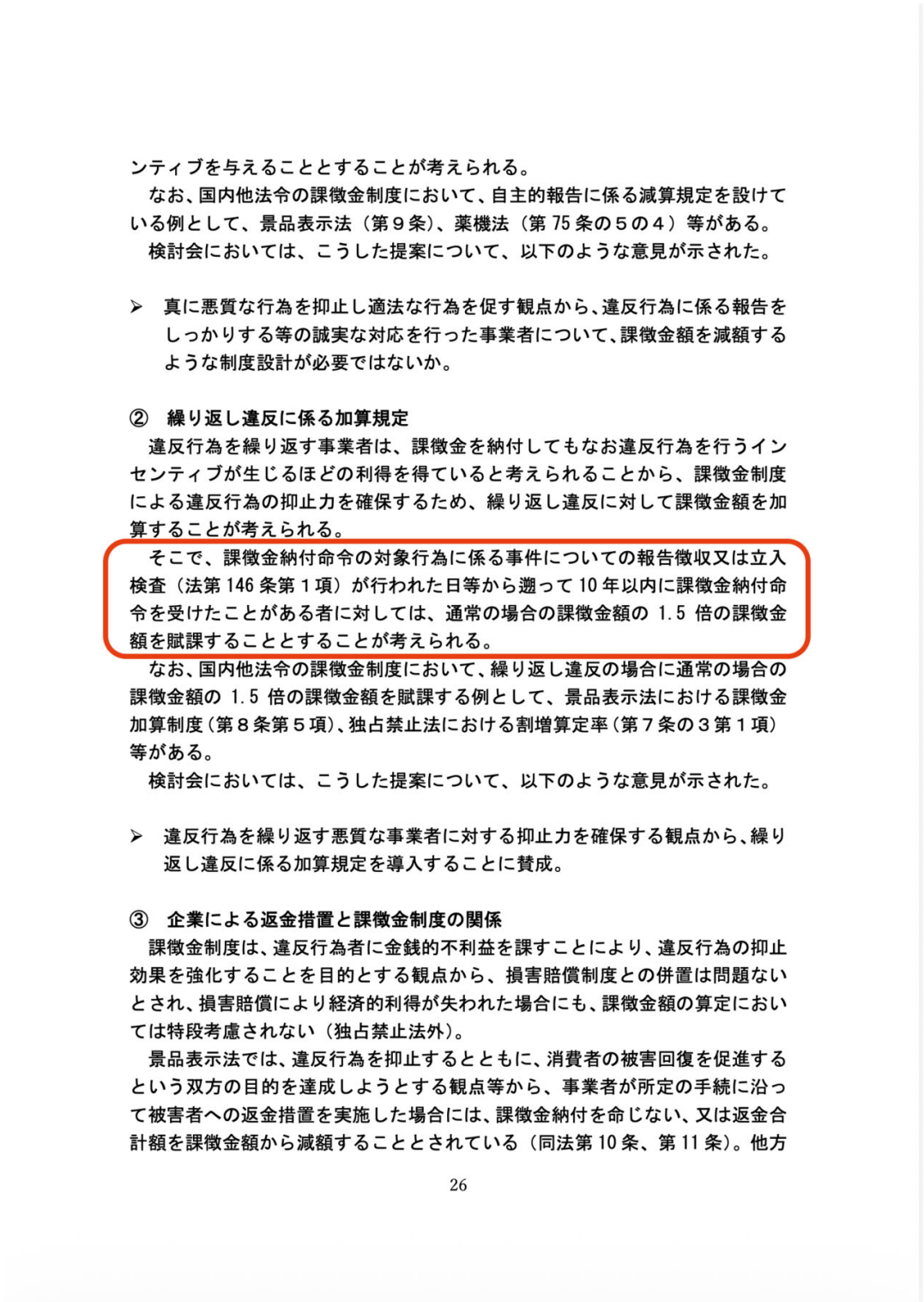
なお、独占禁止法第７条の２第３項、景品表示法第８条第４項等を参考に、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。

検討会においては、こうした提案について、以下のような意見が示された。

[2] ここにいう「財産的利益」とは、違反行為等の対価として得た額全体のことであり、当該額（＝売上額）には、国内他法令の課徴金制度において違反行為の対価等の全額を課徴金額としている例と同様、当該違反行為等のために支出した費用相当額も含まれ得ることとなる。

23

○ Fig. C-5c：報告書 p.26、繰り返し違反への 1.5 倍加算案の段落に赤枠。



ンティブを与えることとすることが考えられる。
なお、国内他法令の課徴金制度において、自主的報告に係る減算規定を設けている例として、景品表示法（第９条）、薬機法（第 75 条の５の４）等がある。
検討会においては、こうした提案について、以下のような意見が示された。

➢ 真に悪質な行為を抑止し適法な行為を促す観点から、違反行為に係る報告をしっかりする等の誠実な対応を行った事業者について、課徴金額を減額するような制度設計が必要ではないか。

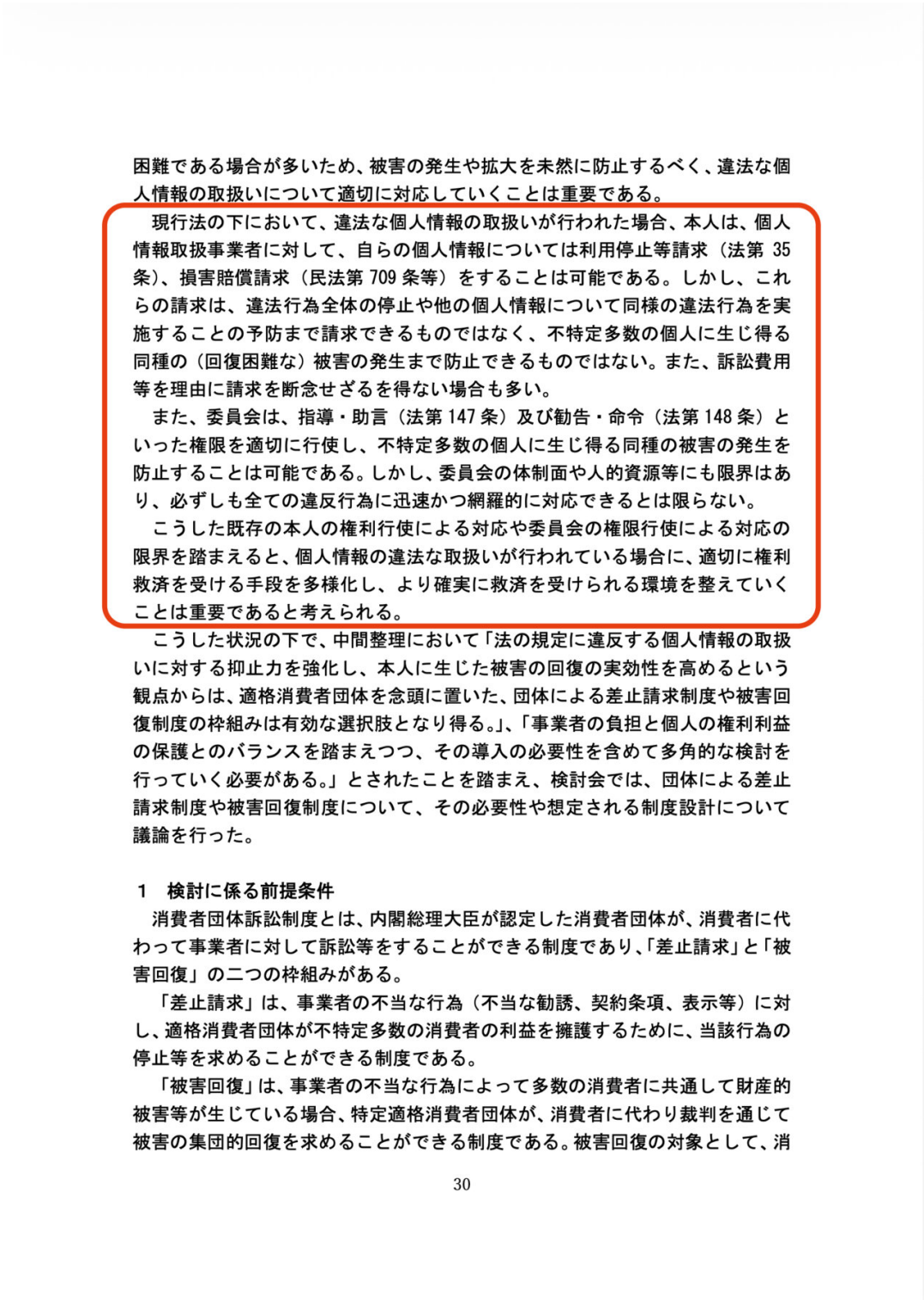
② 繰り返し違反に係る加算規定
違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ていると考えられることから、課徴金制度による違反行為の抑止力を確保するため、繰り返し違反に対して課徴金額を加算することが考えられる。
そこで、課徴金納付命令の対象行為に係る事件についての報告徴収又は立入検査（法第 146 条第１項）が行われた日等から遡って 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある者に対しては、通常の場合の課徴金額の 1.5 倍の課徴金額を賦課することとすることが考えられる。
なお、国内他法令の課徴金制度において、繰り返し違反の場合に通常の場合の課徴金額の 1.5 倍の課徴金額を賦課する例として、景品表示法における課徴金加算制度（第８条第５項）、独占禁止法における割増算定率（第７条の３第１項）等がある。
検討会においては、こうした提案について、以下のような意見が示された。

➢ 違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力を確保する観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することに賛成。

③ 企業による返金措置と課徴金制度の関係
課徴金制度は、違反行為者に金銭的不利益を課すことにより、違反行為の抑止効果を強化することを目的とする観点から、損害賠償制度との併置は問題ないとされ、損害賠償により経済的利得が失われた場合にも、課徴金額の算定においては特段考慮されない（独占禁止法外）。
景品表示法では、違反行為を抑止するとともに、消費者の被害回復を促進するという双方の目的を達成しようとする観点等から、事業者が所定の手続に沿って被害者への返金措置を実施した場合には、課徴金納付を命じない、又は返金合計額を課徴金額から減額することとされている（同法第 10 条、第 11 条）。他方

26

- Fig. C-5d：報告書 p.30、団体による差止請求・被害回復の必要性論（上記抄訳箇所③全文）に赤枠。



困難である場合が多いため、被害の発生や拡大を未然に防止するべく、違法な個人情報の取扱いについて適切に対応していくことは重要である。

現行法の下において、違法な個人情報の取扱いが行われた場合、本人は、個人情報取扱事業者に対して、自らの個人情報については利用停止等請求（法第 35 条）、損害賠償請求（民法第 709 条等）をすることは可能である。しかし、これらの請求は、違法行為全体の停止や他の個人情報について同様の違法行為を実施することの予防まで請求できるものではなく、不特定多数の個人に生じ得る同種の（回復困難な）被害の発生まで防止できるものではない。また、訴訟費用等を理由に請求を断念せざるを得ない場合も多い。

また、委員会は、指導・助言（法第 147 条）及び勧告・命令（法第 148 条）といった権限を適切に行使し、不特定多数の個人に生じ得る同種の被害の発生を防止することは可能である。しかし、委員会の体制面や人的資源等にも限界はあり、必ずしも全ての違反行為に迅速かつ網羅的に対応できるとは限らない。

こうした既存の本人の権利行使による対応や委員会の権限行使による対応の限界を踏まえると、個人情報の違法な取扱いが行われている場合に、適切に権利救済を受ける手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことは重要であると考えられる。

こうした状況の下で、中間整理において「法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点からは、適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みは有効な選択肢となり得る。」、「事業者の負担と個人の権利利益の保護とのバランスを踏まえつつ、その導入の必要性を含めて多角的な検討を行っていく必要がある。」とされたことを踏まえ、検討会では、団体による差止請求制度や被害回復制度について、その必要性や想定される制度設計について議論を行った。

1　検討に係る前提条件

消費者団体訴訟制度とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟等をすることができる制度であり、「差止請求」と「被害回復」の二つの枠組みがある。

「差止請求」は、事業者の不当な行為（不当な勧誘、契約条項、表示等）に対し、適格消費者団体が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、当該行為の停止等を求めることができる制度である。

「被害回復」は、事業者の不当な行為によって多数の消費者に共通して財産的被害等が生じている場合、特定適格消費者団体が、消費者に代わり裁判を通じて被害の集団的回復を求めることができる制度である。被害回復の対象として、消

30

- **主張との関係**：本項は「見送り」の事実そのものを立証するものではない（それは制度改正方針〔2026-01-09、附属書 B-5 収載〕が「今回の見直しにおいては制度的な導入については見送る」と明記していることに基づく別の論証である）。本項が示すのは、**検討会報告書の段階（2024-12-25）では、財産的利益の全額を上回る課徴金額・繰り返し違反への 1.5 倍加算・適格消費者団体への差止請求権付与といった、より踏み込んだ選択肢が具体的に検討の**

俎上に載っていたという事実である。ただし、**課徴金については、報告書はこれらを「考えられる」として論点を整理したものであって、導入を提言したものではない**（対象行為の類型 1〜4 も同様に「考えられる」として示されたものであり、各類型の直後に対象範囲の広さ・不明確さを指摘する委員意見が併記されている〔報告書 pp.16-17〕）。したがって、本文 2.3(1)は、この段階の案と最終形との差自体を論拠とはしない（課徴金に関する論拠は、最終形の発動要件が今回拡大された利用を捕捉するか否かである）。これに対し、団体による差止請求・被害回復制度については、報告書が必要性を積極的に論じながら（抄訳箇所③）制度改正方針が導入を見送っており、本項は本文 2.3(2)の前後比較の「前」の側を裏付ける。

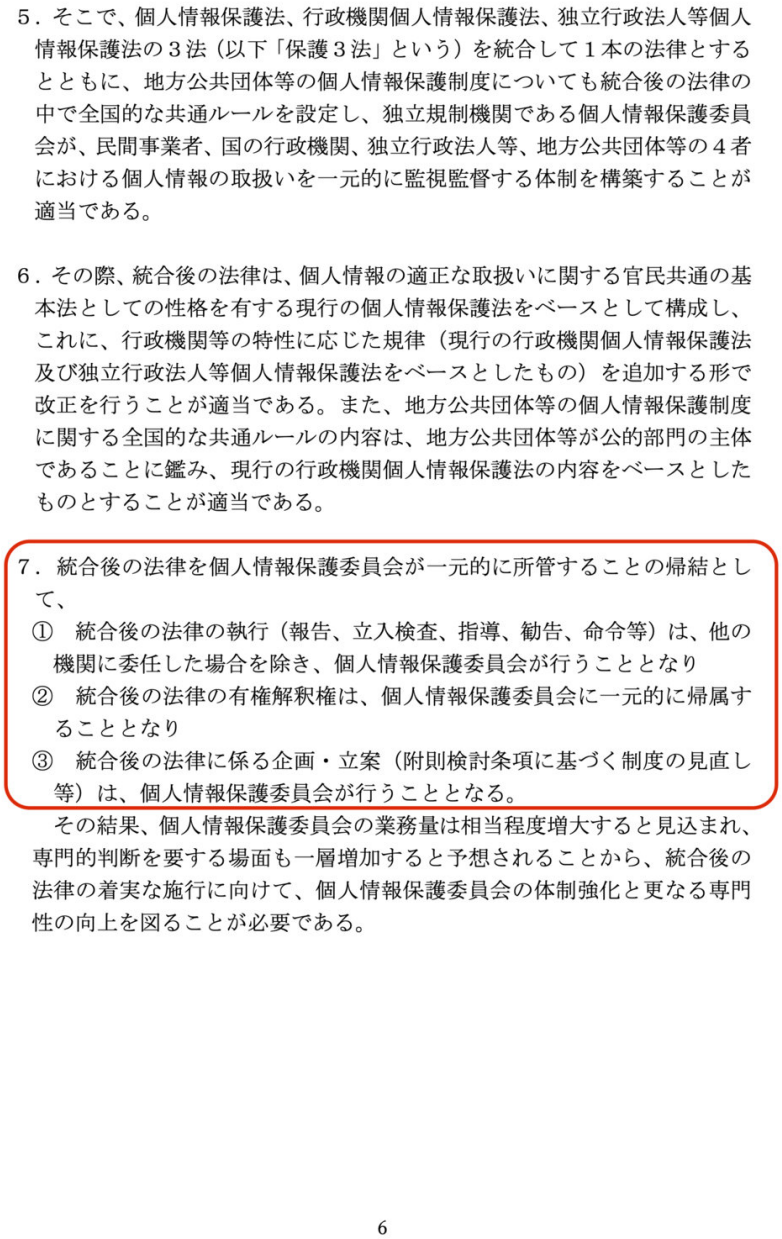
C-6　タスクフォース最終報告の「企画・立案」帰結記載（→ 1.3(1)(c)・1.4）

- **提出メタデータ**：個人情報保護制度の見直しに関する最終報告／個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース（内閣官房）／令和 2 年（2020 年）12 月／掲載ページ URL：https://warp.ndl.go.jp/web/20210812220059/http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/ ／PDF 直 URL：https://warp.ndl.go.jp/20210823/20210812130059/http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf （いずれも国立国会図書館 WARP 恒久アーカイブ、last accessed: 2026-07-02）
- **抄訳箇所**：１－１「法の形式及び法の所管」項番 7（本文 p.6）
  - 原文抜粋（逐語）：「７．統合後の法律を個人情報保護委員会が一元的に所管することの帰結として、①　統合後の法律の執行（報告、立入検査、指導、勧告、命令等）は、他の機関に委任した場合を除き、個人情報保護委員会が行うこととなり　②　統合後の法律の有権解釈権は、個人情報保護委員会に一元的に帰属することとなり　③　統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行うこととなる。」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："7. As a consequence of the Personal Information Protection Commission having sole jurisdiction over the integrated Act, (i) enforcement of the integrated Act (reporting, on-site inspections, guidance, recommendations, orders, etc.) will be carried out by the Personal Information Protection Commission, except where delegated to another body; (ii) the authoritative power to interpret the integrated Act will belong solely to the Personal Information Protection Commission; and (iii) planning and drafting concerning the integrated Act (such as institutional review pursuant to the review clause in the Supplementary Provisions) will be carried out by the Personal Information Protection Commission."

- 出所キャプチャ：
  - Fig. C-6a：掲載ページ（WARP 保存、決定事項等の節）の当該報告リンク行に印。



○ Fig. C-6b：報告書 p.6 該当箇所（項番 7 の全文）に印。



5．そこで、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の３法（以下「保護３法」という）を統合して１本の法律とするとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても統合後の法律の中で全国的な共通ルールを設定し、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の４者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築することが適当である。

6．その際、統合後の法律は、個人情報の適正な取扱いに関する官民共通の基本法としての性格を有する現行の個人情報保護法をベースとして構成し、これに、行政機関等の特性に応じた規律（現行の行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法をベースとしたもの）を追加する形で改正を行うことが適当である。また、地方公共団体等の個人情報保護制度に関する全国的な共通ルールの内容は、地方公共団体等が公的部門の主体であることに鑑み、現行の行政機関個人情報保護法の内容をベースとしたものとすることが適当である。

7．統合後の法律を個人情報保護委員会が一元的に所管することの帰結として、
① 統合後の法律の執行（報告、立入検査、指導、勧告、命令等）は、他の機関に委任した場合を除き、個人情報保護委員会が行うこととなり
② 統合後の法律の有権解釈権は、個人情報保護委員会に一元的に帰属することとなり
③ 統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行うこととなる。

その結果、個人情報保護委員会の業務量は相当程度増大すると見込まれ、専門的判断を要する場面も一層増加すると予想されることから、統合後の法律の着実な施行に向けて、個人情報保護委員会の体制強化と更なる専門性の向上を図ることが必要である。

6

- **主張との関係**：令和 3 年（2021 年）改正の起案文書が企画・立案の PPC 帰属を「帰結」として明記しながら、約 1 か月半後（令和 3 年（2021 年）2 月 9 日）に閣議決定された同改正法が第 132 条にこれを規定しなかったこと（欠落が認識されないままのものではないことの文書上の裏付け。欠落の**理由**は断定しない）。①執行・②有権解釈と③企画・立案が「所管の帰結」として並列されていることは、企画立案主体として PPC を位置づけた経緯を示す点で、1.3(1)(c)の論旨を支える。

C-7　国会審議における政府答弁（→ 4.1・5.5）

典拠：5 月 12 日及び 5 月 21 日分は衆議院会議録により、6 月 12 日・6 月 17 日及び 6 月 24 日分は参議院会議録により、いずれも引用の逐語及び発言者を確認した。

- **提出メタデータ**：第 221 回国会 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 会議録（令和 8 年（2026 年）5 月 12 日・5 月 21 日）／参議院 本会議 会議録（令和 8 年（2026 年）6 月 12 日）／参議院 デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会 会議録（令和 8 年（2026 年）6 月 17 日・6 月 24 日）／国会会議録検索システム URL：R8.5.12 https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=122105367X00620260512&current=3 ／R8.5.21 https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=122105367X00820260521&current=1 ／R8.6.12 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115254X02120260612/30 （issueID 122115254X02120260612・speechOrder 30）／R8.6.17 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00520260617/123 （issueID 122115385X00520260617・speechOrder 123＝下記 7 のプロファイリング答弁）及び https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00520260617/134 （同 issueID・speechOrder 134＝下記 3 の 6/17 分答弁）／R8.6.24 https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624/31 （issueID 122115385X00720260624・speechOrder 31＝下記 3 の岸真紀子委員への答弁）及び https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624/155 （同 issueID・speechOrder 155＝下記 3 の伊波洋一委員への答弁）。
- **追加典拠（下記 9）**：令和 8 年（2026 年）6 月 24 日・参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会、礒崎哲史委員の質問に対する松本尚国務大臣答弁。https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624/62 （issueID 122115385X00720260624・speechOrder 62）。
- **追加典拠（下記 11）**：令和 8 年（2026 年）6 月 24 日・参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会、岩本麻奈委員の質問に対する佐脇紀代志政府参考人（PPC 事務局長）答弁。https://kokkai.ndl.go.jp/txt/122115385X00720260624/116 （issueID 122115385X00720260624・speechOrder 116）。
- **抄訳箇所**：
  1. **AI モデル開発の想定**（5 月 12 日・佐脇政府参考人〔PPC 事務局長〕答弁）：「具体的な対象といたしましては、特定の個人との対応関係が排斥されました統計情報で、先ほどの定義に該当するＡＩモデルが想定してございます」（同答弁は、開発したモデルから「再識別等を行われるリスクというのは極めて低い」との説明を含む——4.1 に政府の立場として併記済）
  2. **非公開の要配慮個人情報の提供想定**（6 月 24 日・佐脇紀代志政府参考人〔PPC 事務局長〕答弁）：「公開されていない要配慮個人情報が必要でございましたり」「あらかじめ完全に削除することが技術的に困難な場合があり得る」＋救急医療現場の音声データ・健康相談コールセンターの通話録音・患者名が記載された X 線/CT 画像の例示。同日、松本尚国務大臣「個々の病歴などの要配慮個人情報を解析するニーズ」（創薬目的）

3. **名寄せの想定・匿名化/仮名化義務の不採用（6 月 24 日・松本尚国務大臣答弁）**：「膨大なデータを使ってＡＩを開発しようといった場合において、名寄せをする必要があったり、あるいは網羅的に氏名等を削除するということが一〇〇%本当に可能かといった技術的な困難性をある程度勘案した」（岸真紀子委員への答弁）、「名寄せの必要であるとか氏名等を削除するということが技術的に困難である場合があるので、一律に匿名化や仮名化を義務付けるということは求めていない」（伊波洋一委員への答弁）。不必要な氏名提供の禁止・削除の要請は「再三ガイドライン等々でもきちんと明記する」との説明を含む。なお 6 月 17 日の同委員会にも、不必要な氏名等の提供は認められないことを前提に「それによって一律に匿名化や仮名化をする必要はない」とする同大臣の別答弁がある
4. **課徴金「スモールスタート」**（5 月 12 日・松本国務大臣答弁、公式議事録）：「個人情報保護法では初めてこの課徴金制度というのを導入するということなので、まずスモールスタートにせざるを得なかった」→第 2 章 2.3(1)
5. **国外事業者への執行の限界**（5 月 21 日・佐脇政府参考人答弁、公式議事録）：国内に財産を「一切有していない場合には、確かに執行上の事実上のハードルが高いというのは事実」（「本法案に限らず、国外事業者に対する金銭的執行が必要となる場面全般に共通」との留保を含む――本文に併記済）→第 2 章 2.3(1)
6. **無条件の利用停止等請求権の否定**（5 月 21 日・佐脇政府参考人答弁、公式議事録）：「本人に対して無条件の利用停止等請求を付与するということは、この制度の趣旨との関係ではある種矛盾することになりますので、そういったことを制度化することは困難」（既存の利用停止等請求権の発動は可能との説明を含む――本文に併記済）→4.1(6)
7. **プロファイリングへの不適正利用禁止の適用**（6 月 17 日・佐脇紀代志政府参考人〔PPC 事務局長〕答弁）：根拠は第 19 条の不適正利用禁止、対象は「明らかに違法、不当ということで整理できるもの」、プロファイリング自体の規律は「必要があれば随時の見直しの中で検討する対象」→4.1(5)・4.1(2)（利用段階の一般規律を説明する答弁として援用。この答弁だけから、統計作成等特例に含まれる AI 開発の範囲が確定するものではない）
8. **基本方針→制度改正方針の前後関係の自認**（6 月 12 日・松本尚国務大臣答弁〔参議院本会議、安達悠司議員への答弁〕）：PPC は「令和七年六月のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針等の各閣議決定を踏まえ、本年一月、同委員会において制度改正方針を決定した」→1.3(2)（計画文書タイムラインが政府自身の説明であることの裏付け。C-8 と対応）
9. **診断・判断に用いる AI 開発を同意例外の必要性として説明**（6 月 24 日・松本尚国務大臣、礒崎哲史委員への答弁）：質問は第 30 条の 2 で要配慮個人情報の取扱いについて本人同意を不要とする立法事実を尋ねたもの。大臣は「例えばＡＩを使って診断、判断をするようなものを作ろうと思ったときに、外国人で作られたＡＩで日本人の判断ができるかというと、これはなかなか合わない部分も多かろうと思います。ですから、それ

はやはり日本人のデータが必要だということにもなろうかと思いますが、そういったようなニーズもあるということ。これをもって、今回は本人同意規制の例外を認める必要があるというふうに考えたところでございます」と説明した。→4.1(2)（個人への診断・判断を予定した開発を同意例外の利用場面として想定することの根拠。全ての評価・選別モデルが対象となるとの答弁ではない）

10. **行政機関等からの提供拡張と既存の保護策**（5 月 21 日・佐脇政府参考人〔PPC 事務局長〕答弁、公式会議録）：行政機関等の保有個人情報について「目的外提供することができる場合を拡大」し、統計情報等の作成のための提供を含めると説明。匿名化を一律の要件とはせず、「本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認めるときには目的外提供が禁止」され、提供先には「利用目的又は方法を統計作成等にのみ制限するなどの措置要求」をする規定が適用されるため、保護が図られると述べた。→1.3(2)(b)(ii)・2.3(1)。公式会議録
11. **医療分野の固有の政策には答えないとする答弁**（6 月 24 日・佐脇紀代志政府参考人〔PPC 事務局長〕答弁、岩本麻奈委員への答弁）：質問は、本人が自らの医療情報にアクセスし、どのように利用されたかを確認できる仕組みを整備する考えがあるかを尋ねたもの。答弁は「一般法であります個人情報保護法の執行機関、さらにはそれに関連する改正法案を提案している立場としてのお答えになりますので、医療情報に関連する固有の政策についてお答えすることはかなわないことは御了解いただきたいと思います」と述べ、続けて開示請求の制度と特例の公表義務を説明した。→5.5

- 英訳（unofficial translation by the submitters）：

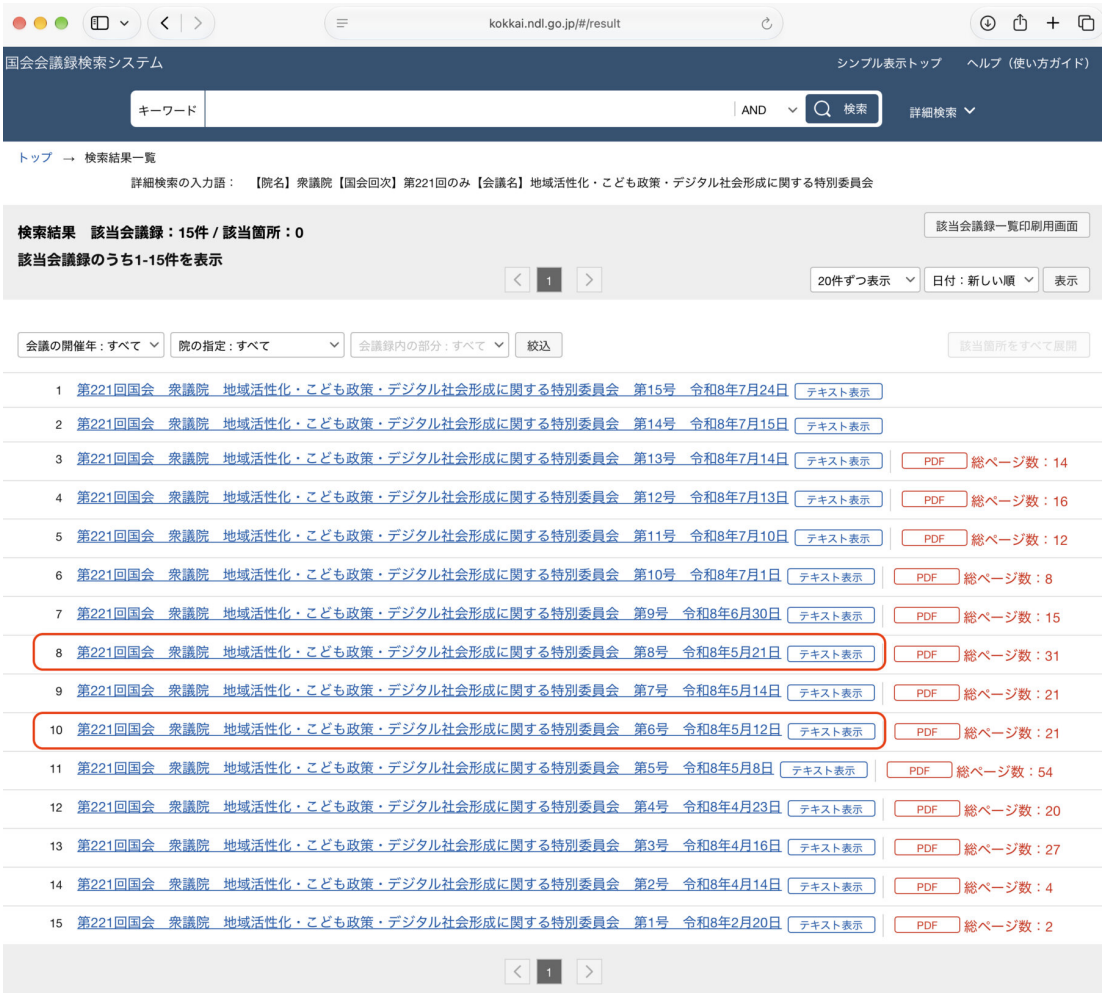
1. "As the specific object, we envisage AI models that are statistical information from which correspondence with specific individuals has been excluded and that fall under the definition mentioned earlier." / "...the risk of re-identification, etc. being carried out is extremely low." (The latter explanation, that the risk of re-identification from the models developed is "extremely low", is set out in 4.1 as the Government's position.)
2. "There may be cases where non-public special care-required personal information is necessary..." / "...there may be cases where it is technically difficult to completely delete such information in advance", with examples of audio data from emergency medical settings, call recordings from health-consultation call centres, and X-ray/CT images bearing patients' names. On the same day, Minister of State MATSUMOTO Hisashi: "the need to analyse special care-required personal information such as individual medical histories" (for drug-discovery purposes).
3. "We took into account, to a certain extent, the technical difficulty of matters such as the need for record linkage when developing AI using vast amounts of data, or whether it is truly 100% possible to comprehensively delete names and other information" (answer to committee member KISHI Makiko); "because there are cases where record linkage is necessary or where it is technically difficult to delete names and other information, we are not requiring anonymisation or pseudonymisation to be made mandatory across the board" (answer to committee member IHA Yoichi). The minister added that the prohibition on providing unnecessary names and the request to delete them "will be clearly stated repeatedly in the guidelines, etc.". At the same committee on 17 June, the same minister gave a separate answer, on the premise that the provision of unnecessary names and the like

is not permitted: "it is not necessary, on that account, to uniformly anonymise or pseudonymise [the data]."

4. "Since this is the first time an administrative monetary penalty system has been introduced under the Act on the Protection of Personal Information, we had no choice but to start small at first."
5. "Where [a foreign business operator] holds no property whatsoever [in Japan], it is indeed true that the practical hurdle to enforcement is high" (with the qualification that this is "common to all situations requiring monetary enforcement against foreign business operators, not limited to this Bill"; set out in the text).
6. "Granting the data subject an unconditional right to request cessation of use, etc. would, in relation to the purpose of this system, amount to a kind of contradiction, and so it is difficult to institutionalise such a thing" (with the explanation that the existing right to request cessation of use, etc. can still be exercised; set out in the text).
7. The basis is the prohibition of inappropriate use in Article 19, which covers "that which can be categorised as clearly illegal or improper", and the regulation of profiling itself is "a matter to be considered, as necessary, in the course of an ad hoc review".
8. "In light of the various Cabinet decisions, including the Basic Policy on the Data Utilisation Framework of June 2025 (Reiwa 7), [the PPC] decided on the Institutional Reform Policy this January."
9. "For example, if we want to develop something that uses AI to make diagnoses and assessments, an AI developed using [data on] non-Japanese people may not work well in many respects when assessing Japanese people. I think it would therefore follow that Japanese data is needed; there are needs of that kind as well. On that basis, we considered it necessary to provide an exception to the consent requirement on this occasion."
10. The witness explained that the bill "expands the circumstances in which [administrative organs, etc.] may provide [retained personal information] for purposes other than the original purpose", including provision for the creation of statistical information, etc.; that anonymisation is not made a uniform requirement; and that protection is provided for because "provision for other purposes is prohibited where it is found that there is a risk of unduly harming the rights and interests of the data subject or a third party", and the provision on "requests for measures such as restricting the purpose or method of use to the compilation of statistics, etc. only" applies to recipients.
11. "Since my answer is given from the standpoint of the enforcement authority for the Act on the Protection of Personal Information, which is a general law, and of the body proposing the related amendment bill, I would ask for your understanding that I am unable to answer regarding policies specific to medical information." The witness then explained the system of requests for disclosure and the publication obligations under the special provision.

- **出所キャプチャ**：国会会議録検索システムの検索結果一覧で該当会議録に印（詳細検索の入力語＝院名・国会回次・会議名が URL 直上に表示される画面。個別発言の直 URL は上記提出メタデータ参照）

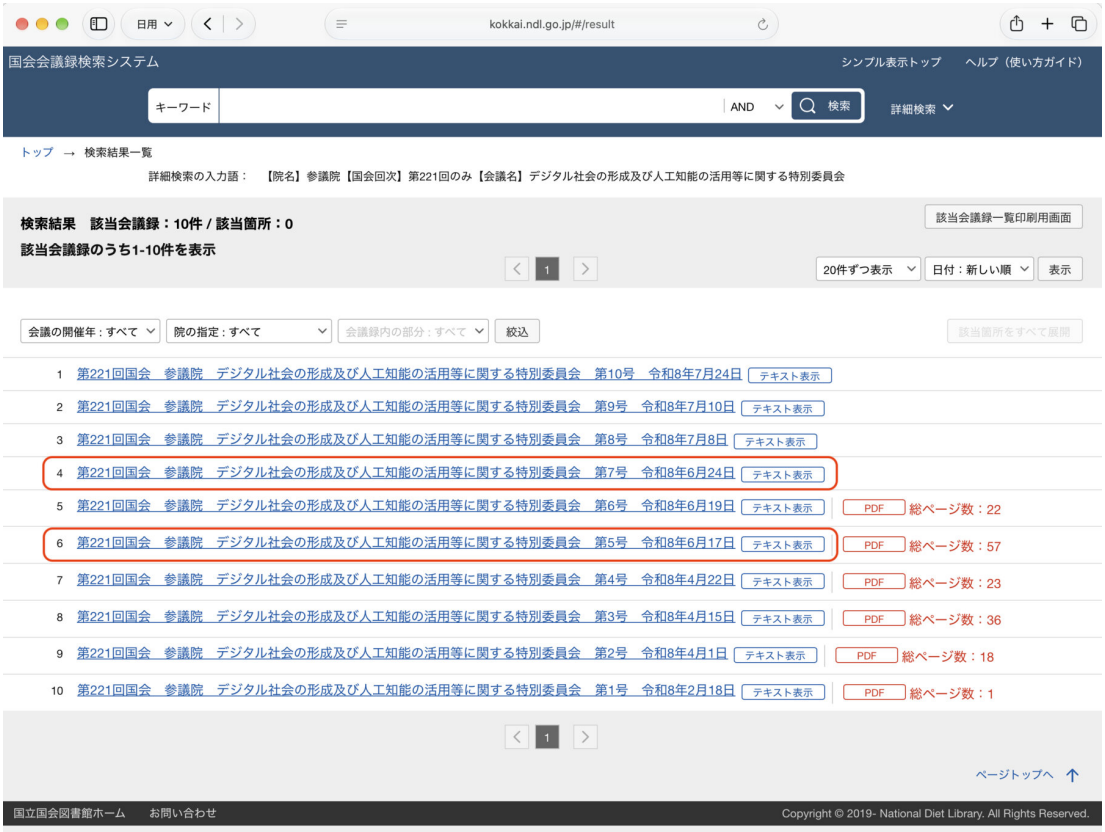
○ Fig. C-7a：衆議院・地域活性化特別委員会の検索結果一覧。5/12（第 6 号）・5/21（第 8 号）に印。



○ Fig. C-7b：参議院・本会議の検索結果一覧。6/12（第 21 号）に印。



○ Fig. C-7c：参議院・デジタル社会特別委員会の検索結果一覧。6/17（第 5 号）・6/24（第 7 号）に印。



- **主張との関係**：第 1 章 1.3(2)(b)(i)（基本方針を「踏まえ」た制度改正方針決定という前後関係の政府自認）・1.3(2)(b)(ii)（行政機関等提供ルートの拡張と既存の保護策についての政府説明）、第 2 章（制裁の未完成性・海外執行の限界）、4.1（「統計作成等」に AI モデル開発が含まれることの政府による公式確認／非公開の要配慮個人情報の同意なき提供の想定／個人への診断・判断に用いるモデル開発の想定）、4.1(3)（識別子付きデータの提供と名寄せの制度上の想定、緩和措置のガイドライン依存）、4.1(5)（不適正利用禁止による対応）、4.1(6)（無条件の利用停止等請求を制度化しないとの答弁）、5.5（医療情報に関連する固有の政策には答えられないとする PPC 事務局長の答弁）に関する政府の公式説明を収録する。4.1(2)の特例の範囲に関する評価は、これらの答弁と条文を踏まえた本意見書の解釈である。

C-8　データ利活用計画文書の「本人関与」「事後的規律」記載（→ 1.3(2)(b)・2.3(1)・4.1(6)）

- **提出メタデータ**：①データ利活用制度の在り方に関する基本方針／デジタル行財政改革会議決定（同日、デジタル重点計画の一部として閣議決定）／2025-06-13／PDF 直 URL：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data_houshin_honbun.pdf／掲載ページ：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/index.html　②デジタル行財政改革の今後の取組方針について／第 12 回デジタル行財政改革会議・資料 2（デジタル行財政改革担当大臣提出）／2025-12-24／PDF 直 URL：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kaigi12/kaigi12_siryou2.pdf／掲載ページ：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kaigi12/gijishidai12.html

- **抄訳箇所：**

1. **基本方針 3(4)④（p.10）・本人関与**（逐語）：「ＡＩの活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、ＡＩ開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面などのように、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進める。」
2. **基本方針 3(4)④（p.10）・事後的規律**（逐語）：「あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。」
3. **基本方針 8（p.21）・礎**（逐語）：「個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があることに留意する。」
4. **取組方針 p.9（国データ提供スキームの説明頁）**（逐語）：「個人情報保護法を見直し、AI 開発等を含む「統計作成等」のための第三者提供等に関する制度整備を行うことにより、適正なデータ利活用の円滑化に寄与。（あわせてガバナンスの確保や規律遵守の実効性確保に向けた事後的な措置を整備）」

- 英訳（unofficial translation by the submitters）：

1. "In light of the rapid spread of AI utilisation across society as a whole, for cases assessed as handling for which no direct impact on the rights and interests of individuals is envisaged — such as handling carried out solely for the purpose of obtaining and using general-purpose analytical results from which correspondence with specific individuals has been excluded, as in the compilation of statistics, etc., including AI development — concrete consideration will be advanced, in accordance with the risk involved, of approaches to the involvement of the data subject not confined to consent, and of the governance arrangements required."
2. "At the same time, in light of such matters as the fact that, as data processing becomes more sophisticated and complex, its actual state becomes harder to see even for the individual concerned, and so that 'trust' is fostered in the system enabling individuals to provide data with peace of mind and in its operation, it is necessary — in order to secure reliable compliance with the Act on the Protection of Personal Information — to develop appropriate ex post rules in an integrated manner with the above review. Accordingly, with respect to the various methods available, including administrative monetary penalties, orders and criminal penalties, the aim is to reach conclusions at an early date and submit a bill to amend the Act on the Protection of Personal Information that is balanced as a whole, including from the standpoints of securing individuals' trust, ensuring effectiveness and avoiding an undue chilling effect on economic activity."

3. "The Act on the Protection of Personal Information is a set of rules serving as the foundation underpinning the promotion of data utilisation, and it must be borne in mind that it needs to be updated in parallel with the development of systems for data utilisation as a whole and in individual fields."
4. "By reviewing the Act on the Protection of Personal Information and developing systems concerning third-party provision, etc. for the 'compilation of statistics, etc.', including AI development and the like, this will contribute to facilitating appropriate data utilisation. (At the same time, ex post measures will be put in place to secure governance and ensure the effectiveness of compliance with the rules.)"

- 出所キャプチャ：
  - Fig. C-8a：基本方針 p.10、3(4)④「本人関与」「事後的規律」の 2 段落に赤枠。

○例えば、現行法では、個人情報取扱事業者のガバナンスと本人関与による自主的な規律が重視されているが、技術進展等により生まれる従来の想定にない新たな取扱いは、個人の権利利益に対する侵害となる場合だけでなく、それに必ずしも影響しない場合等があり得る。AI の活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、AI 開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面などのように、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進める。

○あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形[19]での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。

○時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

○各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際には、「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則」（2022 年 5 月 25 日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を引き続き踏まえるとともに、個人情報保護委員会においては、新たに作成した基本原則を解説したガイダンスも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化する。

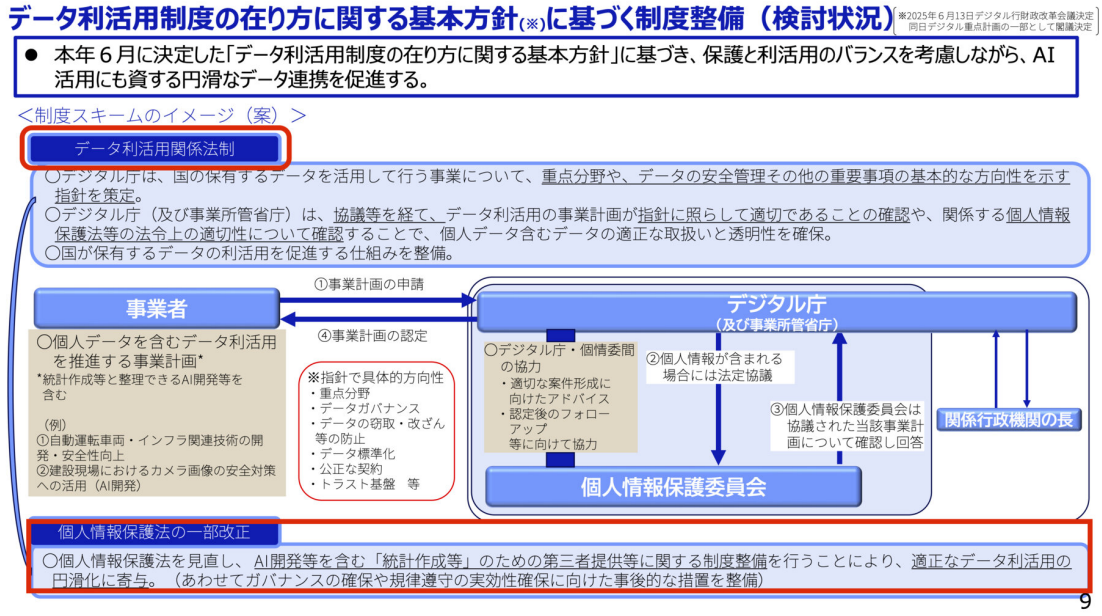
⑤AI 活用によるリスクへの事前対応

○AI 活用に伴って新たに顕在化するリスクにも、適切に向き合い、必要な対処を行うことを検討する。高度なデータ解析や意思決定に AI を活用する中で、誤情報の拡散、アルゴリズムによる偏った判断や差別的取り扱い、プライバシー侵害、知的財産の侵害といった課題が生じるリスクがあることを踏まえ、多層的で実効性あるガバナンス体制の整備や多様なリスク管理手法等の検討を進める。その際は、AI 法の理念等を踏まえ、また、データガバナンスとの整合性を確保しつつ、データの取得・加工段階（データレイヤー）、

[19] 2025 年 1 月 22 日に個人情報保護委員会が決定した『「個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について』において、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点として、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の各項目が整理されている。

10

○ Fig. C-8b：取組方針（第 12 回デジタル行財政改革会議・資料 2）p.9。上段「データ利活用関係法制」見出し及び下段「個人情報保護法の一部改正」ボックス（引用箇所 4 の全文を含む）に赤枠。



○ Fig. C-8c：取組方針の掲載ページ（デジタル行財政改革会議（第１２回）議事次第、令和７年（2025 年）12 月 24 日）。資料２のリンク行に赤枠。



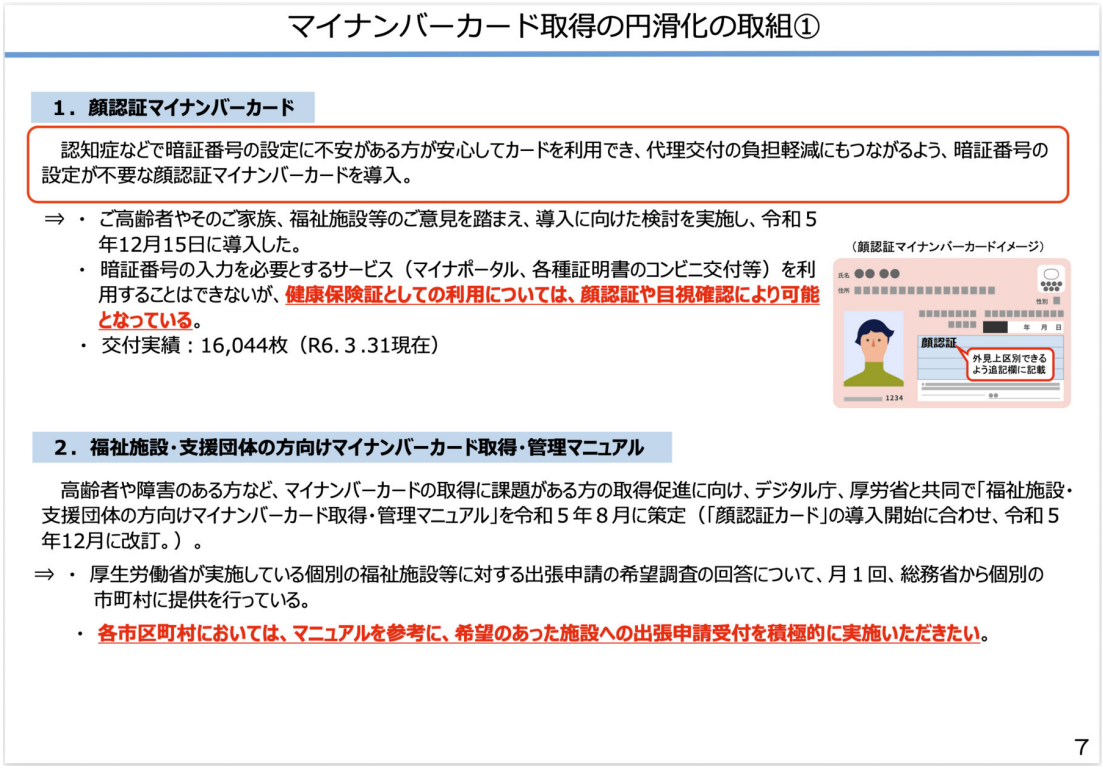
- **主張との関係**：(i) 1.3(2)(b)(i)——個情法改正の方向・内容・時期が PPC の制度改正方針に先立って政府の政策文書に示されたこと。(ii) 1.3(2)(b)(ii)——基本方針はルートを区別しない総論として事後的規律の一体的整備を掲げ、同方針と 12 月の会議資料は行政保有データの活用も進めたこと。ただし、基本方針は行政機関等提供ルートへの同一規律を約束したものではない。(iii) 2.3(1)——民間間ルート固有の受領者義務に接続する課徴金と行政機関等提供ルートの差。(iv) 4.1(6)——「同意にとらわれない本人関与」と利用停止等請求・異議申立てとの関係。政府の「全体としてバランスの取れた形」との目標は、萎縮効果回避の留保を含む原文に即して扱う。

C-9　顔認証マイナンバーカードの導入経緯—認知症高齢者等への事後的配慮（→ 5.4）

- **提出メタデータ**：①マイナンバーカードの円滑な取得及び福祉施設等における管理について／総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室／2024-05-31／PDF 直 URL https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/001279524.pdf ／②福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル（Ver.2）／デジタル庁・総務省・厚生労働省（3 府省

共同）／2023-12（本編末尾「2023 年 12 月 12 日」）／本編 PDF
https://www.soumu.go.jp/main_content/000920144.pdf ／掲載ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

- 抄訳箇所：
  1. **問題認識と事後的対応の併記（総務省資料・逐語）**：「認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを導入」
     - 英訳（unofficial translation by the submitters）："A facial-recognition My Number Card that does not require a PIN to be set has been introduced, so that persons who, owing to dementia or similar conditions, feel anxious about setting a PIN can use the card with peace of mind, and so as to also reduce the burden of proxy issuance."
- 出所キャプチャ：
  - Fig. C-9a：総務省資料 p.7「1. 顔認証マイナンバーカード」の当該記載箇所に印。



マイナンバーカード取得の円滑化の取組①

1．顔認証マイナンバーカード

認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを導入。

⇒ ・ ご高齢者やそのご家族、福祉施設等のご意見を踏まえ、導入に向けた検討を実施し、令和５年12月15日に導入した。
・ 暗証番号の入力を必要とするサービス（マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付等）を利用することはできないが、**健康保険証としての利用については、顔認証や目視確認により可能となっている**。
・ 交付実績：16,044枚（R6.３.31現在）

（顔認証マイナンバーカードイメージ）

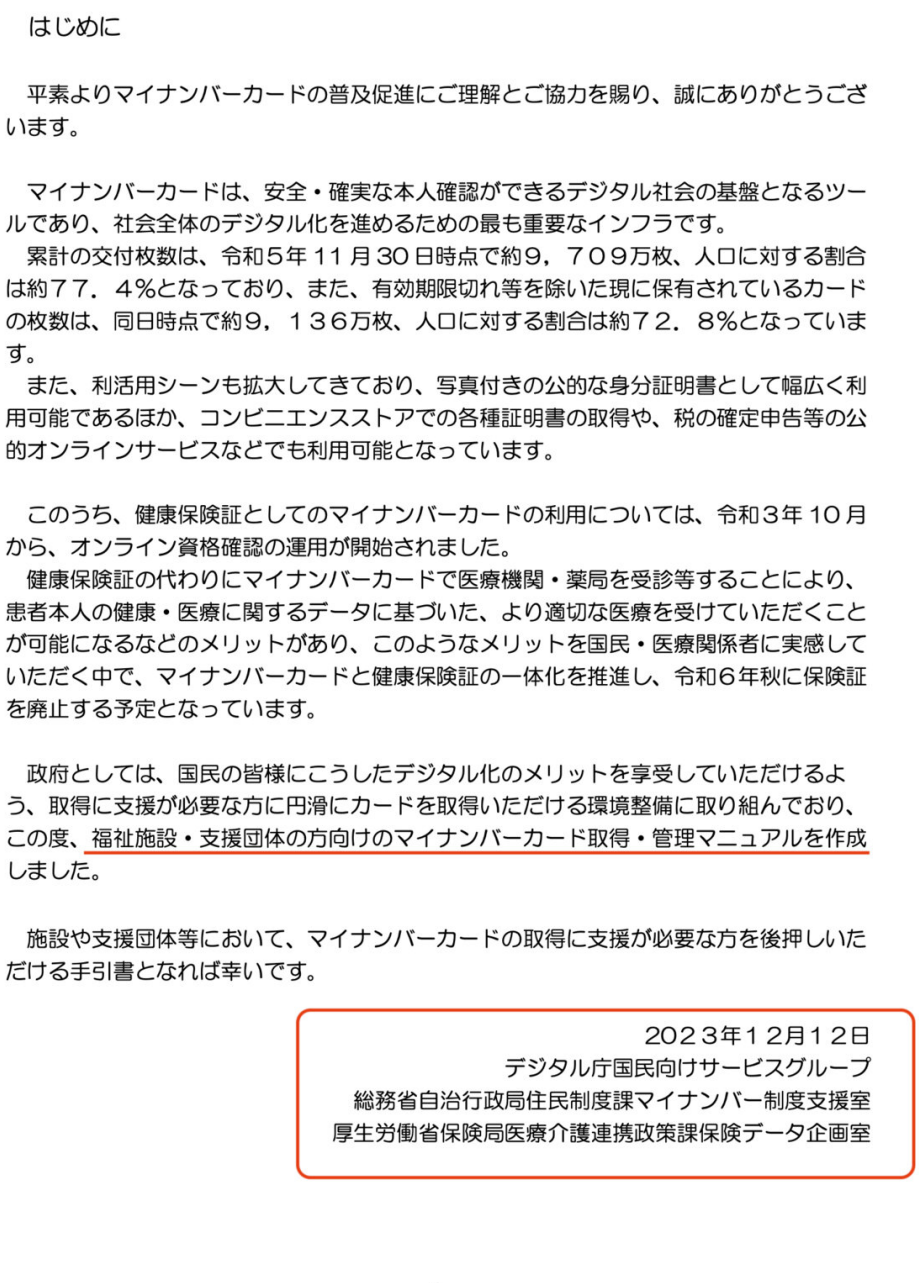
2．福祉施設･支援団体の方向けマイナンバーカード取得･管理マニュアル

高齢者や障害のある方など、マイナンバーカードの取得に課題がある方の取得促進に向け、デジタル庁、厚労省と共同で「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を令和５年８月に策定（「顔認証カード」の導入開始に合わせ、令和５年12月に改訂。）。

⇒ ・ 厚生労働省が実施している個別の福祉施設等に対する出張申請の希望調査の回答について、月１回、総務省から個別の市町村に提供を行っている。
・ **各市区町村においては、マニュアルを参考に、希望のあった施設への出張申請受付を積極的に実施いただきたい**。

7

- Fig. C-9b：3 府省マニュアル p.3「はじめに」末尾の作成主体・2023 年 12 月 12 日の記載箇所に印。



はじめに

平素よりマイナンバーカードの普及促進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラです。
累計の交付枚数は、令和５年 11 月 30 日時点で約９，７０９万枚、人口に対する割合は約７７．４％となっており、また、有効期限切れ等を除いた現に保有されているカードの枚数は、同日時点で約９，１３６万枚、人口に対する割合は約７２．８％となっています。
また、利活用シーンも拡大してきており、写真付きの公的な身分証明書として幅広く利用可能であるほか、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得や、税の確定申告等の公的オンラインサービスなどでも利用可能となっています。

このうち、健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和３年 10 月から、オンライン資格確認の運用が開始されました。
健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、このようなメリットを国民・医療関係者に実感していただく中で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和６年秋に保険証を廃止する予定となっています。

政府としては、国民の皆様にこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでおり、この度、福祉施設・支援団体の方向けのマイナンバーカード取得・管理マニュアルを作成しました。

施設や支援団体等において、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方を後押しいただける手引書となれば幸いです。

２０２３年１２月１２日
デジタル庁国民向けサービスグループ
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

3

- **主張との関係**：5.4——(i) 政府自身が「認知症などで暗証番号の設定に不安がある方」の存在（＝設計上の課題）を認識していたこと、(ii) その対応策である暗証番号不要の顔認証マイナンバーカードが 2023 年 12 月に交付開始された（＝当初設計には組み込まれず事後的に付加された）こと、を政府の公文書自体が示す。すなわち「保護は設計段階に組み込まれていたのではなく、問題の顕在化後に運用上の手当てとして付加された」という本文 5.4 の論

旨を、政府側資料の時系列によって裏付ける。なお、施設におけるカード管理・資格確認書による代替の運用は 3 府省マニュアル（②）が収載する。※保団連調査（94%が「管理できない」）等の現場側の懸念は団体資料・報道であり、本附属書（公的資料の抄訳）には収めない。

C-10　PPC の設置と EU 十分性認定の関係（→ 1.3(1)(c)）

- **提出メタデータ**：①個人情報保護委員会 平成 27 年（2015 年）度年次報告／個人情報保護委員会／2016-05-24／PDF 直 URL https://www.ppc.go.jp/files/pdf/280524_annual_report_h27.pdf ／掲載ページ https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/　②第 2 回データ利活用制度・システム検討会 議事概要／内閣官房（デジタル行財政改革会議事務局）・デジタル庁／2025-01-21／PDF 直 URL https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data2_giji.pdf ／掲載ページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data2/data2.html
- **抄訳箇所**：
  1. **平成 27 年（2015 年）度年次報告「2 個人情報保護委員会の設置」（逐語）**：「他方で、欧州連合（ＥＵ）を始めとする諸外国では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。」／「個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管する…」／「（委員会は）国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法…第 49 条第 3 項の規定に基づき、内閣府の外局たる合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は…独立してその職権を行う（同法第 53 条）こととされ、職権行使の際の独立性が明示的に定められている。」
  2. **第 2 回データ利活用制度・システム検討会 議事概要（佐脇紀代志・個人情報保護委員会事務局長発言、逐語）**：「この十分性認定を得るためには２つ条件がございまして、１つは、政治や行政から独立した監督機関が法を執行するということ。２つ目は、データの保護のための実態的規律が同等であるということでございます。前者の条件を満たすことが必要な背景がございまして、産業界からの要請を受ける形で個人情報保護委員会が創設されたという経緯がございます。」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）：
    1. "On the other hand, in many foreign countries, including the European Union (EU), an independent supervisory authority responsible for the protection of privacy and personal information has been established in numerous instances, and it was necessary to achieve international consistency in organisational terms." / "The Personal Information Protection Commission, as an independent body concerned with the protection of personal information, administers the Act on the Protection of Personal Information..." / "(The Commission) was established, pursuant to Article 49, paragraph (3) of the Act for Establishment of the Cabinet Office, as a collegiate body attached externally to the Cabinet Office, because independence from all subjects of monitoring and supervision, including national administrative organs, is necessary. In addition, the chairperson and the commissioners... exercise their authority independently (Article 53 of the same Act), and independence in the exercise of authority is expressly provided for."

2. "In order to obtain this adequacy decision, there are two conditions. The first is that a supervisory authority that is independent of politics and the administration enforces the law. The second is that the substantive rules for data protection are equivalent. There is a background to the necessity of satisfying the former condition, and there is a history in which the Personal Information Protection Commission was established in response to a request from industry."

- **出所キャプチャ：**
  - Fig. C-10a：平成 27 年（2015 年）度年次報告 p.2「２　個人情報保護委員会の設置」該当箇所に印。

則禁止、特定個人情報の提供・収集・保管の制限、特定個人情報保護評価制度の導入、罰則の強化等、様々な保護措置が設けられた。

これらの制度上の保護措置の一つとして、特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする行政機関である特定個人情報保護委員会が、平成 26 年１月１日に設置された。

２　個人情報保護委員会の設置

マイナンバー法制定時の附則第６条第２項において、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視・監督に関する事務を特定個人情報保護委員会の所掌事務とすることが政府の検討課題とされた。

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監督を行ってきた。他方で、欧州連合（EU）を始めとする諸外国では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

これらのことも踏まえ、個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータ及びマイナンバーの適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号。以下「平成 27 年改正法」という。）が平成 27 年９月９日に公布された。

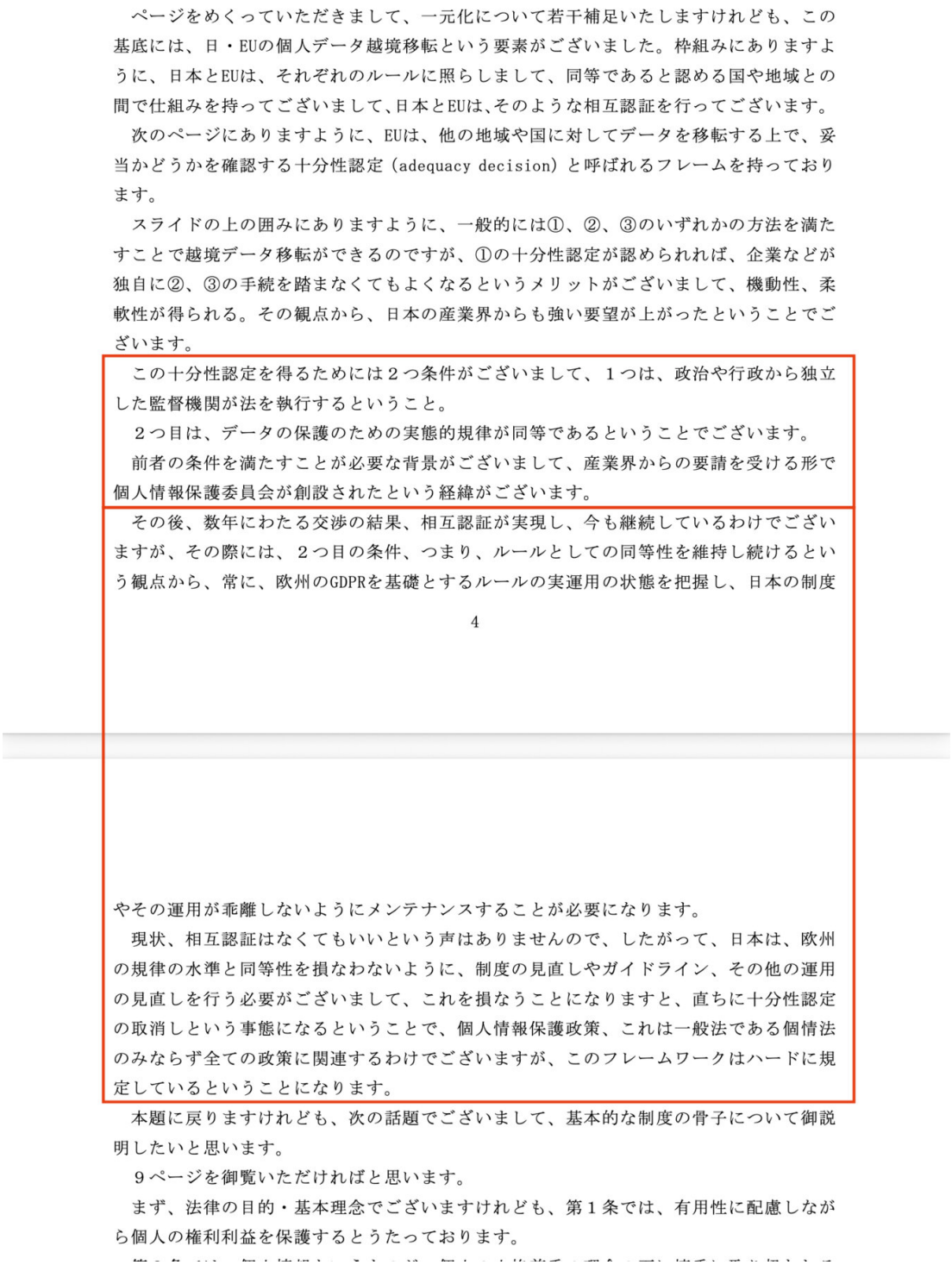
平成 27 年改正法による個人情報保護法及びマイナンバー法の改正により、平成 28 年１月１日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会が設置された。

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成 27 年改正法の全面施行日（公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日）以降は、現在個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使している監督権限を一元的に所掌することとされている。

第２節　委員会の組織等

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成 27 年改正法の全面施行日以降）とともに、特定個人情報を保有することとなる国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第３項の規定に基づき、内閣府の外局たる合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第 54 条第３項）、独立してその職権を行う（同法第 53 条）こととされ、職権行使の際の独立性が明

- Fig. C-10b：議事概要 p.4、佐脇事務局長発言（十分性認定の 2 条件＋PPC 創設経緯）に印。C-11 と同一画像を共用。



ページをめくっていただきまして、一元化について若干補足いたしますけれども、この基底には、日・EUの個人データ越境移転という要素がございました。枠組みにありますように、日本とEUは、それぞれのルールに照らしまして、同等であると認める国や地域との間で仕組みを持ってございまして、日本とEUは、そのような相互認証を行ってございます。

次のページにありますように、EUは、他の地域や国に対してデータを移転する上で、妥当かどうかを確認する十分性認定（adequacy decision）と呼ばれるフレームを持っております。

スライドの上の囲みにありますように、一般的には①、②、③のいずれかの方法を満たすことで越境データ移転ができるのですが、①の十分性認定が認められれば、企業などが独自に②、③の手続を踏まなくてもよくなるというメリットがございまして、機動性、柔軟性が得られる。その観点から、日本の産業界からも強い要望が上がったということでございます。

この十分性認定を得るためには２つ条件がございまして、１つは、政治や行政から独立した監督機関が法を執行するということ。

２つ目は、データの保護のための実態的規律が同等であるということでございます。

前者の条件を満たすことが必要な背景がございまして、産業界からの要請を受ける形で個人情報保護委員会が創設されたという経緯がございます。

その後、数年にわたる交渉の結果、相互認証が実現し、今も継続しているわけでございますが、その際には、２つ目の条件、つまり、ルールとしての同等性を維持し続けるという観点から、常に、欧州のGDPRを基礎とするルールの実運用の状態を把握し、日本の制度

4

やその運用が乖離しないようにメンテナンスすることが必要になります。

現状、相互認証はなくてもいいという声はありませんので、したがって、日本は、欧州の規律の水準と同等性を損なわないように、制度の見直しやガイドライン、その他の運用の見直しを行う必要がございまして、これを損なうことになりますと、直ちに十分性認定の取消しという事態になるということで、個人情報保護政策、これは一般法である個情法のみならず全ての政策に関連するわけでございますが、このフレームワークはハードに規定しているということになります。

本題に戻りますけれども、次の話題でございまして、基本的な制度の骨子について御説明したいと思います。

９ページを御覧いただければと思います。

まず、法律の目的・基本理念でございますけれども、第１条では、有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護するとうたっております。

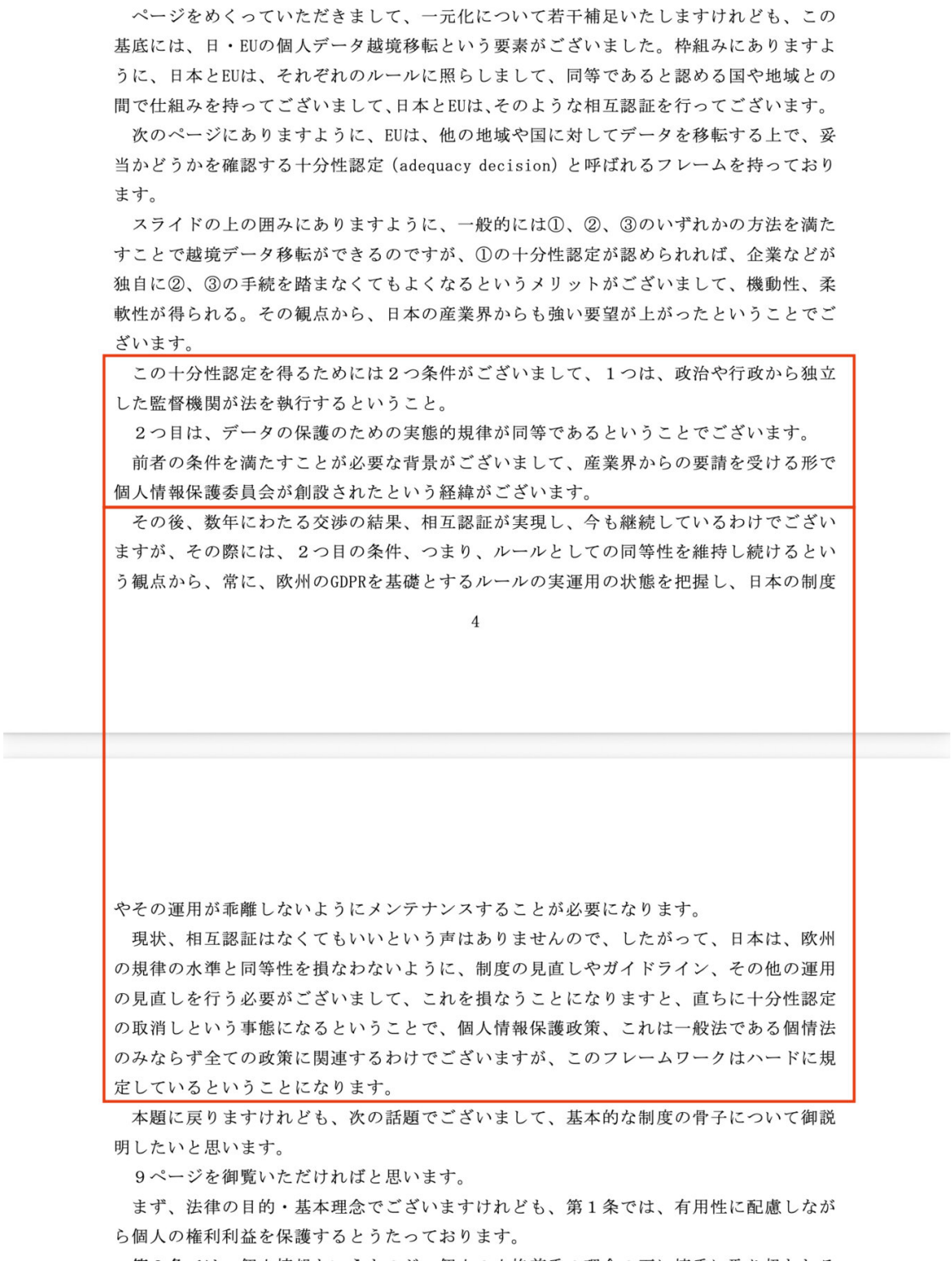
- **主張との関係**：1.3(1)(c)——日本が、EU 十分性認定の前提である「政治・行政から独立した監督機関」の要件に応える形で、PPC を独立の監督機関として設置したこと（政府自身の説明）。資料種別と時点：(a)平成 27 年（2015 年）度年次報告＝設置直後（2016 年）の contemporaneous な公式説明で、EU 等との「組織面での国際的な整合性」を設置背景に明記するが「十分性認定のため」とまでは一文で言い切ってはいない。(b)議事概要＝2025 年の PPC 事務局長による回顧的かつ最も明示的な説明。両者は相互に補強する。なお、2016 年 4

月の衆議院総務委員会では政府参考人が十分性認定の基準は「まだ明確に示されていない」と答弁しており、EU 十分性への明示的言及が後年（特に 2025 年）に強まったという時系列と整合する。

C-11　十分性認定の維持義務についての政府の自認（→ 前文 1）

- **提出メタデータ**：第 2 回データ利活用制度・システム検討会 議事概要／内閣官房（デジタル行財政改革会議事務局）・デジタル庁／2025-01-21／PDF 直 URL https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data2_giji.pdf ／掲載ページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data2/data2.html （※出所は C-10 と同一資料。引用箇所のみ相違）
- **抄訳箇所**（佐脇紀代志・個人情報保護委員会事務局長発言、逐語）：「（十分性認定の）2 つ目の条件、つまり、ルールとしての同等性を維持し続けるという観点から、常に、欧州の GDPR を基礎とするルールの実運用の状態を把握し、日本の制度やその運用が乖離しないようにメンテナンスすることが必要になります。…日本は、欧州の規律の水準と同等性を損なわないように、制度の見直しやガイドライン、その他の運用の見直しを行う必要がございまして、これを損なうことになりますと、直ちに十分性認定の取消しという事態になるということで、個人情報保護政策、これは一般法である個情法のみならず全ての政策に関連するわけでございますが、このフレームワークはハードに規定しているということになります。」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："From the standpoint of continuing to maintain equivalence as a matter of rules — the second condition for the adequacy decision — it is necessary to constantly grasp the actual state of operation of the rules based on the European GDPR, and to maintain [Japan's system] and its operation so that they do not diverge from that state. ... Japan must review its system, guidelines and other aspects of operation so as not to impair equivalence with the level of European rules; should this be impaired, it will immediately result in repeal of the adequacy decision. This framework thus imposes hard constraints on personal information protection policy, which relates not only to the Act on the Protection of Personal Information as the general law, but to all policies."

- **出所キャプチャ**：Fig. C-11：議事概要 p.4、佐脇事務局長発言（維持義務・取消しの帰結）に印。C-10b と同一画像内の別枠として収載済み。



ページをめくっていただきまして、一元化について若干補足いたしますけれども、この基底には、日・EUの個人データ越境移転という要素がございました。枠組みにありますように、日本とEUは、それぞれのルールに照らしまして、同等であると認める国や地域との間で仕組みを持ってございまして、日本とEUは、そのような相互認証を行ってございます。

次のページにありますように、EUは、他の地域や国に対してデータを移転する上で、妥当かどうかを確認する十分性認定（adequacy decision）と呼ばれるフレームを持っております。

スライドの上の囲みにありますように、一般的には①、②、③のいずれかの方法を満たすことで越境データ移転ができるのですが、①の十分性認定が認められれば、企業などが独自に②、③の手続を踏まなくてもよくなるというメリットがございまして、機動性、柔軟性が得られる。その観点から、日本の産業界からも強い要望が上がったということでございます。

この十分性認定を得るためには２つ条件がございまして、１つは、政治や行政から独立した監督機関が法を執行するということ。

２つ目は、データの保護のための実態的規律が同等であるということでございます。

前者の条件を満たすことが必要な背景がございまして、産業界からの要請を受ける形で個人情報保護委員会が創設されたという経緯がございます。

その後、数年にわたる交渉の結果、相互認証が実現し、今も継続しているわけでございますが、その際には、２つ目の条件、つまり、ルールとしての同等性を維持し続けるという観点から、常に、欧州のGDPRを基礎とするルールの実運用の状態を把握し、日本の制度

4

やその運用が乖離しないようにメンテナンスすることが必要になります。

現状、相互認証はなくてもいいという声はありませんので、したがって、日本は、欧州の規律の水準と同等性を損なわないように、制度の見直しやガイドライン、その他の運用の見直しを行う必要がございまして、これを損なうことになりますと、直ちに十分性認定の取消しという事態になるということで、個人情報保護政策、これは一般法である個情法のみならず全ての政策に関連するわけでございますが、このフレームワークはハードに規定しているということになります。

本題に戻りますけれども、次の話題でございまして、基本的な制度の骨子について御説明したいと思います。

９ページを御覧いただければと思います。

まず、法律の目的・基本理念でございますけれども、第１条では、有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護するとうたっております。

- **主張との関係**：前文 1――実質的同等性の**継続的維持**が十分性認定の前提であり、これを損なえば認定取消しに至ることを、日本政府（PPC 事務局長）自身が明言していること。本意見書が主張する保護水準の低下（第 4 章）・可変性（第 3 章）・救済／執行の限定（第 2 章）・独立性の疑義（第 1 章）は、まさにこの「維持すべき同等性」を掘り崩す方向の変化

である。引用は、同等性の維持義務と取消しの帰結という基準の確認に用いるものであり、改正が同等性を損なうことを政府が認めた趣旨で用いるものではない。

C-12　2019 年の十分性認定時点の PPC ガイドライン（通則編）―個人識別符号と要配慮個人情報の書き分け（→ 4.3）

本項は、**記載の不存在**を示すための抄訳である。すなわち、2019 年の十分性認定前文 66 が PPC ガイドライン 2.3(8)を根拠として「生体データ」が要配慮個人情報に含まれると評価したのに対し、当時公表されていた日本語版の該当箇所には生体データ又は顔認証データの記載がなく、身体の特徴を変換した符号は別のカテゴリー（個人識別符号）として扱われていたことを、委員会が自ら確認できるようにする。

- **提出メタデータ**：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年（2016 年）11 月策定、平成 31 年（2019 年）1 月一部改正）／個人情報保護委員会／2019-01-23／掲載ページ（国立国会図書館 WARP による 2019 年 2 月 1 日時点の保存）：https://warp.ndl.go.jp/web/20190201091009/https://www.ppc.go.jp/personal/legal/ ／PDF 直 URL（WARP リプレイ）：https://warp.ndl.go.jp/20190201/20190201001009/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines01.pdf （保存済み掲載ページ HTML 内のリンクから取得。ファイル名 `190123_guidelines01.pdf`、SHA-256 `0f7acbc470f3030eb4db7e40c08f3bfb746e3cee6704033be8200fac31941eec`）
- **抄訳箇所①**：2-2　個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）――引用される政令第 1 条第 1 号の列挙
  - 原文抜粋（逐語。PDF からの抽出につき、行送り及び数字前後の空白は整えた）：「(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの／イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列／ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌／ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様／ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化／ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様／ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状／ト 指紋又は掌紋」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："(1) Characters, numbers, symbols or other codes into which any of the following bodily features has been converted in order to be provided for use by computers, and which conform to the standards prescribed by Order of the Personal Information Protection Commission as being sufficient to identify a specific individual: (a) the sequence of bases constituting the deoxyribonucleic acid (DNA) collected from cells; (b) the appearance determined by the skeletal structure and skin colour of the face and by the position and shape of the eyes, nose, mouth and other parts of the face; (c) the linear pattern formed by the unevenness of the surface of the iris; (d) the vibration of the vocal cords, the opening and closing of the glottis, and the shape of the vocal tract and its variation when producing sound; (e) posture

and movement of both arms when walking, stride and other manners of walking; (f) the shape of the veins determined by the branching and end points of the subcutaneous veins of the palm, the back of the hand or the fingers; (g) fingerprints or palm prints."

- **抄訳箇所②**：2-3（要配慮個人情報）(8)（政令第 2 条第 2 号関係）
  - 原文抜粋（逐語。同上）：「（8）本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号関係）（※）／疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。〔中略〕なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："(8) The results of a medical check-up or other examination (referred to in the next item as a 'medical check-up etc.') for the prevention and early detection of a disease conducted on the data subject by a medical doctor or other person engaged in duties related to medicine (referred to in that item as a 'doctor etc.') (relating to Article 2, item (ii) of the Cabinet Order) (*) / This covers the results of examinations by which the state of health of the person examined is ascertained, such as health examinations, health check-ups, specific health check-ups, health measurements, stress checks and genetic testing (excluding testing carried out in the course of medical treatment), which are conducted for the purpose of preventing or detecting disease at an early stage. [...] Information concerning an individual's health, such as height, weight, blood pressure, pulse or body temperature, does not fall within this item where it is obtained by means unrelated to the business of health check-ups, medical treatment and the like and the operations relating thereto."
- **抄訳箇所③**：2-3(9)（政令第 2 条第 3 号関係）――冒頭
  - 原文抜粋（逐語。同上）：「（9）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号関係）（※）」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："(9) The fact that guidance for the improvement of the mental and physical condition, or medical care or dispensing, has been given to the data subject by a doctor etc., on the basis of the results of a medical check-up etc. or by reason of disease, injury or other mental and physical changes (relating to Article 2, item (iii) of the Cabinet Order) (*)"

- 出所キャプチャ
  - Fig. C-12a：WARP による 2019 年 2 月 1 日時点の掲載ページ（画面上部の WARP バナーに「2019 年 02 月 01 日時点」、URL 欄に保存 URL が表示される）。「ガイドライン・Q&A 等」の節にある通則編 PDF のリンク行、及び Q&A の PDF のリンク行に赤枠。



○ Fig. C-12b：通則編 印字頁 7（PDF11 頁）――2-2 が引く政令第 1 条第 1 号イ～ト。

個人情報保護法ガイドライン（通則編）

記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令第 1 条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1)　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト　指紋又は掌紋

(2)　旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(3)　国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号

(4)　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

(5)　住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード

(6)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

(7)　次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証

(8)　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第 2 条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 号の個人情報

7

○ Fig. C-12c：通則編 印字頁 9（PDF13 頁）――2-2 の解説。

個人情報保護法ガイドライン（通則編）

(14)　国家公務員共済組合法施行規則第 127 条の 2 第 1 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
(15)　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 93 条第 2 項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
(16)　地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
(17)　地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
(18)　地方公務員等共済組合法施行規程第 176 条第 2 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
(19)　雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
(20)　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（2-1（個人情報）参照）（※）。

具体的な内容は、政令第 1 条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条から第 4 条までに定めるとおりである。

政令第 1 条第 1 号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第 2 条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
　ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ、9 座位以上の 4 塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

9

○ Fig. C-12d：通則編 印字頁 14（PDF18 頁）――2-3(8)の全体及び(9)の冒頭。**本頁を通じて、生体データ又は顔認証データへの言及はない。**

・医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
・都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報
・医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

(8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号関係）（※）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

(9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号関係）（※）

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要が

○ Fig. C-12e：通則編 印字頁 15（PDF19 頁）――2-3(9)の続き。**同じく言及はない。**

個人情報保護法ガイドライン（通則編）

ある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。
　指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。
　「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状況、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。
　「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状況、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。
　なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

（10）本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第 2 条第 4 号関係）
　本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

（11）本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第 2 条第 5 号関係）
　本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

15

- **主張との関係**：4.3「2019 年の十分性認定の前提との関係」――2019 年の十分性認定前文 66 は、施行令第 2 条第 2 号・第 3 号（日本語版では通則編 2-3(8)・(9)に対応）の「病歴」の下位区分が遺伝データ及び生体データを対象とすると述べる。しかし当該箇所の記載は遺伝子検査の結果と医療の文脈における診療等の事実にとどまり、生体データ又は顔認証データへの言及はない。他方、顔の容貌、虹彩、声帯、歩容、静脈、指紋等を変換した符号は、2-2 において**個人識別符号**として、要配慮個人情報とは別のカテゴリーに置かれている。したが

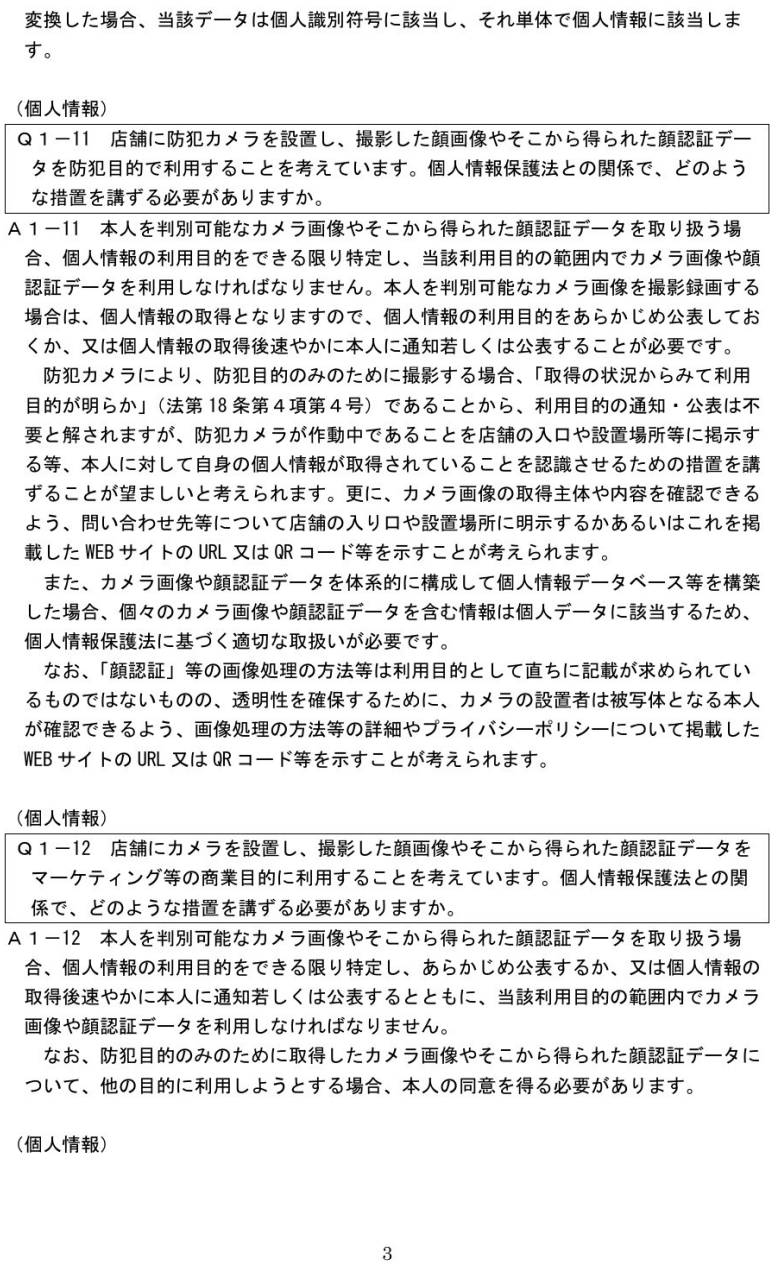
って、前文 66 にいう「生体データ」が一意識別のための顔特徴テンプレートを含むとの理解は、当時公表された日本語資料からは確認できない。

C-13　2019 年の十分性認定時点の PPC Q&A―顔画像・顔認証データの取扱い（→ 4.3）

- **提出メタデータ**：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するＱ＆Ａ（平成 29 年（2017 年）2 月 16 日、平成 30 年（2018 年）12 月 25 日更新）／個人情報保護委員会／2018-12-25／掲載ページ（WARP による 2019 年 2 月 1 日時点の保存）：https://warp.ndl.go.jp/web/20190201091009/https://www.ppc.go.jp/personal/legal/ ／PDF 直 URL（WARP リプレイ）：https://warp.ndl.go.jp/20190201/20190201001009/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/181225_APPI_QA.pdf （同上。ファイル名 `181225_APPI_QA.pdf`、SHA-256 `b0775b8b0e7d004ad449ae44318360a9a0e8f5726667b26dc8fc5917e853ed3a`）
- **抄訳箇所①**：Ｑ１－11・Ａ１－11（防犯目的）
  - 原文抜粋（逐語。PDF からの抽出につき、行送り及び数字前後の空白は整えた）：「Ｑ１－11　店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。／Ａ１－11　本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。本人を判別可能なカメラ画像を撮影録画する場合は、個人情報の取得となりますので、個人情報の利用目的をあらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表することが必要です。〔中略〕また、カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："Q1-11 We are considering installing security cameras in our shop and using the facial images captured and the facial recognition data derived from them for crime-prevention purposes. What measures must we take under the Act on the Protection of Personal Information? / A1-11 Where camera images by which the data subject can be identified, or facial recognition data derived from them, are handled, the purpose of use of the personal information must be specified as far as possible and the camera images and facial recognition data must be used within the scope of that purpose. Recording camera images by which the data subject can be identified constitutes acquisition of personal information; the purpose of use must therefore be published in advance or, promptly after acquisition, either notified to the data subject or published. [...] Furthermore, where camera images or facial recognition data are systematically organised so as to constitute a personal information database etc., information containing each such camera image or facial recognition datum falls within personal data and must be handled appropriately under the Act on the Protection of Personal Information."
- **抄訳箇所②**：Ｑ１－12・Ａ１－12（商業目的。全文）

- 原文抜粋（逐語。同上）：「Ｑ１－12　店舗にカメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データをマーケティング等の商業目的に利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。／Ａ１－12　本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、あらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表するとともに、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。／なお、防犯目的のみのために取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データについて、他の目的に利用しようとする場合、本人の同意を得る必要があります。」
- 英訳（unofficial translation by the submitters）："Q1-12 We are considering installing cameras in our shop and using the facial images captured and the facial recognition data derived from them for commercial purposes such as marketing. What measures must we take under the Act on the Protection of Personal Information? / A1-12 Where camera images by which the data subject can be identified, or facial recognition data derived from them, are handled, the purpose of use of the personal information must be specified as far as possible and either published in advance or, promptly after acquisition, notified to the data subject or published, and the camera images and facial recognition data must be used within the scope of that purpose. / Where camera images acquired solely for crime-prevention purposes, or facial recognition data derived from them, are to be used for another purpose, the consent of the data subject must be obtained."

- **出所キャプチャ**
  - Fig. C-13：Q&A 印字頁 3（PDF26 頁）——Ｑ１－11・Ａ１－11 及びＱ１－12・Ａ１－12。掲載ページ上の所在は Fig. C-12a の下段の赤枠を参照。



変換した場合、当該データは個人識別符号に該当し、それ単体で個人情報に該当します。

（個人情報）

Ｑ１－11　店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

Ａ１－11　本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。本人を判別可能なカメラ画像を撮影録画する場合は、個人情報の取得となりますので、個人情報の利用目的をあらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表することが必要です。

防犯カメラにより、防犯目的のみのために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（法第 18 条第４項第４号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と解されますが、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられます。更に、カメラ画像の取得主体や内容を確認できるよう、問い合わせ先等について店舗の入り口や設置場所に明示するかあるいはこれを掲載した WEB サイトの URL 又は QR コード等を示すことが考えられます。

また、カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

なお、「顔認証」等の画像処理の方法等は利用目的として直ちに記載が求められているものではないものの、透明性を確保するために、カメラの設置者は被写体となる本人が確認できるよう、画像処理の方法等の詳細やプライバシーポリシーについて掲載した WEB サイトの URL 又は QR コード等を示すことが考えられます。

（個人情報）

Ｑ１－12　店舗にカメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データをマーケティング等の商業目的に利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

Ａ１－12　本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、あらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表するとともに、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。

なお、防犯目的のみのために取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データについて、他の目的に利用しようとする場合、本人の同意を得る必要があります。

（個人情報）

3

- **主張との関係**：4.3「2019 年の十分性認定の前提との関係」——PPC 自身が、2019 年の十分性認定の直前に公表していた解釈資料において、防犯目的・商業目的いずれの顔認証データについても、要配慮個人情報としての取得同意ではなく、**通常の個人情報・個人データとしての利用目的の特定、公表又は通知**を求めるにとどめていた。目的外利用について同意を要

するとする箇所も、要配慮個人情報の規律ではなく利用目的による制限（当時の法第 16 条）に基づくものである。前文 66 の評価と、当時の PPC 自身の解釈との間に齟齬があることを示す。

C-14　PPC 事務局による法案立案の根拠に関する回答（2026 年 9 月 10 日）（→ 1.3(1)(d)・1.4 検証事項 2）

- **提出メタデータ**：個人情報保護機関のあり方研究会が、日弁連法務研究財団研究「個人情報保護委員会が独立行政委員会として備えるべき実体的要件に関する研究」として、同研究の研究主任（實原隆志・南山大学大学院法務研究科教授）の名義で 2026 年 7 月 6 日付で個人情報保護委員会（委員長　手塚悟宛て）に送付したヒアリング依頼状（「提出団体について」参照）の質問事項 9 イ（個人情報保護法改正案を策定されたことの根拠規定について。個人情報保護法第 132 条に「企画及び立案」に相当する規定がないことを踏まえた照会）に対し、個人情報保護委員会事務局総務課総括係が 2026 年 9 月 10 日付で行った書面回答。**本回答は PPC 事務局が事務レベルで行ったものであり、委員長及び委員による合議体としての決定を示すものではない。**回答は、同研究の連絡担当者宛てに電子メールで送付され、2026 年 9 月 18 日に同研究会の構成員に転送された。本意見書の提出者は、送受信ヘッダ（差出人・日時・件名等）を含む転送メールを保有している。
- **抄訳箇所**：質問事項 9 イ（個人情報保護法改正案を策定されたことの根拠規定について）に対する回答
  - 原文抜粋（逐語）：「個人情報保護法第 7 条において、基本方針の立案の機能が位置づけられており、そのもとで、政府内で企画立案機能を担っております。また、同法第 132 条の所掌事項中、同条第 1 号中に「基本方針の策定及び推進に関すること」が規定されており、閣議決定された基本方針の中で、「個人情報等に関する国の政策の企画立案を担う」旨が明記されております。〔中略：基本方針掲載ページ URL〕なお、ご参考までに、個人情報保護委員会事務局組織令第 5 条第 4 号において、法律案の作成は所掌事務とされております。」
  - 英訳（unofficial translation by the submitters）："Article 7 of the Act on the Protection of Personal Information provides for the function of drafting the Basic Policy, and under it the Commission bears a planning and drafting function within the Government. In addition, among the matters within the Commission's jurisdiction under Article 132, item (i) of the Act provides for 'matters concerning the formulation and promotion of the Basic Policy,' and the Basic Policy as decided by the Cabinet expressly states that the Commission 'bears responsibility for the planning and drafting of national policy concerning personal information, etc.' [reference to the Basic Policy's webpage omitted] For reference, Article 5, item (iv) of the Cabinet Order on the Organisation of the Secretariat of the Personal Information Protection Commission provides that the preparation of bills is among the Secretariat's functions."
- **主張との関係**：1.3(1)(d)——従来「政府による公式の説明は確認できていない」としていた点を、PPC 事務局の説明に置き換える一次資料。PPC 事務局が、法案立案の根拠構造として法第 7 条・第 132 条第 1 号及び閣議決定された基本方針・事務局組織令第 5 条第 4 号を明示したことを直接裏付ける。回答文中「法律案の作成」との表現は、事務局組織令第 5 条第 4

号の実際の文言「**法令案**の作成」とは字句が異なる。本文 1.3(1)(d)では原典に忠実な「法令案の作成」を用いており、本項の抄訳は回答メールの逐語のまま「法律案の作成」と記載している――この差異は回答者による言い換えであり、引用の誤りではない。

C-15　朝日新聞による法案形成過程の報道（参考資料）（→ 1.3(2)(b)(i)・2.3(2)）

- **書誌情報**：「進むデータ活用、消えた団体訴訟　個情法改正案「密室の政策形成」」／朝日新聞／2026 年 4 月 12 日 17 時 00 分配信／記事 URL。英語題名（unofficial translation by the submitters）：*Data Use Advances, Collective Litigation Dropped: "Closed-Door Policymaking" on the APPI Amendment Bill*。
- **原資料**：保存 PDF（全 6 頁）。以下の頁番号は保存 PDF の頁番号。2026 年 9 月 21 日、提出用資料の編集に際して保存 PDF の本文及び記事名・配信日時を確認した。
- **資料の位置づけ**：本項は、1.3(2)(b)(i)及び 2.3(2)で言及した報道の内容を読者が確認できるようにするための参考資料である。1.3(2)(b)(i)の独立性に関する主張は、公表された政策文書・政府答弁・PPC 議事録に基づき、2.3(2)の団体制度の経緯に関する記述は、PPC の公開資料に基づく。以下は記事の報道内容を示すものであり、匿名の発言や記事が参照する資料の内容を、提出者が独自に確認した事実として提示するものではない。
- **抄訳箇所①**：保存 PDF2 頁「1 年遅れた法改正プロセス」冒頭。原文抜粋は以下①～③とも逐語（PDF の行送りのみ整理）。

  「妥協するしかなかった」。個情委の幹部は打ち明ける。「事業者団体が納得しない限り、法案はいつまでも提出できない構造なんだ」

  英訳（unofficial translation by the submitters）：

  "We had no choice but to compromise," a senior PPC official confided. "The structure is such that unless the business associations agree, the bill can never be submitted."
- **抄訳箇所②**：保存 PDF3 頁、与党組織と事業者団体が同席した会合に関する記述。「3 団体」は、記事が直前に挙げる経団連、新経済連盟、日本 IT 団体連盟を指す。

  3 団体が頼ったのが、自民党のデジタル政策の司令塔とも呼ばれる党内組織「デジタル社会推進本部」（平井卓也本部長、デジ本）だった。

  情報公開法などに基づき入手した資料によれば、個情委の事務局幹部は 24 年 4 月に 4 度、デジ本に呼ばれている。3 団体のロビイストも同席する場で、議員らは「経済界が望まない課徴金の話が、なぜ出てきたのか」と事務局幹部に問いただした。

  英訳（unofficial translation by the submitters）：

  The three associations turned to the Liberal Democratic Party's Headquarters for the Promotion of a Digital Society (headed by HIRAI Takuya; referred to as "Dejihon"), a party organisation also described as the "control tower" (shireitō) for the party's digital policy.

  According to materials obtained under the Information Disclosure Act and the like, senior officials of the PPC secretariat were called to Dejihon four times in April 2024. At meetings also attended by lobbyists from the three associations, lawmakers pressed the secretariat officials: "Why has the

issue of administrative monetary penalties come up when the business community does not want them?”

- **抄訳箇所③**：保存 PDF4 頁、団体訴訟の見送り・課徴金の縮小と 2025 年 12 月 12 日の会合に関する記述。

  だが、成果を手にしても、事業者団体は法改正を拒み続けた。「このままでは 26 年も改正できない」。焦った個情委が切ったカードが団体訴訟の見送りと課徴金の縮小の方針だった。

  25 年 12 月 12 日、デジ本の下部組織「デジタル基盤小委員会」の役員会で数人の議員と官僚、3 団体のロビイストが話し合いの場をもっている。

  入手した資料によれば、議員の一人は、個情委が示した改正方針を確認しながら「これで条文作成の作業に入っていいですか」と 3 団体に尋ねた。

  この会合を経て改正案はやっと国会への提出を認められた。

  英訳（unofficial translation by the submitters）：

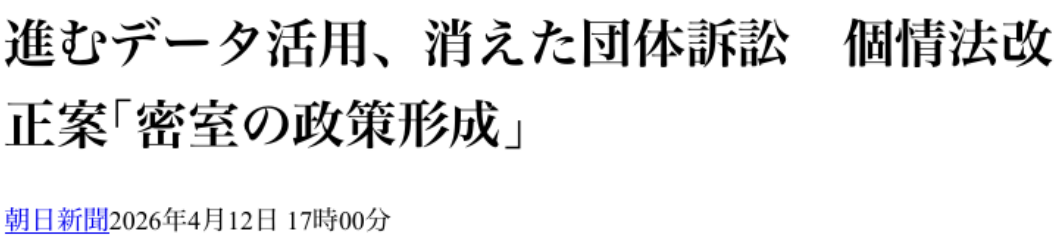
  Yet even after securing gains, the business associations continued to oppose the legislative amendments. “At this rate, the law cannot be amended in 2026 either.” The card the anxious PPC played was a policy of shelving collective litigation and scaling back administrative monetary penalties.

  On 12 December 2025, several lawmakers and government officials met with lobbyists from the three associations at an executive meeting of the Digital Infrastructure Subcommittee, a subordinate body of Dejihon.

  According to materials obtained, one of the lawmakers, while reviewing the amendment policy presented by the PPC, asked the three associations: “May we proceed with drafting the provisions on this basis?”

  Following this meeting, the amendment bill was finally allowed to be submitted to the Diet.

- **出所キャプチャ**：Fig. C-15：保存 PDF1 頁の冒頭。記事名、媒体名及び配信日時。



進むデータ活用、消えた団体訴訟　個情法改正案「密室の政策形成」

朝日新聞2026年4月12日 17時00分

C-16　宇賀克也氏の専門家見解（参考資料）（→ 1.3(2)(a)注）

- **書誌情報**：「宇賀克也・元最高裁判事に聞く　改正個情法と『統計例外』の課題は」／朝日新聞／2026 年 9 月 2 日 6 時 00 分配信／記事 URL。英語題名（unofficial translation by the submitters）：*Interview with UGA Katsuya, Former Justice of the Supreme Court: Issues Raised by the APPI Amendment and the “Statistical Processing Exception”*。
- **原資料**：保存 PDF（全 7 頁）。以下の頁番号は保存 PDF の頁番号。2026 年 9 月 21 日、提出用資料の編集に際して保存 PDF の本文及び記事名・配信日時を確認した。

- **資料の位置づけ**：本項は、1.3(2)(a)の脚注で補足的に参照した宇賀氏の専門家見解を、読者が確認できるようにするための参考資料である。宇賀氏の見解自体は、PPC の判断過程又は政府の関与に関する事実を立証するものではない。本文の独立性に関する評価は、公表資料及び CJEU 判例に基づく。
- **抄訳箇所**：保存 PDF6 頁「個情法の究極目的は『保護』、利活用と対等に扱うことに懸念」。原文抜粋は逐語（PDF の行送りのみ整理）。

  「1998 年の中央省庁等改革基本法は、基本的な政策目的や価値体系が対立する行政機能は、できる限り異なる省が担うべきだと定めています。一つの組織に、対立する政策目的や価値観を同居させると、外部から見えない形で利害調整が行われる恐れがあり、対立する論点は組織外で透明性の高い議論を行うことが望ましいという考え方です」

  「個人情報の保護と利活用は、対立する場面があります。個人情報保護委員会は利活用に配慮しつつも保護を優先し、デジタル庁は保護に配慮しつつも利活用を優先するといった形で、対立する価値は異なる機関が担うことで、交渉過程を外部から見えるようにすることが重要です」

  英訳（unofficial translation by the submitters）：

  “The 1998 Basic Act on Central Government Reform provides that administrative functions involving conflicting fundamental policy objectives or value systems should, insofar as possible, be assigned to different ministries. If conflicting policy objectives or values are housed within a single organisation, there is a risk that interests will be adjusted in a manner invisible from outside; the underlying idea is that it is desirable for contested issues to be discussed outside the organisation in a highly transparent manner.”

  “The protection and use of personal information can conflict. It is important that conflicting values be assigned to different institutions, with the PPC giving priority to protection while taking the use of data into account, and the Digital Agency giving priority to data use while taking protection into account, so that the process of negotiation can be made visible from outside.”
- **出所キャプチャ**：Fig. C-16：保存 PDF1 頁の冒頭。媒体名、記事名、配信日時及び聞き手。


朝日新聞

インタビュー

宇賀克也・元最高裁判事に聞く　改正個情法と「統計例外」の課題は

2026年9月2日 6時00分 有料記事

聞き手 編集委員・若江雅子

C-17　重点計画とこれに対する PPC の意見（→ 5.5）

- **提出メタデータ**：①デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023 年（令和 5 年）6 月 9 日閣議決定。PPC への意見聴取に付された案は、第 244 回個人情報保護委員会〔2023-05-31〕資

料 1-1 別紙 2）／PDF 直 URL https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230531_shiryou-1-1-besshi-2.pdf ／②デジタル社会形成基本法第 37 条第 4 項及び官民データ活用推進基本法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（回答）（個情第 1901 号、2023 年 6 月 1 日、個人情報保護委員会委員長）／PDF 直 URL https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230531_shiryou-1-2-sankou.pdf ／③マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応方針（案）（第 244 回個人情報保護委員会資料 3、2023-05-31）／PDF 直 URL https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230531_shiryou-3.pdf （いずれも last accessed: 2026-09-30）

- **抄訳箇所：**

1. **健康保険証の廃止**（①本文 第 1「1. マイナンバーカード/デジタル行政サービス」、印刷頁 2〔PDF p.7〕・逐語）：「（２）行政サービス等の拡充　① 健康保険証との一体化　マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、一体化を加速し、2024 年（令和 6 年）秋に健康保険証を廃止する。」
2. **オンライン資格確認等システムの位置づけ**（①本文、印刷頁 60〔PDF p.65〕・逐語）：「医療情報の共有の基盤となるオンライン資格確認等システムについて、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充に向けて機能を強化するため、ガバメントクラウドの活用について明確化する。」
3. **マイナンバーカードによる受診の目的**（①別冊「デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集」、印刷頁 15〔PDF p.183〕・逐語）：「[No. 5 － 8] マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速　・国民がマイナンバーカードで受診することで、健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、2023 年（令和 5 年）4 月から保険医療機関・薬局へのオンライン資格確認の導入の原則義務化を実施。」
4. **意見を取りまとめた会議**（②鑑文、PDF p.1・逐語）：「令和 5 年 5 月 29 日付けデ戦第 1628 号をもって意見を求められた件について、令和 5 年 5 月 31 日に開催された第 244 回個人情報保護委員会において意見がとりまとめられたので、別紙のとおり回答する。」
5. **意見の基本的視座**（②別紙、PDF p.2・逐語）：「また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため、マイナンバー制度の利用並びにマイナンバーカードの普及及び利用を推進するに当たっては、その前提として、個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じることが肝要である。」（これに続く留意事項(1)～(4)は、個人情報保護法の規律に則った適正な取扱い、施策の透明性と丁寧な説明、PIA の手法の活用、PPC の施策との連携を述べる。健康保険証及び医療情報への言及はない。）
6. **同じ会議で審議された紐付け誤りへの対応**（③PDF p.1・逐語）：表題「マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応方針（案）」。「○　個人情報保護委員会は、コンビニでの住民票等の誤交付、マイナンバーカードの健康保険証利用における紐付け誤り、公金受取口座の誤登録等の一連の事案について、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけに

なり得るといった影響範囲の大きさに鑑み、以下の表のとおり、詳細な事実関係を把握するとともに、今後、確認された問題点に応じて、指導等の権限行使の要否を検討することとする。」

○ 英訳（unofficial translation by the submitters）：

1. "(2) Expansion of administrative services, etc. ① Integration with the health insurance card: Based on the conclusions of the Study Group on the Integration of the My Number Card and the Health Insurance Card, the integration will be accelerated and the health insurance card will be abolished in autumn 2024 (Reiwa 6)."
2. "With regard to the Online Eligibility Confirmation System, which serves as the infrastructure for sharing medical information, the use of the Government Cloud will be clarified in order to strengthen its functions with a view to expanding the data that individuals can handle themselves via Mynaportal."
3. "[No. 5-8] Acceleration of the integration of the My Number card and the health insurance card — So that citizens may receive better medical care based on their health and medical information by receiving medical treatment with their My Number card, the introduction of online eligibility confirmation at insurance medical institutions and pharmacies was, in principle, made mandatory from April 2023 (Reiwa 5)."
4. "With respect to the matter on which our opinion was requested by Digital Strategy No. 1628 of 29 May 2023 (Reiwa 5), the opinion was compiled at the 244th meeting of the Personal Information Protection Commission held on 31 May 2023, and we hereby reply as set out in the Attachment."
5. "In addition, in promoting the use of the My Number system and the dissemination and use of the My Number card in order to make administration more efficient, enhance convenience for the public and realise a fair and just society, it is essential, as a prerequisite, to take the measures necessary to ensure the proper handling of Individual Numbers and other specific personal information, etc." (The points to note (1) to (4) that follow concern proper handling in accordance with the APPI, the transparency of measures and careful explanation, the use of PIA methods, and coordination with the PPC's policies. They contain no reference to the health insurance card or to medical information.)
6. Title: "Response Policy (Draft) of the Personal Information Protection Commission regarding Various Incidents concerning the My Number Card, etc." / "The Personal Information Protection Commission, in view of the magnitude of the impact of the series of incidents — including the erroneous issuance of residence certificates, etc. at convenience stores, mislinking in the use of the My Number card as a health insurance card, and the erroneous registration of accounts for receiving public funds — which may give rise to anxiety among citizens using services that utilise the My Number and the My Number card, will ascertain the detailed facts as shown in the table below and, depending on the problems identified, consider whether to exercise its powers, such as giving guidance."

- 出所キャプチャ：
  - Fig. C-17a：①PDF p.1（表紙）。「別紙２」、題名及び「2023 年（令和 5 年） 6 月 9 日」に印。

別紙２

デジタル社会の実現に向けた重点計画

2023年（令和５年）６月９日

○ Fig. C-17b：①印刷頁 2（PDF p.7）。抄訳 1 の箇所に印。

第１　安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

重点計画は、第２「１．デジタルにより目指す社会の姿」に示すとおり、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、これまで以上に安全・安心が確保され、多様な幸せが実現できる社会を目指す。今回の改定に当たり、その社会の実現に向けて、国民生活や事業者活動の利便性向上、安全・安心の確保の観点からの当面の政策対応について、以下の各事項について重点的に取り組むこととする。

１．マイナンバーカード/デジタル行政サービス

マイナンバーカードを使って国民の生活を向上させるため、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化、市民カード化、民間ビジネスにおける利用、カードの利便性の向上など、以下に掲げる事項について重点的に取り組む。

（１）申請・交付環境の整備

紛失等の場合に最短５日間で発行・交付できる特急発行・交付の仕組み、出張申請受付の推進等、取得に課題がある方への環境整備を推進し、マイナンバーカードの交付体制や申請環境を整備する。

（２）行政サービス等の拡充

① 健康保険証との一体化

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、一体化を加速し、2024 年（令和６年）秋に健康保険証を廃止する。

② 運転免許証との一体化

2024 年度（令和６年度）末までの少しでも早い時期に、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用を開始する。

③ 在留カードとの一体化

マイナンバーカードと在留カードの一体化について、今後、必要となる関連法案を速やかに国会に提出するなどし、次期マイナンバーカードの議論を踏まえつつ一体化の実現を目指す。

④ 障害者手帳との連携の強化

障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みが普及し始めている。この仕組みの更なる普及のため、利用方法や利用場面についての障害当事者への情報提供を進める。

⑤ 年金情報との連携の強化

年金分野においては、マイナポータルにログインをすることにより、「ねんきんネット」上の年金加入記録等の情報を閲覧可能となっている。今後、「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、2024 年度（令和６年度）を目途に、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報をマイナポータル上でプッシュ型でお知らせする機能を構築する。

2

○ Fig. C-17c：①印刷頁 60（PDF p.65）。抄訳 2 の箇所に印。

コスト縮減の観点も踏まえながら、モダンシステムへの刷新を図っていく。

・「医療 DX の推進に関する工程表」に記載された施策に係る業務を担う主体について、社会保険診療報酬支払基金が行っているレセプトの収集・分析や、オンライン資格確認等システムの基盤の開発等の経験やノウハウを生かす観点から、同基金を、審査支払機能に加え、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。この改組に当たっては、地方関係者の参画を得つつ、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保し、絶えず進歩する IoT 技術やシステムの変化に柔軟に対応して一元的な意思決定が可能となる仕組みとするとともに、既存の取組を効果的に取り入れられるよう、体制を構築する。この観点から、具体的な組織の在り方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金の在り方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。

・マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報については事業主健診（40 歳未満）[57]（2023 年度（令和５年度）～）、学校健診（2024 年度（令和６年度）～）等に対象となる情報を拡大するため、システム改修等の必要な対応を行う。

・レセプト情報・NDB と介護保険総合データベース（介護 DB）を連結したサンプルデータについて、厚生労働科学研究の結果を踏まえ、2023 年度（令和５年度）中を目途に公表する。

・医療情報の共有の基盤となるオンライン資格確認等システムについて、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充に向けて機能を強化するため、ガバメントクラウドの活用について明確化する。

イ オンライン診療等の強力な推進

新型コロナウイルスへの対応等を踏まえ、これまで「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂や、「オンライン服薬指導の実施要領」の策定を実施しており、これらに沿ったオンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。

また、オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、適切なオンライン診療の普及を推進する。

ウ 新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた次の感染症への備え等

医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検討を進める。

G-MIS について、医療機関を対象とした調査を行うプラットフォームとして引き続き改修を行う。収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

このほか、ローコーディングツール[58]等を軸とした保守性・拡張性・連携性の高い現場視点の広域災害救急医療情報システム（EMIS）代替サービス調達に係る調査研究事業を行い、その結果を反映したシステムを構築する。

---

[57] 特定健診結果として保険者に提供された 40 歳以上の事業主健診の結果は、2021 年（令和３年）10 月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている。

[58] 可能な限りソースコードを書かずに、アプリケーションを迅速に開発する手法やその支援ツール。

60

○ Fig. C-17d：①施策集 印刷頁 15（PDF p.183）。抄訳 3 の箇所に印。

KPI： 登録自治体数
主担当府省庁： 総務省

［No. ５－６］国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下この施策において「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。
- 2024年度（令和６年度）中のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用の実現を目指し、住基ネット等の必要なシステムの構築・改修を行う。
- これにより、改正法の改正規定の施行期日（改正法の公布の日（2019年（令和元年）５月31日）から起算して５年以内で政令で定める日）以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。

KPI： マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要なシステムの改修（2024年度（令和６年度）中））
マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス（電子証明書）の国外継続利用の実施
主担当府省庁： 総務省

［No. ５－７］コンビニ交付サービスの導入推進

- 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、郵便局やコンビニなどにおけるマイナンバーカードを用いて取得する証明書自動交付サービスの導入促進を図り、ほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書など証明書自動交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。
- これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI： コンビニ交付サービス導入市町村の人口
住民票の写しのコンビニ交付サービスの割合
主担当府省庁： 総務省

［No. ５－８］マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速

- 国民がマイナンバーカードで受診することで、健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、2023年（令和５年）４月から保険医療機関・薬局へのオンライン資格確認の導入の原則義務化を実施。

15

○ Fig. C-17e：②PDF p.1（鑑文）。抄訳 4 の箇所に印。

個 情 第 1901 号
令和５年６月１日

内閣総理大臣
岸田　文雄　殿

個人情報保護委員会
委員長　丹野　美絵子
（　公　印　省　略　）

デジタル社会形成基本法第 37 条第４項及び
官民データ活用推進基本法第８条第４項の規定に基づく意見について（回答）

令和５年５月 29 日付けデ戦第 1628 号をもって意見を求められた件について、令和５年５月 31 日に開催された第 244 回個人情報保護委員会において意見がとりまとめられたので、別紙のとおり回答する。

以上

○ Fig. C-17f：②PDF p.2（別紙）。抄訳 5 の箇所に印。

（別紙）

デジタル社会形成基本法第 37 条第４項及び
官民データ活用推進基本法第８条第４項の規定に基づく意見

令和５年６月１日
個人情報保護委員会

デジタル社会の実現に向けた政策の遂行に当たっては、AI、IoT、クラウドサービスや 5G 等のデジタル技術の飛躍的な進展等により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化している状況を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報を含む個人に関する情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いが確保されることが肝要である。

また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため、マイナンバー制度の利用並びにマイナンバーカードの普及及び利用を推進するに当たっては、その前提として、個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じることが肝要である。

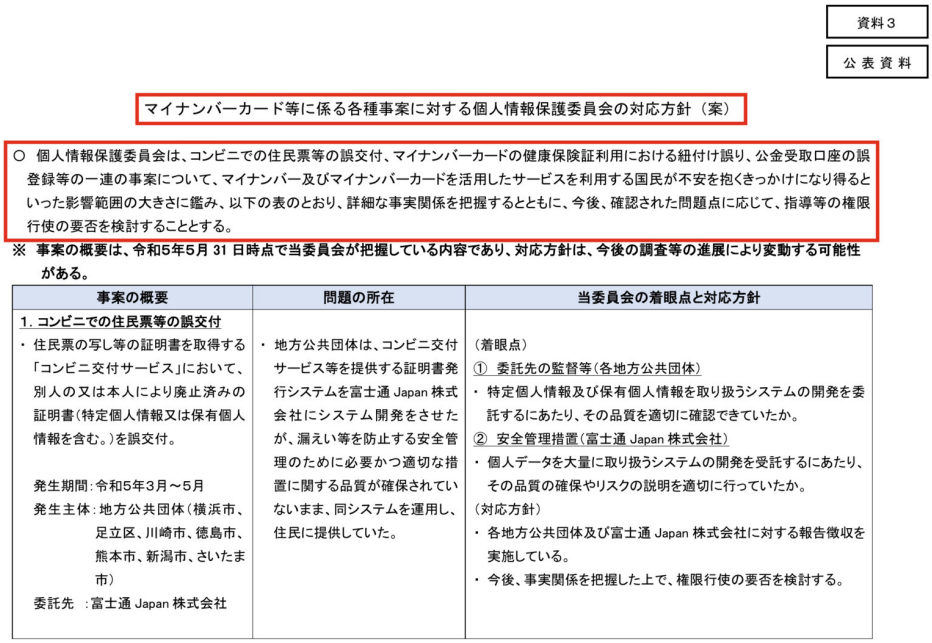
こうした基本的視座に立った上で、デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「重点計画」という。）に定められた施策の実施に当たっては、次の点に留意することが必要である。

（１）令和５年４月に全面施行されたデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）により、行政機関等における個人情報等の取扱いについても個人情報保護法の規律が適用されることになったことを踏まえ、各行政機関等においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、個人情報保護法の規律に則り、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するべきこと。

（２）行政機関等が個人情報等を取り扱う施策やシステム構築を実施する際には、その透明性と信頼性の確保が特に重要であることから、政策目的や国民が得ることが期待される便益を明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に国民に説明するべきこと。

特に、マイナンバー制度の利用等の推進に関する施策の実施に当たっては、特定個人情報保護評価の着実な実施を含め、個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正の確保及び丁寧な説明が求められること。

○ Fig. C-17g：③PDF p.1。表題及び抄訳 6 の箇所に印。



資料３

公 表 資 料

マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応方針（案）

○ 個人情報保護委員会は、コンビニでの住民票等の誤交付、マイナンバーカードの健康保険証利用における紐付け誤り、公金受取口座の誤登録等の一連の事案について、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得るといった影響範囲の大きさに鑑み、以下の表のとおり、詳細な事実関係を把握するとともに、今後、確認された問題点に応じて、指導等の権限行使の要否を検討することとする。

※ 事案の概要は、令和5年5月 31 日時点で当委員会が把握している内容であり、対応方針は、今後の調査等の進展により変動する可能性がある。

事案の概要	問題の所在	当委員会の着眼点と対応方針
1. コンビニでの住民票等の誤交付 ・住民票の写し等の証明書を取得する「コンビニ交付サービス」において、別人の又は本人により廃止済みの証明書（特定個人情報又は保有個人情報を含む。）を誤交付。 発生期間：令和5年3月～5月 発生主体：地方公共団体（横浜市、足立区、川崎市、徳島市、熊本市、新潟市、さいたま市） 委託先　：富士通 Japan 株式会社	・地方公共団体は、コンビニ交付サービス等を提供する証明書発行システムを富士通 Japan 株式会社にシステム開発をさせたが、漏えい等を防止する安全管理のために必要かつ適切な措置に関する品質が確保されていないまま、同システムを運用し、住民に提供していた。	（着眼点） ① 委託先の監督等（各地方公共団体） ・特定個人情報及び保有個人情報を取り扱うシステムの開発を委託するにあたり、その品質を適切に確認できていたか。 ② 安全管理措置（富士通 Japan 株式会社） ・個人データを大量に取り扱うシステムの開発を受託するにあたり、その品質の確保やリスクの説明を適切に行っていたか。 （対応方針） ・各地方公共団体及び富士通 Japan 株式会社に対する報告徴収を実施している。 ・今後、事実関係を把握した上で、権限行使の要否を検討する。

- **主張との関係**：5.5——(i) PPC が法律に基づき意見を求められた重点計画の案が、健康保険証の廃止（抄訳 1）と、オンライン資格確認等システムによる医療情報の共有（抄訳 2・3）を掲げていたこと、(ii) これに対する PPC の意見が、マイナンバー制度一般についての留意事項にとどまり、健康保険証及び医療情報に言及していないこと（抄訳 5）、(iii) その意見が、健康保険証利用における紐付け誤りへの対応方針を審議したのと同じ第 244 回委員会で取りまとめられたこと（抄訳 4・6）を、政府及び PPC の公文書自体によって示す。医療情報を共有するに当たっての同意の取得、健康保険証の廃止によりカードや暗証番号を自ら管理できない者の扱いといった点を PPC が問題にしていないとの評価は、これらの文書に基づく本意見書の評価である。